第５次鞍手町総合計画

後期基本計画

鞍手町国土強靭化地域計画

Master Plan　2020 ▶ 2024

新たな力で躍動するまち　くらて

～ 未来につなぐ　つながる　希望の芽 ～

１.はじめに

これまで、「新たな力で躍動するまち くらて」の実現を目指し、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とする第５次鞍手町総合計画の基本構想を策定するとともに、平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）までの４年間を計画期間とする前期基本計画の取り組みを定め、多様な施策を推進してきました。

依然として、「東京一極集中」や「少子高齢化・人口減少」が及ぼす影響により、地方においては地域社会や地域経済の衰退などの問題が顕在化していることに加え、大型台風や集中豪雨が相次いで発生し、自然災害が常態化・激甚化しています。

そのような状況下においても未来技術の進展や働き方改革など社会情勢は大きく変化しています。

令和２年度（2020 年度）から５年間の後期基本計画では、まちの将来像を実現するため、令和元年（2019 年）６月に実施した「鞍手町のまちづくりに関する住民アンケート」や同年 11 月に実施した「次代を担う中学生へのまちづくりに関するアンケート」によって得た町民のニーズを分析し、前期基本計画の成果と課題を検証するとともに、社会情勢の変化、町民のニーズ、町の課題、ＳＤＧｓの考え方を踏まえた見直しを行い、持続あるまちづくりに取り組むものとします。

また、今後も少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成を目指し、まちづくりを推進していきます。

人口減少や地域経済の進展が見られない中で、雇用の創出等により即効性の高いものは第２期鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げ、好循環の確立に向けて推進していきます。また、第７次鞍手町行財政改革では人口減少と財政状況の分析、課題を整理し、将来を見据え安定した財政基盤を確立するために総合計画と一体的に策定することで両計画を総合計画に次ぐ分野の横断的な計画と位置付けています。

さらに国土強靭化地域計画についても総合計画との整合を図り一体的に策定しました。

今後のまちの発展に資するさまざまな動向もしっかりと捉えながら、第５次総合計画の総仕上げに向け、この「後期基本計画」の推進を通じて町民のみなさんとともに活力ある持続可能なまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議を賜りました鞍手町総合計画審議会委員並びに各種関係団体のみなさまをはじめ、「鞍手町のまちづくりに関する住民アンケート」や「次代を担う中学生へのまちづくりに関するアンケート」により貴重なご意見やご提言をいただきました町民のみなさまに心からお礼を申し上げるとともに、今後とも本町の発展のために一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和２年５月

鞍手町長　　岡　崎　邦　博

目　次

はじめに

第１部　計画策定にあたって

１．後期基本計画策定の趣旨 …… 1
２．総合計画の構成・期間 …… 1
（１）計画の構成 …… 1
（２）基本構想 …… 1
（３）将来像 …… 1
（４）基本計画 …… 2
３．評価・検証 …… 2
４．総合戦略との整合性 …… 3
５．行財政改革との整合性 …… 3
６．国土強靭化地域計画と総合計画 …… 3
７．ＳＤＧｓとの一体的な推進 …… 4
（１）ＳＤＧｓとは …… 4

第２部　第５次鞍手町総合計画基本構想（抜粋）

１．まちの将来像 …… 5
２．まちづくりの基本方針
（１）まちに賑わいを …… 6
（２）ひとに輝きを …… 6
（３）しごとの創出を …… 6
３．土地利用構想 …… 7
（１）土地利用の基本方針 …… 7
（２）土地利用 …… 7
４．人口ビジョン …… 9
（１）年齢３区分別人口の推移 …… 9
（２）仮定値Ｅによる将来人口の推移 …… 11
（３）人口の目標値 …… 12

第３部　後期基本計画

後期基本計画体系図 …… 13
各施策の見方 …… 14

第１章　まちに賑わいを

体系図 …… 15
基本施策１　計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり …… 17
基本施策２　計画的で効率的なメンテナンスの実施 …… 22
基本施策３　衛生的で安全なライフラインの基盤強化 …… 25
基本施策４　みんなでつくる快適な生活環境 …… 27
基本施策５　誰もが住みたくなる住環境 …… 30
基本施策６　みんなの力を地域の力に …… 33

第２章　ひとに輝きを

体系図 …… 39
基本施策７　安心・充実した子育て環境の整備 …… 41
基本施策８　生きる力を育む教育環境の整備 …… 46
基本施策９　ニーズに応じた学習機会の提供 …… 51
基本施策 10　文化財の保護と教育普及の推進 …… 56
基本施策 11　人権教育・男女共同参画の啓発・推進 …… 57
基本施策 12　「寿命＝健康寿命」を目指して …… 60
基本施策 13　ライフステージに応じた食育の推進 …… 62

第３章　しごとの創出を

体系図 …… 67
基本施策 14　安定した農業生産力を目指して …… 68
基本施策 15　企業の経営力向上を目指して …… 70
基本施策 16　新たな観光資源の発見・創造 …… 72

第４章　まちの魅力を全国に

体系図 …… 75
基本施策 17　情報の見える化の推進 …… 75

第５章　鞍手町国土強靭化地域計画

１．計画策定の趣旨 …… 77
２．計画の位置付け …… 77
３．策定体制 …… 78
４．計画期間 …… 78
５．計画の構成 …… 79
６．鞍手町の地域特性 …… 80
（１）位置 …… 80
（２）地形条件 …… 80

（３）気象 …… 80
（４）社会的条件 …… 80
（５）土地利用の状況 …… 81
７．自然災害に関する特性 …… 81
（１）災害の特性 …… 81
（２）気象災害 …… 82
（３）想定される災害 …… 85
８．地域強靭化の推進方針 …… 88
（１）国土強靭化の理念 …… 88
（２）国土強靭化と防災 …… 88
（３）防災対策の基本方針 …… 88
（４）地域強靭化の意義 …… 88
（５）基本方針 …… 89
（６）対象とする災害 …… 92
（７）強靭化の基本目標 …… 92
（８）事前に備えるべき目標 …… 92
（９）起きてはならない最悪の事態の設定 …… 93
９．脆弱性評価 …… 94
（１）基本的な考え方 …… 94
（２）脆弱性評価の手順 …… 94
（３）強靭化に向けた施策分野の設定 …… 95
（４）関係施策と指標一覧 …… 96
（５）脆弱性評価の結果 …… 108
（６）事務事業との整理対照表 …… 112

参考資料

鞍手町総合計画審議会条例 …… 117
鞍手町総合計画審議会名簿 …… 118
鞍手町総合計画策定委員会設置要綱 …… 119
鞍手町総合計画策定委員会名簿及びプロジェクトチーム名簿 …… 120
諮問書 …… 122
答申書及び付帯意見 …… 123
報告書 …… 124
パブリックコメントの実施結果 …… 125
計画策定までの経過 …… 127

第１部

計画策定にあたって

１　後期基本計画策定の趣旨
２　総合計画の構成・期間
３　評価・検証
４　総合戦略との整合性
５　行財政改革との整合性
６　国土強靭化地域計画と総合計画
７　ＳＤＧｓとの一体的な推進

１．後期基本計画策定の趣旨

平成 27 年（2015 年）３月に第５次鞍手町総合計画の基本構想を策定し、９年間のまちづくりの目標とその実現に向けた施策を定め、取り組みを進めてきました。

策定時に、全国的な課題であった少子高齢化や人口減少に立ち向かうため地方創生の具体的な取り組みをスタートしましたが、社会の状況は刻々と変化しています。後期基本計画の策定にあたり、最新の社会情勢や町民ニーズを捉えるとともに、これまでの成果や今後の課題を考慮し、令和２年度（2020 年度）を初年度とする「後期基本計画」において、今後５年間の町の取り組みの方向性を定めます。

特に近年は、本町においても人口減少や少子高齢化が地域産業やまちの機能維持に影響を及ぼすことが懸念され、本町を取り巻く状況は、年々厳しいものとなっています。

本計画は、時代の潮流や町民のニーズの変化などを踏まえ、前期基本計画の進捗状況を整理・評価するとともに、課題を分析し、令和６年度を目標年次とする町の取り組みの方向性を定めた「後期基本計画」を策定し、「新たな力で躍動するまち くらて」の将来像の実現のため、総合的な指針としてまちづくりに取り組むことを目的に策定するものです。

２．総合計画の構成・期間

（１）計画の構成

鞍手町総合計画（以下「総合計画」という。）は、本町が目指す将来像を示した「基本構想」とそれを実現するための具体的方策である「基本計画」により構成しています。

（２）基本構想

「人口減少」、「少子高齢化社会の到来」など町のこれからの政策・施策に重大な影響を及ぼすと考えられる課題を抽出し、まちづくりの基本となる理念を掲げ、本町の目指す将来像の実現に向けた基本目標及び行動目標（重点施策）を示すものです。

計画期間　平成 28 年度（2016 年度）～令和６年度（2024 年度）の９年間

（３）将来像

新たな力で躍動するまち　くらて

～　未来につなぐ　つながる　希望の芽　～

（４）基本計画

令和元年度（2019 年度）をもって「前期基本計画」の計画期間が満了となることから、これを見直し、令和２年度（2020 年度）を初年度とする「後期基本計画」を策定するものです。

なお、後期基本計画は、基本構想に掲げる町の将来像の実現に向け、前期基本計画期間中の取り組みの成果や今後の課題などを反映し、その具体的な方向性を示すための基本指針として策定するものです。

前期基本計画　平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）まで（４年間）

後期基本計画　令和２年度（2020 年度）から令和６年度（2024 年度）まで（５年間）

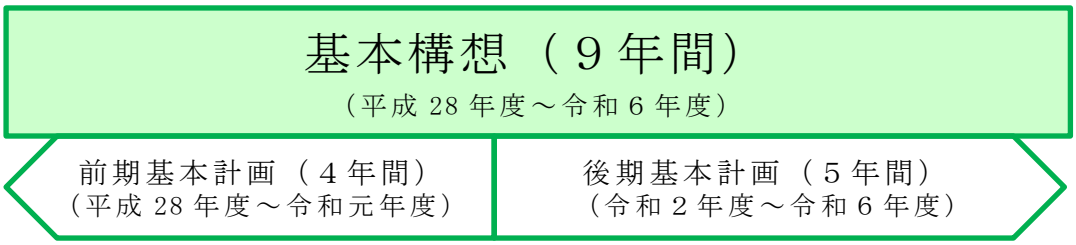

３．評価・検証

基本計画の各種事務事業には、５年後の目標となる指標を設定し、年度ごとに所管課においてＰＤＣＡサイクルによる検証を行います。後期基本計画に掲げた事業のうち、総合戦略、行財政改革に再掲している事業については、ＰＤＣＡシートを作成し、附属機関の委員会へ報告し、議会・町ホームページで公開し、事業内容を柔軟に見直していきます。

ＰＤＣＡサイクルは、PLAN（計画）→ DO（実行）→ CHECK（評価）→ ACTION（改善）の４段階を繰り返すことによって、事務事業を継続的に改善する手法です。

▲図１　ＰＤＣＡサイクル

４．総合戦略との整合性

令和２年度（2020 年度）を初年度する第２期総合戦略の策定にあたっては、令和元年(2019 年）６月に実施した「鞍手町のまちづくりに関する住民アンケート」（以下「まちづくりアンケート」という。）や鞍手町人口ビジョン【令和元年改訂版】において整理した課題を分析し、本町の最上位計画である第５次鞍手町総合計画に掲げる町の将来像「新たな力で躍動するまち くらて」の実現に向けて取り組んでいきます。なお、第２期総合戦略に掲げる具体的施策は、総合計画から抽出して位置付けています。

５．行財政改革との整合性

行財政改革は、社会情勢の変化に対応するため、その時代の課題に対する改革項目を調整し、事務事業、組織機構、定員管理、行政サービス、公共施設等の各種見直しを行ってきました。

今後ますます多様化、高度化する住民ニーズや社会情勢の変化に対応していくため、これまでの行財政改革の取り組みによる成果や課題を踏まえ、さらなる改革に取り組まなければなりません。

特に少子高齢化、人口減少による税収の減少や老朽化していく公共施設や道路橋梁及び上下水道などの公共インフラの改修・更新に係る費用の確保は、町財政の負担となってきます。行政サービスを維持・向上させ、住みよいまちづくりを実現するためには、都市機能を集約した小さな拠点を形成し、将来を見据えた安定した財政基盤を堅持し、持続可能な行政運営を行っていく必要があるため、選択と集中を繰り返しながら新たな課題やニーズに迅速かつ的確に対応できるよう第４次総合計画後期基本計画より一体的に策定しています。なお、第７次行財政改革に掲げた改革プランは、総合計画においても重要な柱として認識し、後期基本計画にも位置付けています。

６．国土強靭化地域計画と総合計画

国土強靭化地域計画と総合計画は、ともに指針性を有する点で共通点があります。国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく国土強靭化地域計画について、後期基本計画と一体的に策定します。

７．ＳＤＧｓとの一体的な推進

（１）ＳＤＧｓとは

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015 年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

ＳＤＧｓは、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取り組みとして推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものです。

以上のことから、ＳＤＧｓの理念に沿って持続可能なまちづくりや地域の活性化に取り組むことで政策全体の最適化や課題解決の加速化といった相乗効果も期待でき、地方創生の取り組みの一層の充実・進化につなげることができるため、本町においてもＳＤＧｓの視点を取り入れ、持続可能なまちづくりをめざします。

▲図２　ＳＤＧｓの 17 の国際目標アイコン（出典：国際連合広報センター）

なお、後期基本計画の事務事業とＳＤＧｓの進むべき方向性が合致するものには、17 の目標のアイコンを掲げています。

平成 27 年度▸令和 6 年度

第 2 部

第 5 次鞍手町総合計画

基本構想（抜粋）

1　まちの将来像
2　まちづくりの基本方針
3　土地利用構想
4　人口ビジョン

１．まちの将来像

地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進展などにより急激な速さで変化しています。

本町においては、それに加えて、厳しい財政運営を強いられており、多様化・複雑化する町民ニーズへの対応は大きな課題となっています。

このため、第５次総合計画では、「まち」「ひと」「しごと」の３分野を新しいまちづくりの柱として掲げました。それぞれの分野の力が集結して、「新たな力」となることで、快適で住みやすく、住む人が活気づくような、地域活性化の原動力となる取り組みを進めていきます。

まちの将来像は、町民が豊かな自然環境の中で育ち、学び、働き、生きる喜びを感じ、お互いを敬いながら家族・地域の絆を大切にし、心の豊かさや幸せを感じられるまちを目指すため、「新たな力で躍動するまち　くらて」とします。

また、町のあらゆる資産を次の世代に継承していくため「未来につなぐ　つながる　希望の芽」をキャッチフレーズとします。

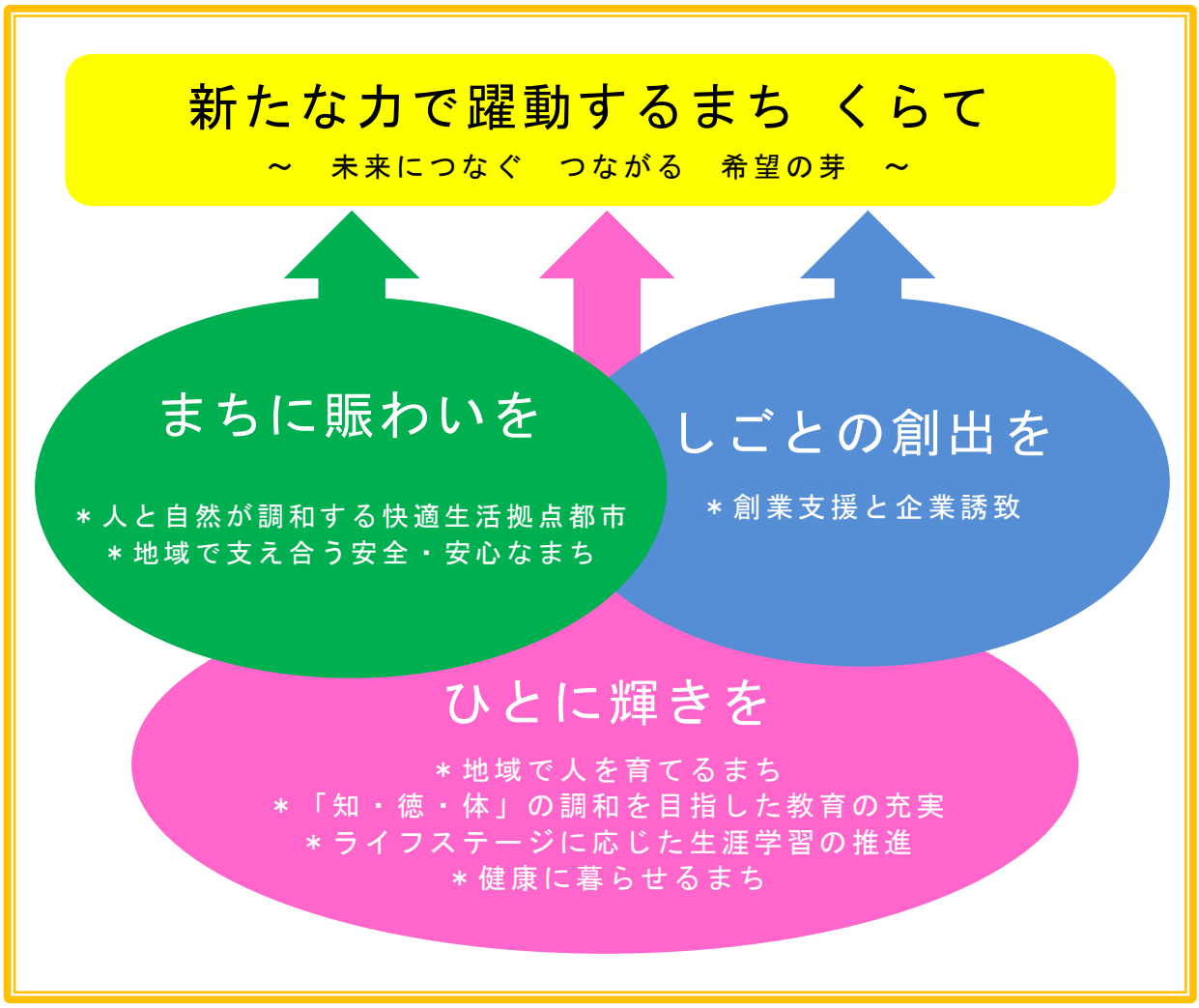

▲図３　まちの将来像

２．まちづくりの基本方針

（１）まちに賑わいを

①人と自然が調和する快適生活拠点都市

②地域で支え合う安全・安心なまち

人と自然が調和し、快適で住みやすく、地域の特性を活かした計画的なまちづくりを進めていきます。
また、町民と行政が共に手を携え、新たな地域コミュニティによるまちづくりを進めていくことで一体感と絆を深めながら、人と人が支え合い安全で安心な生活を送ることができるまちづくりを目指し、まちに賑わいを生み出す仕組みを形成していきます。

（２）ひとに輝きを

①地域で人を育てるまち
②「知・徳・体」の調和を目指した教育の充実
③ライフステージに応じた生涯学習の推進
④健康に暮らせるまち

結婚から出産・子育てまでの支援のほか、グローバル社会で活躍できる人材を育む教育環境の充実を図ります。また、子どもから高齢者までのライフステージに応じた、だれもが生きがいを持ち続けられるような生涯学習を推進します。
さらに健康づくりや介護予防の取り組みを推進することで、住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきと暮らし続けることができる仕組みを構築し、人が自信と輝きを持って生活ができるまちづくりに向けて、町民一人ひとりを応援していきます。

（３）しごとの創出を

①創業支援と企業誘致

人や地域を支える安定した農業経営や地域産業を応援するとともに、新たな産業分野での創業や特産物のブランド化による仕事の創出に取り組みます。
また、新たな観光資源の発掘や潜在する町の魅力の発信により、観光による交流人口の拡大と地域の活性化を図ります。

３．土地利用構想

（１）土地利用の基本方針

今後も人口減少や少子高齢化が進むことを想定し、コンパクトで環境負荷の小さな持続可能なまちの形成に取り組みつつ、だれもが安全で快適な生活を送ることができるまちづくりを目指します。

また、農地や山林等は基本的に保全していきながら、必要に応じて周辺との調和に配慮し、有効活用を図ります。

（２）土地利用

本町の基盤である土地の利用における方向性を４つのゾーンに区分し、有効利用を進めていきます。

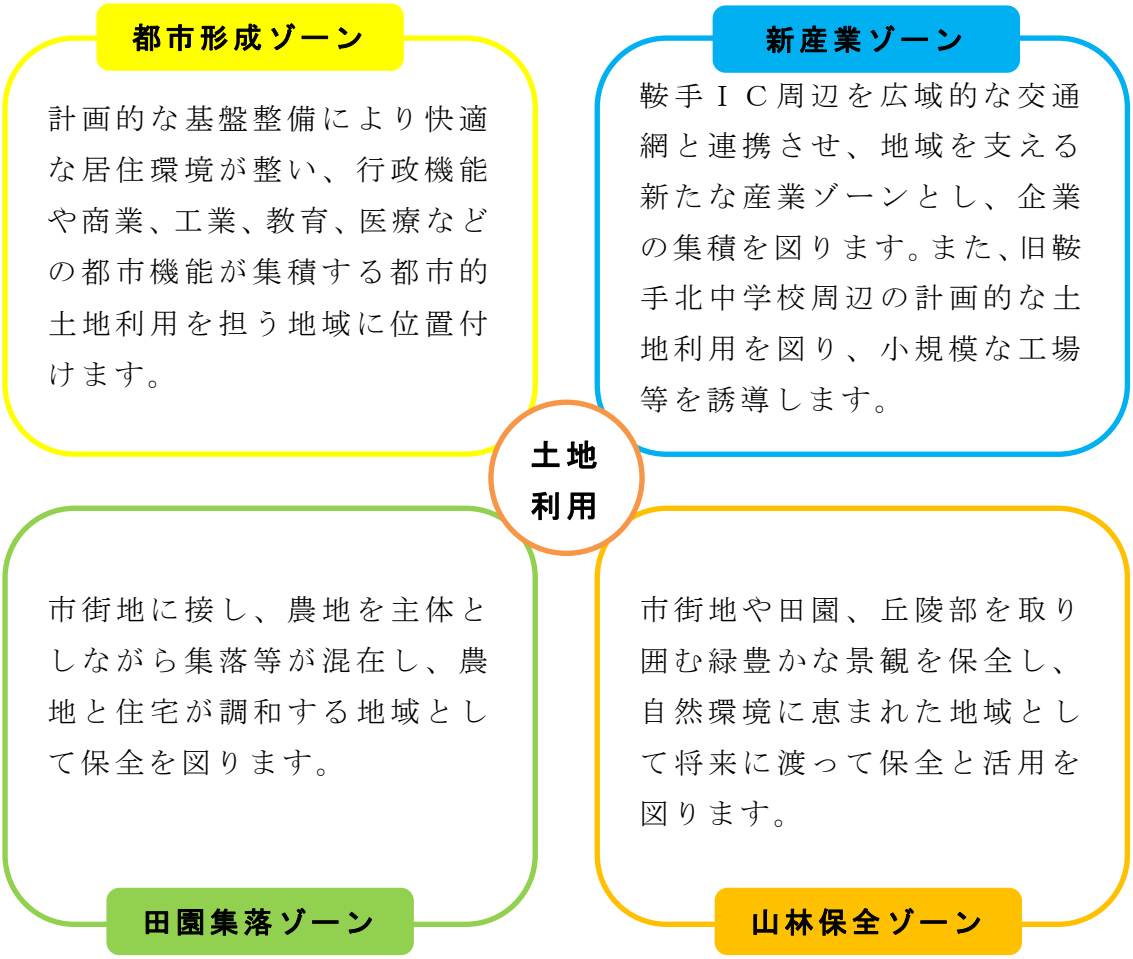

▲図４　将来都市構造（都市計画マスタープラン）（出典：地域振興課）

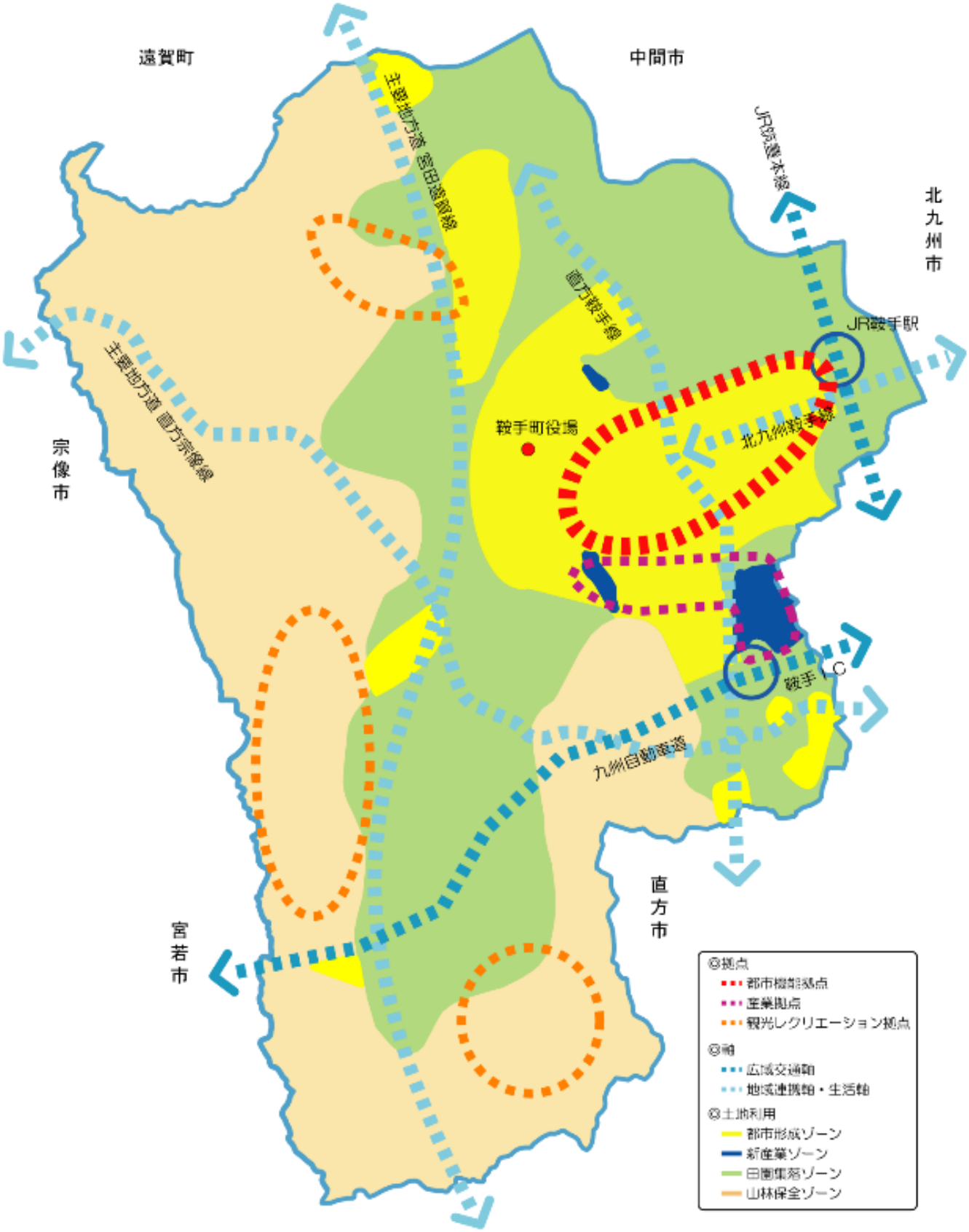

▲図５　将来都市構造（都市計画マスタープラン）（出典：地域振興課）

４．人口ビジョン

（１）年齢３区分別人口の推移

本町の人口ビジョンを策定した平成 27 年（2015 年）から４年が経過しました。

図６は、本町の平成 27 年（2015 年）の国勢調査に基づくその後の年齢３区分別人口の推計です。平成 22 年（2010 年）の国勢調査に基づく総人口の推計は、平成 27 年（2015 年）以降も減少し続けるとされており、老年人口の増加と年少人口の減少は急速に進むと予想されていました。さらに昭和 60 年（1985 年）以降減少を続けている年少人口は、平成 22 年（2010 年）には総人口に占める割合が 11.1％となり、平成 27 年（2015 年）の予測値では、10.1％になると見込まれ、少子高齢化が加速的に進むことが予想されていました。

しかし、平成 27 年（2015 年）の総人口に占める年少人口の割合は、平成 22 年（2010 年）の 11.1％から 0.2 ポイント増加して 11.3％となり、令和 27 年（2045 年）まで 11％台を維持すると推計されています。これは、定住施策のひとつである「定住促進奨励金交付事業」等の効果による年少人口の転入（子どもを持つ世帯の転入）が一つの要因であると考えられます。

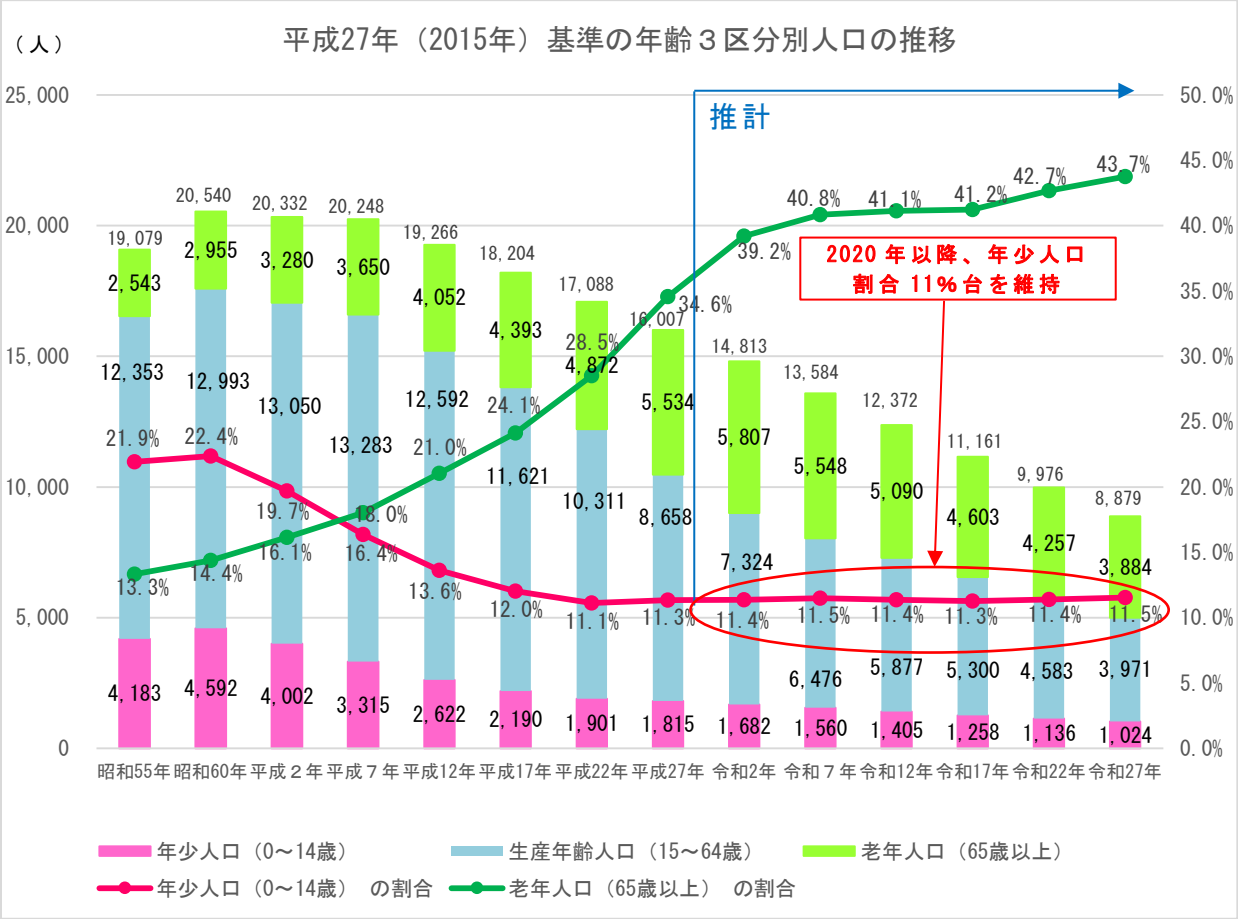

▲図６　年齢３区分別人口推計（出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

また、令和２年（2020 年）から令和 42 年（2060 年）まで増加すると推計されている老年人口の割合は、令和７年（2025 年）には 40%を超え、その後も令和 27 年（2045 年）まで 40%台を維持すると予測されていますが、老年人口自体は、今後減少していく見込みです。

		Ｈ22 年	Ｈ27 年	Ｒ２年	Ｒ７年	Ｒ12 年	Ｒ17 年	Ｒ22 年	Ｒ27 年
年少人口	実数	1,901	1,815	1,682	1,560	1,405	1,258	1,136	1,024
	年齢別割合	11.1%	11.3%	11.4%	11.5%	11.4%	11.3%	11.4%	11.5%
生産年齢人口	実数	10,311	8,658	7,324	6,476	5,877	5,300	4,583	3,971
	年齢別割合	60.3%	54.1%	49.4%	47.7%	47.5%	47.5%	45.9%	44.7%
老年人口	実数	4,872	5,534	5,807	5,548	5,090	4,603	4,257	3,884
	年齢別割合	28.5%	34.6%	39.2%	40.8%	41.1%	41.2%	42.7%	43.7%
総人口		17,088	16,007	14,813	13,584	12,372	11,161	9,976	8,879

▲表１　年齢３区分別人口推計と年齢別割合（出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

一方、生産年齢人口の割合は、平成 22 年（2010 年）までは 60%台、平成 27 年（2015 年）以降は 50%台、令和２年（2020 年）以降は 40%台と急激な減少傾向にあります。これは、高齢化が進み、出生率が低下していることが大きな要因であり、さらに最も人口の割合が多い団塊の世代が 65 歳以上の高齢者層となっているのも一つの要因です。

（２）仮定値Ｅによる将来人口の推移

図７は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の平成 27 年（2015 年）と令和元年（2019 年）の推計及び本町の将来展望で掲げた仮定値Ｅの人口推移です。

平成 27 年（2015 年）の国勢調査に基づくその後の推計は、今後も減少し続けるとされており、令和２年（2020 年）の国勢調査では 14,813 人となり、前回調査から 1,194 人減少するとされています。

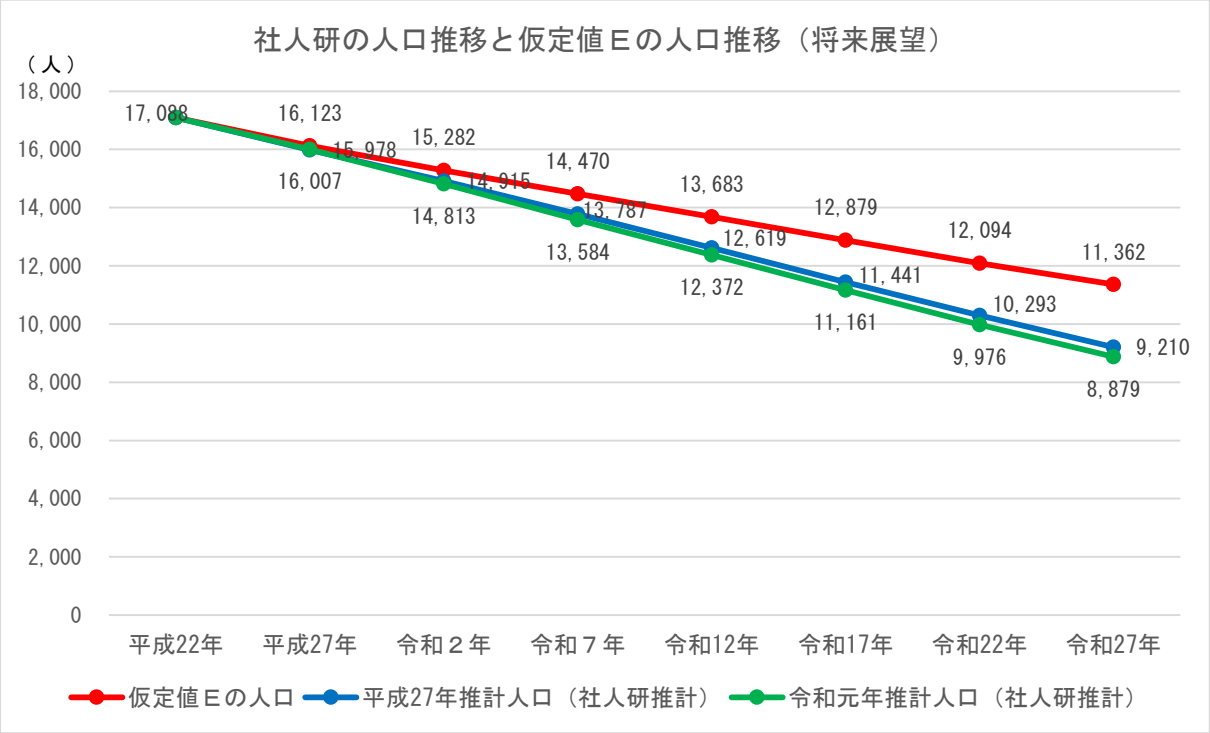

▲図７　社人研の人口推移と仮定値Ｅによる人口推移（将来展望）

		Ｈ22 年	Ｈ27 年	Ｒ２年	Ｒ７年	Ｒ12 年	Ｒ17 年	Ｒ22 年	Ｒ27 年
年少人口	実数	1,901	1,815	1,473	1,486	1,569	1,609	1,584	1,507
	対 2010 年比	100%	95%	77%	78%	83%	85%	83%	79%
生産年齢人口	実数	10,311	8,658	7,930	7,307	6,852	6,452	5,940	5,565
	対 2010 年比	100%	84%	77%	71%	66%	63%	58%	54%
老年人口	実数	4,872	5,534	5,879	5,677	5,263	4,819	4,571	4,290
	対 2010 年比	100%	113%	121%	117%	108%	99%	94%	88%
総人口		17,088	16,007	15,282	14,470	13,683	12,879	12,094	11,362

▲表２　社人研の人口推移と仮定値Ｅによる人口推移（将来展望）

※平成 22 年（2010 年）の総人口には、年齢不詳を含むため、年齢３区分別人口と一致しない

平成 27 年（2015 年）の推計よりも人口は減少していくと推計されていますが、年齢３区分別の人口では、減少していくとされていた年少人口が令和 27 年（2045 年）まで総人口の 11%台を維持するとの推計になっています。これは、本町の子育て支援策や定住施策等の効果による年少人口の転入(子どもを持つ世帯の転入)ではないかと分析しています。

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日常の生活の中では実感しづらいものですが、将来的には経済規模の縮小などの要因により、町としての持続性すら危うくします。

（３）人口の目標値

本町においては、人口減少の危機的な状態を改善するため、人口ビジョンの現状を分析し、第２期鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略と同様に人口減少時代における重要課題を認識し、第５次総合計画に掲げたまちの将来像「新たな力で躍動するまち くらて」の実現に向け、まちづくりを進めていきます。

なお、目標については、国立社会保障・人口問題研究所による推計値を基準値とし、自然動態と社会動態の改善に向けた対策を講じるものとし、仮定値Ｅによる人口の目標値を継続します。

短期目標	令和２年（2020 年）の総人口	15,300 人
中期目標	令和７年（2025 年）の総人口	14,500 人
	令和 22 年（2040 年）の総人口	12,100 人
長期目標	令和 42 年（2060 年）の総人口	9,700 人

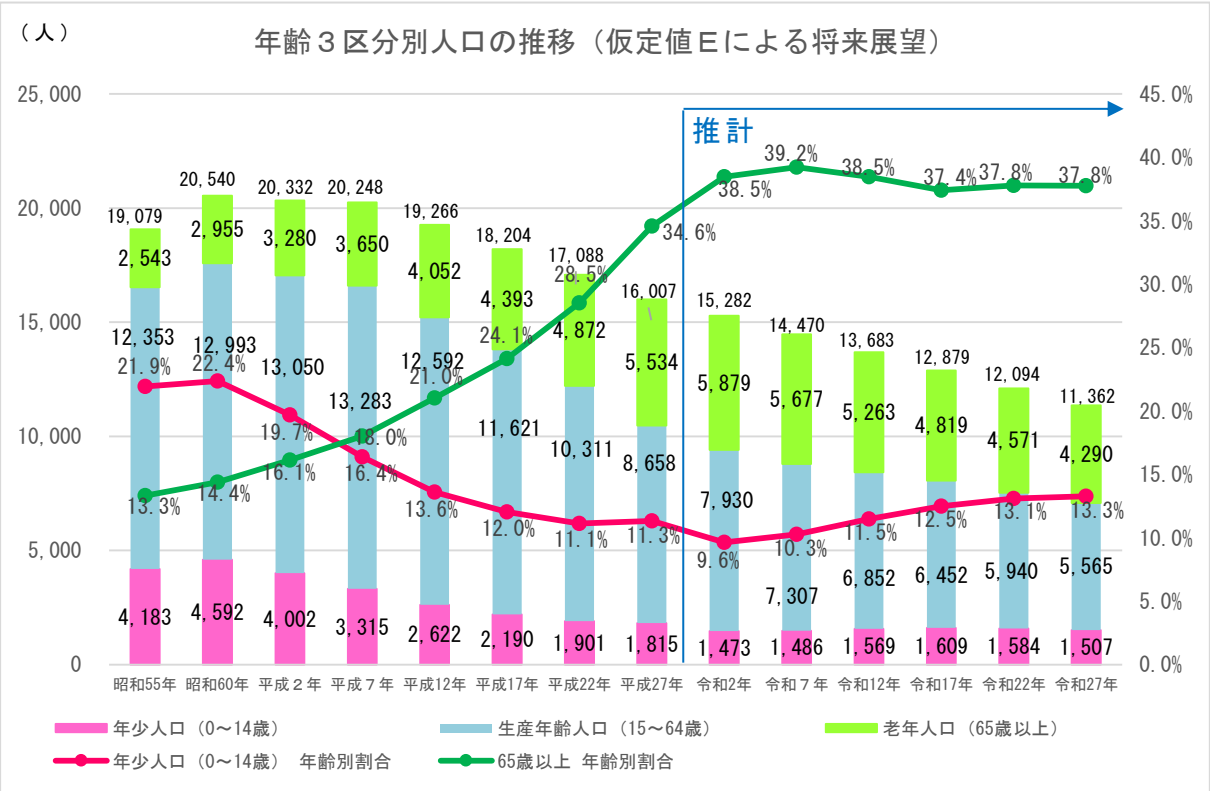

▲図８　年齢３区分別推移（仮定値Ｅによる将来展望）

第３部

後期基本計画

第１章　まちに賑わいを
第２章　ひとに輝きを
第３章　しごとの創出を
第４章　まちの魅力を全国に
第５章　鞍手町国土強靭化地域計画

後期基本計画体系図

町では、将来像を実現するため、17 の基本施策を定めます。

新たな力で躍動するまち　くらて　～　来来につなぐ　つながる　希望の芽　～

章	中間目標	基本施策
まちに賑わいを	人と自然が調和する快適生活拠点都市	基本施策 1　みんなが住みたい住みよいまちを創生します **計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり** 基本施策 2　安心で長く使えるインフラを整備します **計画的で効率的なメンテナンスの実施** 基本施策 3　将来を見据えたライフラインを整備します **衛生的で安全なライフラインの基盤強化** 基本施策 4　人と地球にやさしい環境を目指します **みんなでつくる快適な生活環境** 基本施策 5　あなたの”住みたい”を全力で応援します **誰もが住みたくなる住環境**
	地域で支え合う安全安心なまち	基本施策 6　みんなで支え合い安心して暮らせるまちをつくります **みんなの力を地域の力に**
ひとに輝きを	地域でひとを育てるまち	基本施策 7　子どもの健やかな育ちをサポートします **安心・充実した子育て環境の整備**
	「知・徳・体」の調和を目指した教育の充実	基本施策 8　新しい時代を生き抜く児童生徒を育てます **生きる力を育む教育環境の整備**
	ライフステージに応じた生涯学習の推進	基本施策 9　生涯現役、あなたの興味と好奇心を満足させます **ニーズに応じた学習機会の提供** 基本施策 10　歴史とロマンを次の世代へ引き継ぎます **文化財の保護と教育普及の推進**
	人にやさしいまち	基本施策 11　認めあえる社会の実現を目指します **人権教育・男女共同参画の啓発・推進**
	健康に暮らせるまち	基本施策 12　いつまでも元気でいきいきと暮らせるまちをつくります **「寿命＝健康寿命」を目指して** 基本施策 13　生涯にわたって健全な心身を培う食育を推進します **ライフステージに応じた食育の推進**
しごとの創出を	農業の推進と創業支援	基本施策 14　農業経営の安定化・効率化を推進します **安定した農業生産力を目指して** 基本施策 15　まちを支え、ひとを育む地域産業を応援します **企業の経営力向上を目指して** 基本施策 16　地域資源を活かし、魅力的な観光を創造します **新たな観光資源の発見・創造**
まちの魅力を全国に	情報発信力の強化	基本施策 17　「届ける、つながる」まちをつくります **情報の見える化の推進**

各施策の見方

基本施策 6

みんなで支え合い安心して暮らせるまちをつくります

みんなの力を地域の力に

１．危機管理体制や地域防災力の充実

（１）災害の防止と対応力の強化

事業目標

【現状と課題】

近年多発する自然災害の経験から大規模災害が発生した際には地域住民だけでなく行政自身が被災して行政機能が麻痺する場合があるということが明確になってきました。

（中略）

防災対策を推進していかなければなりません。災害による被害を少なくするため、地域コミュニティや地域住民一人ひとりが主体的に防災活動に関わることが重要です。

施策の現状と課題

【基本方針】

大規模な自然災害等に備えた国土全域にわたる強靭な国づくりに向けて、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が施行され、同法第 10 条の規定に基づき、国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」が策定されました。

（中略）

また、災害時の防災資機材の点検・修理・補充を行い、備蓄についても消費期限等に留意しながら保管・管理に努めていきます。

事務事業の実現のために取り組むべき基本方針を記載

事務事業がＳＤＧｓの進むべき方向性に合致する場合に表示するアイコン

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R 6 年度）
1	地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）	随時	随時

取り組む事務事業

指標の現状値

指標の目標値

国土強靭化地域計画と関連する事務事業に表示するアイコン

第１章　まちに賑わいを

目標

まちに賑わいを

中間目標　人と自然が調和する快適生活拠点都市

基本施策１　みんなが住みたい住みよいまちを創生します
計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり

行政活動	事業目標	事務事業
都市計画 土地利用 公共交通 公共施設	・コンパクトなまちづくりと土地利用の制限 ・利用しやすい移動手段の確保 ・アセットマネジメントの推進	・立地適正化計画の策定 ・用途地域と農業振興地域の調整 ・持続可能な地域公共交通体系の見直し ・公共施設マネジメントの推進 ・庁舎等建設事業

基本施策２　安心で長く使えるインフラを整備します
計画的で効率的なメンテナンスの実施

行政活動	事業目標	事務事業
道路 河川 橋梁 公園	・良好な道路・橋梁の整備・保全 ・河川の治水対策 ・交通安全に配慮した道路の整備 ・公園機能の維持・管理	・道路舗装維持管理計画 ・橋梁の計画的な点検 ・主要幹線道路４路線の整備 ・六田川改修事業 ・交通安全施設等整備事業 ・快適に利用できる公園の維持管理

基本施策３　将来を見据えたライフラインを整備します
衛生的で安全なライフラインの基盤強化

行政活動	事業目標	事務事業
上水道 下水道 し尿	・上水道の安定供給 ・下水道の利用促進	・安全・安心な上水道の供給 ・水道施設の維持管理 ・上水道の安定供給のための広域化 ・汚水処理人口普及率の促進 ・小型浄化槽設置の普及・促進 ・衛生センターのあり方

基本施策４　人と地球にやさしい環境を目指します
みんなでつくる快適な生活環境

行政活動	事業目標	事務事業
廃棄物 環境 公害 森林	・ごみ減量化の推進 ・環境美化の推進 ・公害防止対策の推進と地球温暖化対策 ・森林の公益的機能の向上	・一般廃棄物排出量削減 ・リサイクル・生ごみ減量化支援 ・不法投棄回収事業 ・衛生連合会共催事業 ・公害対策事業 ・地球温暖化対策実行計画の策定 ・荒廃森林整備事業

●アセットマネジメント……公共施設等の適切な維持更新

目標

まちに賑わいを

中間目標　人と自然が調和する快適生活拠点都市

基本施策５　あなたの“住みたい”を全力で応援します

誰もが住みたくなる住環境

行政活動	事業目標	事務事業
移住定住 空家対策 町営住宅	・住宅の確保 ・町営住宅等の安全性の確保と延命化	・定住促進奨励金交付事業 ・民間賃貸住宅建設促進事業 ・移住定住支援事業 ・特定空家対策事業 ・町営住宅等維持補修事業

中間目標　地域で支え合う安全安心なまち

基本施策６　みんなで支え合い安心して暮らせるまちをつくります

みんなの力を地域の力に

行政活動	事業目標	事務事業
防災 消防 交通安全 地域コミュニティ	・災害の防止と対応力の強化 ・地域防災力の強化 ・交通事故の抑制 ・防犯対策 ・地域コミュニティの体制整備	・地域防災計画の推進 ・災害協定及び関係機関との連携 ・防災資機材や備蓄の確保 ・自主防災組織支援事業 ・避難訓練の実施 ・消防団の充実・強化 ・防災行政用無線等を活用した情報発信 ・高齢者運転免許証返納事業 ・防犯対策事業 ・地域コミュニティ活性化事業

基本施策 1

みんなが住みたい住みよいまちを創生します

計画的な土地利用とコンパクトなまちづくり

１．効果的な土地利用による町の活性化

（１）コンパクトなまちづくりと土地利用の制限

【現状と課題】

平成 23 年（2011 年）２月に鞍手インターチェンジ（以下「鞍手ＩＣ」という。）、平成 27 年（2015 年）３月には遠賀川渡河橋「北九鞍手夢大橋」が開通するなど、広域道路網や町内幹線道路、生活道路の整備が進み、町民の日常生活の利便性が向上しており、公共交通基盤の充実により人々の交流や企業活動などの社会経済活動も活発化しています。

土地利用については、鞍手ＩＣ周辺の一部エリアについては開発造成が進んでいますが、無秩序な開発を抑制するとともに周辺環境との調和を図る必要があるため、令和元年度中に地区計画を都市計画決定するとともに、用途地域については今後、周辺農地も含めた範囲で早急に指定するよう進めることとしています。また、鞍手駅周辺の農地については、容易に宅地化できない状況があり、地権者や耕作者の理解を求めながら検討する必要があります。

【基本方針】

人口減少や高齢化が進む中、住民が安心して快適に暮らせるよう、また、持続可能な都市経営を可能にするため、平成 26 年（2016 年）５月に「都市再生特別措置法」が改正されました。本町においては、くらて病院、役場庁舎の移転建替えに伴い、公共施設の集約化を行い、まちなかを有効活用するコンパクトなまちづくりを目指しています。

さらには居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である『立地適正化計画』を策定することで、コンパクトなまちづくりを推進することとしています。また、それぞれの特性に応じて町の将来像を想定したゾーニングを行うため、都市計画の手法を用いて調和のとれた土地利用を推進するとともに都市計画マスタープランに基づく都市基盤整備を計画的に実施していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	立地適正化計画の策定（計画策定）	未実施	計画策定 （令和２年度）
2	用途地域と農業振興地域の調整（見直し時期）	随時見直し	随時見直し

●ゾーニング……都市計画などで、各地域を用途別に区分けすること。
●用途地域……建物の用途を制限する地域。都市計画法では 13 種類の用途が定められている。例えば、住宅が集中する地域に騒音を発生する工場などの建物が建たないようにするなどして、用途の混在を防ぐことを目的としている。

２．新たな公共交通体系の構築と利便性の向上

（１）利用しやすい移動手段の確保

【現状と課題】

公共交通は病院への通院、スーパーなどへの買物や通学のため鉄道に乗り継ぐなど、暮らしに欠かせない公共交通インフラとして公営バスに対する社会的ニーズが高まっています。一方、高齢化に伴い、高齢運転者による交通事故の増加が社会問題となり、地方でも自動車の運転をやめる高齢者が多く、高齢者の免許証返納件数は平成 23 年(2011 年)に初めて 10 万件の大台を突破し、平成 27 年(2015 年)には 27 万件を超えるなど急増しています。免許証返納で高齢者の交通事故比率の低下が期待できる半面、行動の制約を受けやすくなるため、地方においては公営バスの社会的重要度が高まっています。しかし、民間のバス業界では利用者数の減少による採算悪化や運転手の確保難などを原因とした路線廃止や減便が進んでいます。

本町も例外ではありません。町内には民間の路線バスと町営のコミュニティバスが運行しており、自動車を運転しない高齢者などの交通弱者にとっては欠かせない交通手段となっています。しかし、令和元年（2019 年）６月に実施したまちづくりアンケートにおいても公共交通の利用しやすさについては、全体の 60.7%の人が不満、やや不満という結果でした。記述回答においても利用しづらいという意見が多くありました。今後、コンパクトなまちづくりを行っていく際には、町民の視点に立った新たな公共交通体系を確立していくことが求められます。利用しやすく、気軽にまちなかに行くことのできるよう、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくり（コンパクト＋ネットワーク）を進めることが重要となってきます。

【基本方針】

利用者が減少していたコミュニティバスの一部路線を廃止し、予約型乗り合いタクシーへ転換します。これにより、鞍手中学校の生徒はスクールバスによる通学となり、公共交通から切り離します。運行を継続するコミュニティバスの路線と予約型乗り合いタクシーについては、今後も利用者の移動ニーズに対応しながら、随時見直しを実施し、利用者の利便性を確保していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
3	持続可能な地域公共交通体系の見直し（見直し時期）	随時見直し	随時見直し

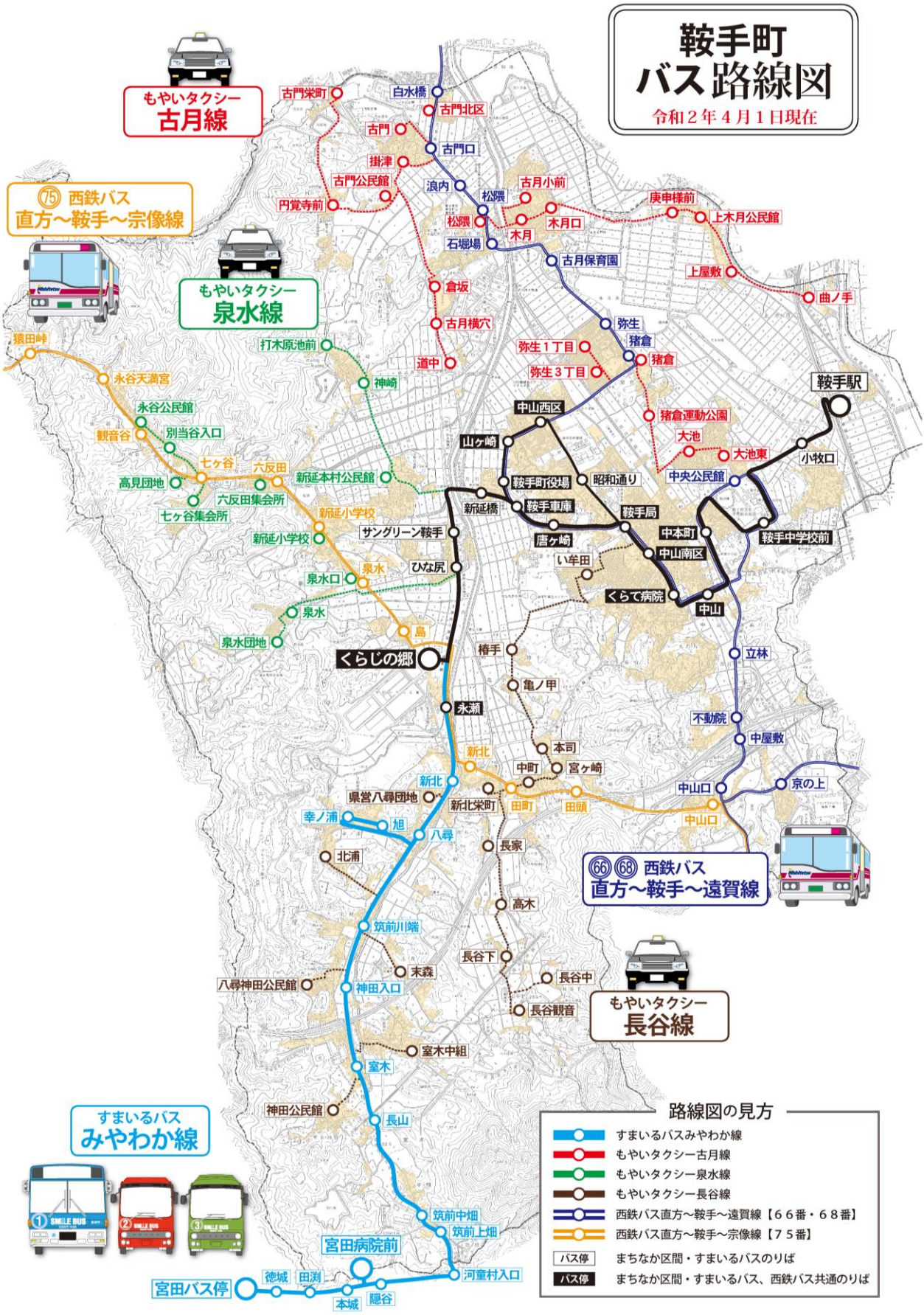

▲図９　すまいるバス等路線図（バスがいど改訂版 出典：地域振興課）

３．町有財産の縮減等による行政のスリム化

（１）アセットマネジメント（公共施設等の適切な維持更新）の推進

【現状と課題】

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、財政状況は依然として厳しい状況にあります。

施設の維持管理は、破損等に伴う応急的な修繕を行っているだけであるため、施設の延命につながるような統一的な維持管理方針を策定し、計画的に管理していく必要があります。

また、公共施設のあり方として、少子高齢化による人口構成の変化とそれに伴って求められる施設機能の変化への対応や、災害時の避難場所の再検討といった課題も顕在化してきています。

さらに人口の減少等により利用者の需要が変化していく中で施設全体の最適化を図り、公共施設等の全体を把握して中長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があります。

【基本方針】

本町では、平成 29 年（2017 年）３月に鞍手町公共施設等総合管理計画、平成 30 年（2018 年）３月に鞍手町個別施設計画を策定し、将来人口の減少を見込んだ健全な施設管理を行うため、町民一人当たりの公共施設の延べ床面積 6.95 ㎡を全国平均の 3.22 ㎡に近づけられるよう施設の複合化、集約化及び廃止・撤去の検討を掲げています。

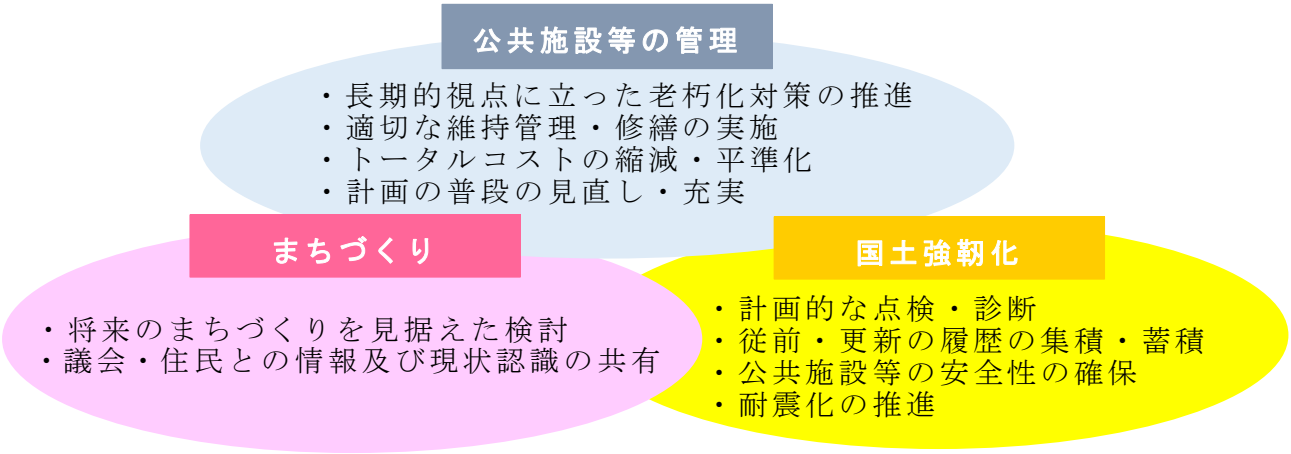

▲図 10　公共施設等総合管理計画指針　出典：総務省（取組の推進イメージ）

第５次鞍手町総合計画基本構想に掲げたコンパクトで環境負荷の少ない持続可能なまちの形成に取り組み、誰もが安全で安心できるまちづくりを実現するため、長期的視点に立った老朽化対策の推進、適切な維持管理・修繕の実施、トータルコストの縮減・平準化、併せて、現公共施設等総合管理計画、個別計画の見

直しを行い、公共施設（道路・橋梁、社会福祉施設、文教施設、町営住宅等）や公共交通施設（鞍手駅舎）の安全性を確保するとともに将来のまちづくりを見据えた検討を行い、維持管理費の平準化を行いながら長寿命化にも取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
4	公共施設マネジメントの推進（個別施設計画の見直し）	策定済	改訂版の策定（令和２年度）
5	公共施設マネジメントの推進（総合管理計画の見直し）	策定済	改訂版の策定（令和３年度）

また、現在の役場庁舎は、旧館部分が昭和 31 年（1956 年）に建設され、昭和 56 年（1981 年）の建築基準法施行令改正の新耐震基準を満たしていない設計となっており、まちの防災拠点として安全・安心な行政サービスを提供し続けるためには建替えが必要です。

50 年、60 年先のまちづくりを見据え、第５次総合計画に掲げた交通アクセスの利便性を最大限に活かし、鞍手ＩＣから北九鞍手夢大橋までの主要幹線上に公共施設や教育施設、医療機関及び商業施設などの都市機能を集約し、コンパクトなまちづくりを進めることとしています。さらに建設予定地の南西にはくらて病院の移転建替えも進んでおり、災害時には防災拠点と医療拠点、避難拠点が一体的に整備されることにより迅速な対応を図ることができます。また、庁舎の移転建替えにあたっては、公共交通や住民の利便性にも配慮したコンパクトなまちづくりを推進します。

また、役場庁舎の建替えに際しては、基本方針のひとつに掲げる「地球環境に優しく、周辺と調和」による自然エネルギーの導入や省エネルギー化に取り組みます。さらに災害発生時には、活動の拠点となるため必要なエネルギーを供給できる機能を強化したレジリエンス強化型ＺＥＢ庁舎等も視野に入れ環境負荷の低減に配慮したライフサイクルコストによる建替えを進めていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
6	庁舎等建設事業（移転建替え）	庁舎等建設基本計画改訂版（令和２年１月）	新庁舎供用開始（令和５年度）

●レジリエンス強化型ＺＥＢ……激甚化する災害時において必要なエネルギーを供給できる機能を強化した建築物。

基本施策 2

安心で長く使えるインフラを整備します

計画的で効率的なメンテナンスの実施

１．安全で機能的な交通網の形成

（１）良好な道路・橋梁の整備・保全

【現状と課題】

現在、本町には、町道の橋梁が 182 橋あり、このうち建設後 50 年以上経過するものは 17 橋で全体の約９％を占めています。20 年後にはこの割合が 93％まで高まり、管理費用の著しい増大が見込まれます。また、主要幹線道路の舗装は 51 路線約 64.4 ㎞あり、施工後 10 年以上経過している箇所が多く、将来的に都市計画道路の整備等により大型車両が増加することで、舗装の劣化が著しく早まることが予想されます。

また、主要幹線道路では、平成 23 年（2011 年）２月に鞍手ＩＣ、平成 27 年（2015 年）３月に北九鞍手夢大橋が開通し、アクセスの向上が図られました。

しかし、この整備が進んだことで交通量が増加し、交通渋滞や狭小道路、中山中心地における未歩道箇所の整備等さまざまな課題が発生しています。

また、新幹線跨線橋１橋と道路法適用外の高速道路を跨ぐ３橋を管理しており、町道・橋梁を含めて、今後のあり方について検討を始める必要があります。

【基本方針】

橋梁は、前期基本計画期間の４年間で全数点検を実施し、橋梁長寿命化修繕計画を策定しました。今後も計画に基づく補修・架け替えなどを実施し、必要に応じて修繕計画の見直しを行います。なお、当該計画の策定・見直しにあたっては、路線等級のみならず交通量、代替路線の有無及び費用対効果などを考慮するとともに、予防保全的な工法による耐用年数の延長を図ることも検討していきます。

また、主要幹線道路は、福岡県や関係市町と連携して早期完成に向けて事業を推進します。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	道路舗装維持管理計画（管理計画の策定）	未実施	管理計画の策定（令和２年度）
2	橋梁の計画的な点検（令和６年度末までに 182 橋梁の点検）	平成 30 年度全橋梁点検済	令和６年度末に全橋梁点検
3	主要幹線道路４路線の整備（進捗率）	26％／４路線	70％／４路線

（２）河川の治水対策

【現状と課題】

豪雨時の不安要素のひとつである河川については、本町の地理的特性から被害が広範囲に及ぶことが予想されるため、流下能力が不足しているものを中心に対策を講じる必要があります。

近年、本町は、北九鞍手夢大橋から鞍手ＩＣまでの道路整備が進んだことで、交通アクセスが向上しました。本計画においては、交通アクセスの利便性を最大限活かしたコンパクトなまちづくりを進め、「まちなか」を有効に活用していくこととしており、このルート上に公共施設や教育施設、医療機関及び商業施設などさまざまな都市機能を集約したコンパクトなまちづくりを推進しています。しかし、本町を縦断する西川や六田川、また、東北端は遠賀川と接していることから河川による災害リスクを想定し、自然災害から町民の生命と財産を守り、町民の安全性を高めるための対応が必要になってきます。

【基本方針】

六田川は、コンパクトなまちづくりを推進している「まちなか」の位置にあり、住宅地と隣接しています。六田川は、ネック断面等により全区間にわたって流下能力が不足しており、豪雨時には中流部にある住宅地から上流部の水田にかけて浸水被害が広がるため、被害の軽減、解消に向けて対策を講じていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（Ｈ30 年度）	目標（Ｒ６年度）
4	六田川改修事業（治水対策）	随時	随時

（３）交通安全に配慮した道路の整備

【現状と課題】

交通安全施設（防護柵、区画線等）については、通学路等を中心として既存施設の老朽化更新を適宜実施しているところです。

【基本方針】

今後も通学路安全プログラムに基づく点検を毎年実施し、危険箇所を把握するとともに、優先順位をつけて整備を行っていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
5	交通安全施設等整備事業（施工箇所数）	14 箇所	10 箇所／年

２．快適に利用できる公園機能の維持・管理

（１）公園機能の維持・管理

【現状と課題】

公園は、町民に愛され親しまれるよう維持管理に取り組んでいかなければなりません。しかし、本町の都市公園、地区公園は、老朽化により整備・更新が必要な設備が多く存在しています。機能維持のため年間を通じた施設の維持管理が必要であり、併せて事故防止、安全管理の一層の強化を図るため破損箇所の修繕や伐木など早急な対応が必要です。

【基本方針】

都市公園である大谷自然公園や鞍手公園のほか、剣岳公園など町民の憩いの場となる公園を安心して利用できるようにするため、今後も現状を把握しながら優先順位をつけ、さらには、災害時においても指定緊急避難場所としての機能を維持できるように維持・管理に努めていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
6	快適に利用できる公園の維持管理（維持管理）	随時	随時

基本施策 3

将来を見据えたライフラインを整備します

衛生的で安全なライフラインの基盤強化

１．将来を見据えた上水道の安定供給

（１）上水道の安定供給

【現状と課題】

上水道施設は、人口減少による料金収入の減少、水道施設の老朽化による更新費用の増加や水道事業に携わる技術職員の不足等さまざまな課題に直面しています。加えて災害時に備えることも求められており、「安全」「強靭」「持続」の３つの観点から、50 年後、100 年後を見据えた水道の基盤強化を実現していかなくてはなりません。また、昭和 50 年（1975 年）代に拡張工事をした際の管路の布設延長が長く、老朽化率の上昇が懸念されます。

課題解決のためには水道料金の改定も必要となってきますが、水道利用者への負担増となってしまいます。

【基本方針】

水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画と財政計画により、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給していきます。

また、コスト削減や水道技術者の確保等の視点からも広域での連携を視野に入れ、安定した水道水の供給ができるよう取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	安全・安心な上水道の供給（老朽管の残存率）	25.1%	30%以下
2	水道施設の維持管理（維持管理）	随時	随時
3	上水道の安定供給のための広域化（広域化の検討）	－	広域化の検討

●アセットマネジメント……資産管理

２．水洗化人口の向上

（１）下水道の利用促進

【現状と課題】

平成８年度(1996 年度)より公共下水道事業に着手し、整備を行ってきました。

平成 30 年度末（2018 年度末）の汚水処理人口普及率 66.1%は、平成 27 年度の前期基本計画策定時から比べると 6.5%上昇し生活環境の向上に寄与しています。

しかし、一方で家庭用のトイレを水洗化するには、多額の工事費が必要であるため、普及率や水洗化率に影響していると考えられます。また、下水道事業計画区域外の地域を対象に、平成 24 年度（2012 年度）より改築に伴う浄化槽設置に対する補助金を増額する制度改正を行いましたが、設置基数はあまり増加していません。

【基本方針】

今後も公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、下水道事業の独立採算の原則を踏まえつつ、計画的な公共下水道事業の推進に努めます。

家庭のトイレの水洗化に伴う工事費の負担を軽減するため、利子補給制度の周知を徹底しながら制度の活用を促進し、公共下水道への接続の向上を目指します。

なお、下水道の事業計画区域外における小型浄化槽の設置を促進するため、機能や設置に対する補助金の周知を図りながら、全町的に汚水処理の区域を広げ、公共用水域の水質保全並びに生活環境の向上につなげていきます。

また、昭和 55 年（1980 年）に建設されてから 40 年余りが経過し老朽化している衛生センターについて、広域での汚水処理も視野に入れながら検討していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
4	汚水処理人口普及率の促進（普及率）	66.1%	75.0%
5	小型浄化槽設置の普及・促進（周知・啓発）	周知・啓発	周知・啓発
6	衛生センターのあり方（広域化の検討）	－	広域化の検討

●汚水処理人口普及率……下水道、合併処理浄化槽を利用している人口を総人口（住民基本台帳人口）で除して算定した割合。

●小型浄化槽……家庭から排出される台所やふろなどの生活排水をし尿と併せて処理できる浄化槽。

基本施策 4

人と地球にやさしい環境を目指します

みんなでつくる快適な生活環境

１．循環型社会の形成

（１）ごみ減量化の推進

【現状と課題】

環境省による平成 29 年度（2017 年度）の全国の一般廃棄物（ごみ及びし尿）の排出量及び処理状況等の調査結果によると、ごみ総排出量は 4,289 万トン（東京ドーム約 115 杯分）で１人１日当たりのごみ排出量は 920 グラム。ごみの総排出量、１人１日当たりの排出量ともに減少しているという結果がでています。ごみの排出量は人口減少のほかリサイクル意識の高まりなどにより、ここ数年減少していることが伺えますが、廃棄物の処理が自然環境に負荷をかけていることは言うまでもありません。

今後もごみの減量化を進めるために、ごみの分別の徹底を啓発し、資源として活用できるごみの再資源化を促進するとともに、可燃ごみの約半分を占める生ごみの排出を抑制する必要があります。

【基本方針】

ごみの分別を徹底し再資源化できるものはごみとして排出しないようにするため、３Ｒを推進し、町民・事業者・行政が協力して廃棄物の排出抑制、処理の適正化に取り組んでいきます。

また、リサイクル活動団体を支援するほか、生ごみ処理容器の購入費助成によって生ごみの減量化にも取り組み、処理に係る費用の削減や環境に対する負荷の軽減を図るとともに、町民のリサイクル意識を高揚させるための啓発を行い、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

No.	事務事業（指標）	現状（Ｈ30 年度）	目標（Ｒ６年度）
1	一般廃棄物排出量削減（じん芥処理施設への搬入量削減）	4,227t（直近３か年の平均）	10％削減
2	リサイクル・生ごみ減量化支援（啓発・推進）	啓発・推進	啓発・推進

● ３Ｒ……Reduce（ゴミの発生の抑制）・Reuse（再使用）・Recycle（リサイクル）

２．環境の保全と景観形成

（１）環境美化の推進

【現状と課題】

依然として人通りが少ない人目につかない場所や、空き地、水路等への不法投

棄や空き缶・たばこなどのポイ捨てが後を絶たず、生活環境を保つ上で大きな問題となっています。

【基本方針】

鞍手町環境美化に関する条例により、町民、事業者、土地又は建物の占有者及び町が一体となって空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、散乱ごみの清掃を行うことにより環境美化の意識の向上を図り、清潔で美しい町を目指していきます。

また、年２回の清掃デーの実施により町民の環境美化に対する関心が高まっていることから、良好な生活環境を保全するために、町民一人ひとりが不法投棄やポイ捨てを「しない、させない、持ち込ませない」という意識を持ち、身近な環境保全に積極的に啓発し、今後も自発的な活動が推進されるよう取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
3	不法投棄回収事業（公共施設投棄物の全量回収）	全量回収	全量回収
4	衛生連合会共催事業（清掃デー）	２回／年	２回／年

３．良好な生活環境づくり

（１）公害防止対策の推進と地球温暖化対策

【現状と課題】

現代の住生活や経済活動は、地球環境に大きな影響を及ぼしており、オゾン層の破壊や酸性雨などさまざまな問題が年々深刻になっています。

さらに日常生活における道路交通の振動や騒音のほか家畜等の臭いなど、生活空間の中にも問題が常態化しています。しかし、現在までに多発する苦情に対し、その問題を解決するための明確な方法や手順が整備されていません。また、光化学オキシダントやＰＭ2.5 などの大気汚染物質による健康被害も問題化しています。町民への健康被害を最小限に抑えるためには、大気汚染物質が環境基準を超

えた場合は、住民への周知・啓発が必要となってきます。

【基本方針】

大気汚染物質の情報を町民に迅速かつ正確に提供することにより、健康被害などを未然に防ぐことができるため、防災行政用無線や町ホームページ、ＳＮＳ等を通じた情報発信に取り組みます。

また、常態化している公害問題等に対する苦情の内容を分析し、問題の解決に向けた対策を講じるとともに、苦情を迅速かつ適正に処理できる統一した体制を整えます。

さらには、地球温暖化対策実行計画【事務事業編】を策定し、鞍手町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減効果に向けたさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策を推進していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
5	公害対策事業（情報発信・啓発）	随時	随時
6	地球温暖化対策実行計画の策定【事務事業編】（策定）	－	計画策定 （令和２年度）

（２）森林の公益的機能の向上

【現状と課題】

安らぎやうるおいをもたらす山、きれいな水や空気をつくる森林等は、身近な自然環境を美しい状態で次世代に継承していくべき資源で、適切な保全・管理が必要です。

しかし、人工林や竹林の多くが長期間手入れされずに荒廃し、森林が有する公益的機能が低下してきています。

【基本方針】

長期間放置された人工林を健全な状態で次世代へ引き継ぐため、荒廃森林整備事業による間伐に取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
7	荒廃森林整備事業（間伐面積）	120.39ha	130ha

基本施策 5

あなたの”住みたい”を全力で応援します

誰もが住みたくなる住環境

１．定住の促進と住宅ストックの有効活用

（１）住宅の確保

【現状と課題】

本町では若い世代をはじめ、子育て世代が魅力を感じ、住みたくなるような住宅や居住環境が不足しています。さらに賃貸住宅が少ないため、新婚世帯などが新居を探す場合に、本町が選択肢として挙がらない可能性もあります。

	転入世帯数	転入者数
平成 29 年度	104 世帯	335 人
平成 30 年度	132 世帯	417 人

▲表３　定住促進奨励金申請実績（出典：地域振興課）

2014 年度（平成 26 年度）にプラスになった社会動態では、定住促進奨励金交付事業に一因があったと思われましたが、2015 年度（平成 27 年度）及び 2016 年度（平成 28 年度）に大幅にマイナスとなり、2017 年度（平成 29 年度）には再びプラスに転じました。要因としては、他市町村の移住定住施策等により移住者等の選択肢が多岐にわたったため、変動があったものと考えています。

しかし、近年は、定住促進奨励金交付事業等の影響から人口の減少は抑制されている傾向にあります。

特に本町では、近隣都市圏への通勤が可能な範囲であることから、住環境の魅力化に注力する施策が重要であると考えます。

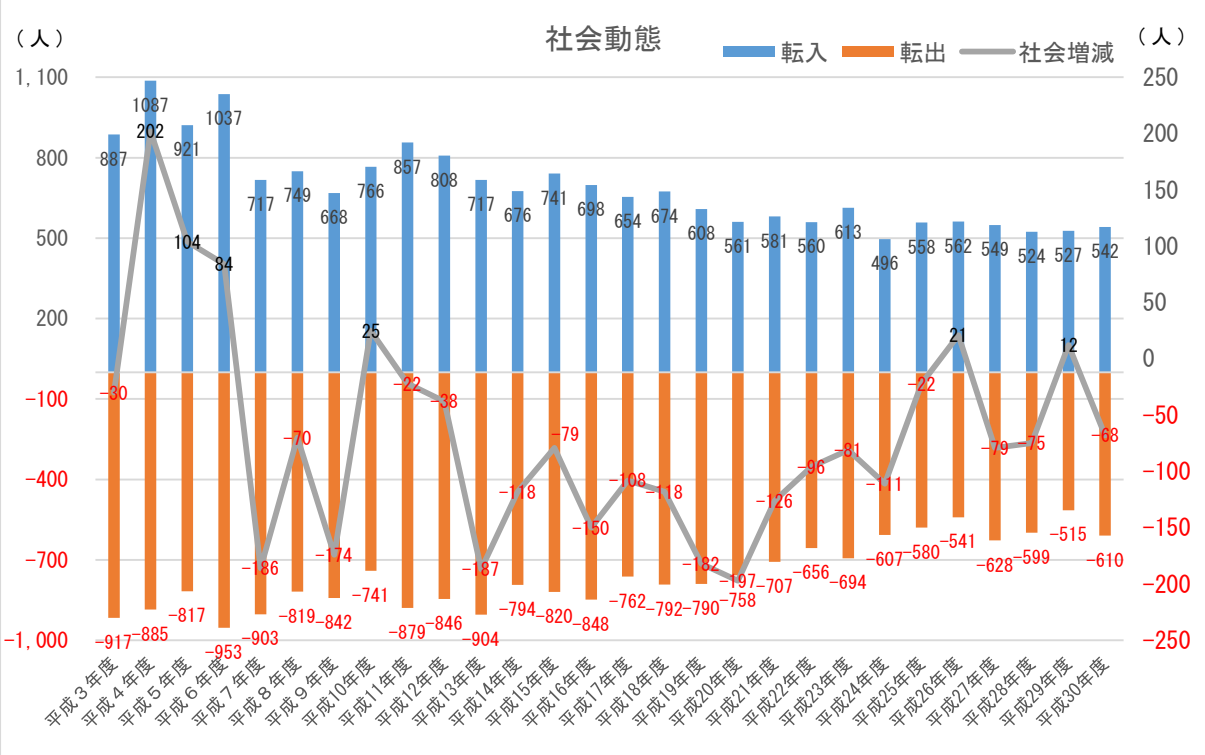

▲図 11　社会動態の推移（出典：住民基本台帳）

【基本方針】

引き続き定住促進奨励金交付事業に取り組み戸建て住宅の購入を促進するほか、若者向けの賃貸住宅を確保するため、民間賃貸住宅建設促進事業に取り組みます。

さらに空家情報を収集し、賃貸や売却により利活用できる空家は、不動産事業者と連携して空家バンクへの登録の推進や空家所有者と移住希望者をマッチングさせる相談会を実施するなど、移住定住を促進させます。また、特定空家対策については、安全安心の観点から老朽危険空家等解体補助事業による危険家屋の除去により安全安心のまちづくりを推進していきます。

No.	事務事業（指標）		現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	定住促進奨励金交付事業（転入者数）		420 人	700 人 （令和４年度）
2	民間賃貸住宅建設促進事業（民間賃貸）		10 戸	30 戸 （令和２年度）
3	移住定住支援事業	子育て・移住施策等の情報発信（都市圏からの移住世帯数）	14 世帯	30 世帯
		すまいるフェア「個別相談会」（相談件数）	28 件	20 件／年
		空家バンクの活用（移住件数）	１件	10 件
4	特定空家対策事業（老朽危険家屋等解体補助等または代執行）		４件 （令和元年度）	随時受付

（２）町営住宅等の安全性の確保と延命化

【現状と課題】

これまで町営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の長寿命化を図ってきましたが、老朽化した住宅が多く存在するため入居者の安全性の確保が大きな課題となっています。今後も緊急性の高い修繕については適切に対応し、入居者が安心して暮らせる住宅の提供に努めていかなければなりません。

【基本方針】

今後も町営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていきます。また、町営住宅等においては点検の強化及び早期の管理・修繕により更新コストの縮減を目指していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R 6 年度）
5	町営住宅等維持補修事業（計画に基づき随時、維持補修）	随時	随時

●ライフサイクルコスト……製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額。

基本施策 6

みんなで支え合い安心して暮らせるまちをつくります

みんなの力を地域の力に

１．危機管理体制や地域防災力の充実

（１）災害の防止と対応力の強化

【現状と課題】

近年多発する自然災害の経験から大規模災害が発生した際には、地域住民だけでなく行政自身が被災して行政機能が麻痺する場合があるということが明確になってきました。

しかし、これらの自然災害を完全に防ぐことは不可能です。本町においては被災した場合のリスクを分析し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、人命を守る対策を最重要視し経済的被害が少なくなるよう防災対策を推進していかなければなりません。災害による被害を少なくするため、地域コミュニティや地域住民一人ひとりが主体的に防災活動に関わることが重要です。

【基本方針】

大規模な自然災害等に備えた国土全域にわたる強靭な国づくりに向けて、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が施行され、同法第 10 条の規定に基づき、国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」が策定されました。本町においても、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、本計画と一体的に国土強靭化地域計画を策定します。また、平常時から危機管理体制の充実に努め、災害を想定した医療機関や民間事業者との連携を密にし、さらには社会福祉協議会等と連携した災害ボランティアの自発的な支援を推進するための環境整備等にも努めていきます。

また、災害時の防災資機材の点検・修理・補充を行い、備蓄についても消費期限等に留意しながら保管・管理に努めていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）	随時	随時
2	災害協定及び関係機関との連携（連携の強化）	随時	随時
3	防災資機材や備蓄の確保（点検・修理・補充）	随時	随時

（２）地域防災力の強化

【現状と課題】

本町においても「自主防災組織」の結成と活動を促進する制度を構築し、地域による防災活動を推進してきたところですが、役員の交代等により、持続性がないことが問題のひとつとして浮かび上がっています。

また、鞍手町には消防組織法に基づいた「消防団」が存在します。消防団は職業を別に持つ一般町民等で組織されていますが、この地域防災の中核を担う消防団も全国的に団員数の減少が問題となっており、団員一人当たりの人口負担率も増加傾向にあります。本町の負担率は、団員一人当たり 105 人で人口減少が顕著であるにも関わらず、前回策定時よりも負担率は増加しています。消防団員は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。引き続き団員の適正確保に努めるとともに、消防水利をはじめ消防団活動に必要な施設、設備の充実強化に努めなければなりません。

【基本方針】

大規模な災害が発生した場合、行政機関の職員も被災者となる可能性があり、多岐にわたる防災・救助活動を行うため、避難行動要支援者の避難支援等においては地域住民の共助に頼らざるを得ない状況も予想されます。

本町の防災対策は、自然災害による人的災害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、自らの安全を確保する「自助」、地域コミュニティ・自主防災組織等を中心とした「共助」、行政による「公助」が必要であり、この「三助」に基づき防災ビジョンを掲げています。また、「災害に強いまちづくり」「要配慮者に配慮した防災体制づくり」「コミュニティ防災力の向上」を基本方針として、災害に強いまちづくりを実施していきます。

課題はあるものの、住民組織である自主防災組織は災害時においては最も有効な組織であるため、非常に大きな役割を担うことが期待されます。

特に自分一人で避難することが困難な人は、避難行動要支援者名簿に掲載し、行政と自主防災組織で名簿の利用を想定した避難訓練を行うほか、日ごろの見守り活動にも活用していきます。また、消防団員の確保や消防・防災施設・設備（防災行政無線等）の充実にも取り組みつつ、災害はいつ起こるかわからないということを常に念頭に置き、自助・共助・公助それぞれの役割を明確にし、お互いに助け合いながら地域の安全・安心の確保に努めていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R 6 年度）
4	自主防災組織支援事業（共助の強化）	随時	随時
5	避難訓練の実施（避難訓練の実施回数）	1 回／年	3 回／年
6	消防団の充実・強化（団員数の確保）	151 人	200 人
7	防災行政用無線等を活用した情報発信（迅速で正確な情報発信）	随時	随時

●自主防災組織……災害対策基本法第５条２において規定されている地域住民による任意の防災組織。
●避難行動要支援者……災害発生時の避難時に特に支援を必要とする人。

２．安全・安心なまちづくり

（１）交通事故の抑制

【現状と課題】

高齢者の交通事故防止を図るため、国は、本格的な高齢化社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策に基づき、事故の発生状況等を踏まえさまざまな取り組みを行っています。

本町の平成 30 年度（2018 年度）の高齢者の事故件数は対前年比で 32.3％増となり、年々増加傾向にあります。

まちづくりアンケートにおいても公共交通の意見が多くを占めており、「車がないと生活しにくい」「コミュニティバスの有効的な運用法」などについての意見が多数を占めているように、本町は、車でなければ移動できないとも言い換えられます。一旦、運転免許証を返納してしまうと、まちなかへの移動、買い物や病院などへの移動に不便を感じてしまいます。しかし、交通事故を起こしてからでは取り返しがつきません。

高齢者が自動車の運転を控えると交通事故の抑制にはつながりますが、同時に交通弱者となってしまうことが予想されます。今後は、次の段階として、公共交通のみに頼る以外に地域コミュニティでの課題解決の方策を考えることも必要です。

【基本方針】

平成 28 年度（2016 年度）より実施している高齢者が加害者となる交通事故を抑制することを目的にした運転免許証の自主返納を今後も推進していきます。また、返納者が閉じこもりや交通弱者とならないよう、コミュニティバスや、もやいタクシーの回数券を交付して外出手段を確保します。これは、公共交通の利用促進にもつながるものです。

なお、運転免許証の自主返納により身分証明書として利用できるものがなくなってしまう人に、運転経歴証明書やマイナンバーカードの交付申請を促すなど、代替手段の支援も行っていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R 6 年度）
8	高齢者運転免許証返納事業（高齢者の交通事故の抑制）	41 件	30 件

（２）防犯対策

【現状と課題】

地域の安全・安心の確保のために自治会内に設置している防犯灯は 1,886 基あり、そのうち約 84.5%は、光源にＬＥＤを使用した防犯灯となっています。

従来型防犯灯（以下「従来型」という。）の電気代は、省エネ防犯灯（以下「ＬＥＤ型」という。）に比べると約 1.5 倍高いため、ＬＥＤ型にすることで電気代の節約につながってきます。

しかし、自治会への加入者の減少により自治会の財政状況は年々厳しくなっており、防犯灯の補修や電球交換費用の負担は、自治会に重くのしかかっています。

【基本方針】

町では各行政区の費用負担を軽減するため、防犯灯の新設や故障による交換に対して補助金を交付していました。前期基本計画においてより使いやすい制度に見直すこととし、平成 28 年度（2016 年度）までに補助金交付額の増加、従来型の防犯灯をＬＥＤ型へ更新する際にも補助金を活用できるよう制度を見直しました。

これにより、４年間の取り組みで行政区の負担を軽減することができ、犯罪の抑止や安全で住み良いまちづくりに向けた取り組みの一助にもなったと思われます。残りの防犯灯についても随時交換ができるよう、支援していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（Ｒ６年度）
9	防犯対策事業（防犯灯のＬＥＤ化進捗率）	84.5%	95.0%

●従来型防犯灯……省エネ防犯灯以外の防犯灯。
●省エネ防犯灯……光源にＬＥＤを使用した防犯灯。

３．地域のコミュニティ形成の推進

（１）地域コミュニティの体制整備

【現状と課題】

少子高齢化の急激な進行や個人の生活スタイルの変化等により、地域の課題が複雑化・多様化しており、近年は、自治会への加入率が低下しています。さらに自治会役員も担い手が不足し、年々深刻な問題となってきており、昔のようなコミュニティを取り戻すのは難しくなってきています。

モノがない時代に必然的にお互いが助け合い、コミュニティが自然と形成されていました。しかし、現在は、物理的に豊かになり、情報のほとんどが個人で収集でき、お互いに助け合わなくても十分生活できる時代であるため、地域のコミュニティを再生するのは厳しい状況にあります。

また、自治会の高齢化は年々深刻な問題となっており、特に区長や組長の高齢化が顕著に表れています。

【基本方針】

自主防災組織等の機能・組織を活用したコミュニティの再生を図り、行政区同士の連携や地域の特性を活かした魅力ある地域社会の形成に向けた取り組みを支援し、地域コミュニティの活性化につなげます。

昔からの慣例で行政が自治会に依存しているところもあり、慣例的なものを排除していくことも今後必要になってきます。例えば、町政に関する必要な事項を町民に周知し、その理解を深めてもらうための広報紙も区長、組長を経由して、各家庭に届けられています。しかし、自治会に加入していない場合は、公共施設で入手するか、町ホームページで閲覧するしかなく、不便と感じる町民もいます。超高齢社会で組織体力の低下が懸念される自治会にとって、負担にならない配布方法の検討など、まずは、役員等の負担の軽減等から体制を変更していくことも重要と思われます。ただし、コミュニティの低下とならないよう配慮しなければなりません。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
10	地域コミュニティ活性化事業（地域コミュニティのあり方と体制の見直し）	未実施	体制の見直し

第２章　ひとに輝きを

目標

ひとに輝きを

中間目標　地域でひとを育てるまち

基本施策７　子どもの健やかな育ちをサポートします

安心・充実した子育て環境の整備

行政活動	事業目標	事務事業
子育て支援 保育 母子保健	・妊娠期や出産に向けた支援の充実 ・子育て環境の整備 ・待機児童の解消 ・安心して子育てできるサービスの充実	・妊婦健康診査支援事業 ・妊婦健診の拡充 ・不妊治療費の助成 ・新生児聴覚検査支援事業 ・子ども医療費支給制度 ・子育て包括支援センターの設置 ・くらて病院診療科目の充実 ・待機児童対策 ・子育て支援事業 ・子育てサポート事業

中間目標　「知・徳・体」の調和を目指した教育の充実

基本施策８　新しい時代を生き抜く児童生徒を育てます

生きる力を育む教育環境の整備

行政活動	事業目標	事務事業
学校教育 学校給食	・教育を重視した学校の再編 ・Society5.0時代の教育環境の整備 ・誰一人取り残さない教育の支援 ・相談体制の充実 ・部活動の強化	・小学校のあり方 ・給食センターのあり方 ・ＧＩＧＡスクール構想による教育環境の整備 ・英語教育の充実 ・学習アシスタント事業 ・小学校交流事業 ・適応指導教室の設置 ・中学校部活動の活性化

中間目標　ライフステージに応じた生涯学習の推進

基本施策９　生涯現役、あなたの興味と好奇心を満足させます

ニーズに応じた学習機会の提供

行政活動	事業目標	事務事業
スポーツ振興 生涯学習 家庭教育 青少年育成 公民館 図書 文化振興	・健康で心豊かなスポーツの推進と施設の有効活用 ・家庭と地域の教育力の向上 ・生きる力を育む体験活動の充実 ・生涯学習の推進 ・図書レファレンスの強化	・体育施設の充実 ・家庭教育学級の充実 ・青少年の健全育成 ・子ども会事業の活性化 ・くらて寺子屋 ・放課後子ども教室 ・公民館施設の充実 ・公民館活性化事業 ・鞍手町民文化祭 ・図書整備事業 ・ブックスタート ・読書活動推進事業

目標

ひとに輝きを

中間目標　ライフステージに応じた生涯学習の推進

基本施策 10　歴史とロマンを次の世代へ引き継ぎます

文化財の保護と教育普及の推進

行政活動	事業目標	事務事業
文化財保存 普及・啓発 地域学習支援	・歴史・文化の普及・啓発	・歴史民俗博物館教育普及事業 ・子ども学芸員事業 ・指定文化財の保存・管理 ・まちの歴史・文化魅力発信事業 ・歴史民俗博物館別館建設事業

中間目標　人にやさしいまち

基本施策 11　認め合える社会の実現を目指します

人権教育・男女共同参画の啓発・推進

行政活動	事業目標	事務事業
人権教育 男女共同参画 被害者支援	・人権教育の啓発・推進 ・男女共同参画の推進	・人権教育推進事業 ・人権啓発冊子の発行 ・男女共同参画推進事業 ・ＤＶ被害者支援相談体制整備事業

中間目標　健康に暮らせるまち

基本施策 12　いつまでも元気でいきいきと暮らせるまちをつくります

「寿命＝健康寿命」を目指して

行政活動	事業目標	事務事業
保健事業 健康増進 福祉 障がい福祉 高齢者福祉	・健康づくりと介護予防の一体化 ・相談体制の整備 ・障がい者の活動の場の拡大	・高齢者の健康づくり ・重症化予防事業 ・地域包括支援センターの充実 ・相談受付体制整備 ・情報提供の充実 ・障がい者の社会参加促進

基本施策 13　生涯にわたって健全な心身を培う食育を推進します

ライフステージに応じた食育の推進

行政活動	事業目標	事務事業
食育	・食生活改善による健康づくりの推進 ・学校における食育の推進と地産地消 ・６次産業化の取り組み	・食育推進事業 ・特産品（大豆）を活用した「農業体験学習」 ・学校給食への農産物の導入 ・学校給食料理コンクール ・朝食を食べる習慣が定着している生徒の割合 ・６次化商品の開発

基本施策 7

子どもの健やかな育ちをサポートします

安心・充実した子育て環境の整備

１．安心して子育てできる環境とサービスの充実

（１）妊娠期や出産に向けた支援の充実

【現状と課題】

１人の女性が一生に産む子どもの数の平均である合計特殊出生率は、昭和 22 年～24 年（1947 年～1949 年）の第１次ベビーブーム期には 4.32 でしたが、昭和 25 年（1950 年）以降急激に低下しました。その後、昭和 46 年～49 年（1971 年～1974 年）の第２次ベビーブーム期を含め、ほぼ 2.1 台で推移していましたが、昭和 50 年（1975 年）以降さらに減少傾向となっています。平成元年（1989 年）には、それまで最低の合計特殊出生率であった昭和 41 年（1966 年）・ひのえうまの数値を下回って 1.57 を記録し、さらに平成 17 年（2005 年）には 1.26 まで低下しています。

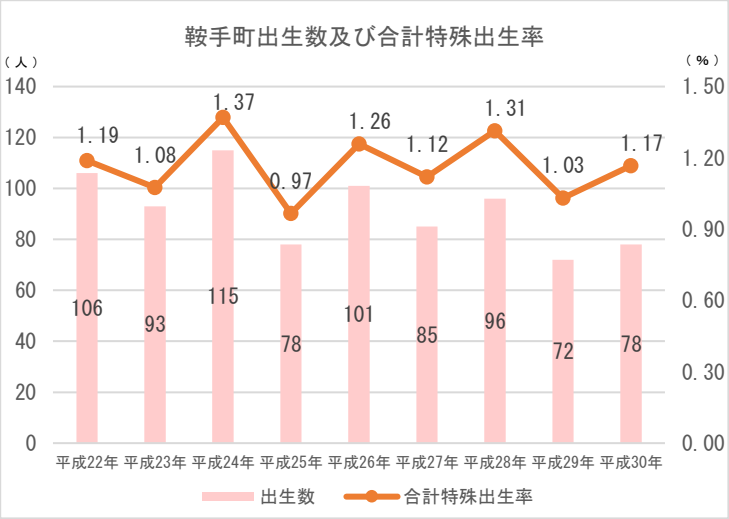

▲図 12　鞍手町出生数及び合計特殊出生率
（出典：人口動態統計、2017 年、2018 年出生届より）

本町においても、出生数は平成 26 年（2014 年）までほぼ横ばいで 100 人前後でしたが、ここ数年は 100 人を下回っています。

平成 28 年（2016 年）の全国の合計特殊出生率は 1.44 ですが、福岡県は 1.52 で全国平均を上回っています。しかし、本町においては 1.31 と全国及び福岡県の平均値を下回っています。

まちづくりアンケートによると、理想とする子どもの数は、「３人」が最も多く 43.5%、次いで「２人」が 33.9%と子どもの数が「２人以上」を理想とする回答が 77.4%あり、理想と現実の差が生じています。同アンケートには、子どもを産み育てるために必要な支援策や環境の整備充実を望む意見が多くありました。特に「産婦人科・小児科などの医療機関の充実」、「医療費の無償化」、「保育料負担の軽減」などの意見が上位を占めました。

本町においては、転出超過の影響により、出生数を左右する母親世代（15～49 歳の女性人口）の人口は昭和 60 年（1985 年）以降減少傾向で推移し、平成 27 年（2015 年）には昭和 55 年（1980 年）の約 56.1%にまで減少しています。

【基本方針】

妊娠中の女性には、出産するまでに子育てのことや費用のことなどさまざまな不安があります。

本町では、妊婦健診の拡充項目として妊婦健診費や子宮がん検診にかかる費用を助成しています。妊婦健診は、適切な時期に必要な検査を受け、健康状態を確認することが大切であるためです。また、子宮がん検診は、子宮頸がんの早期発見・早期治療ができ、若い世代からがん検診の必要性を理解してもらうことにもつながります。

不妊治療費の助成は、県の助成に加えて町独自の助成を行うことで、子どもを望む人が費用面であきらめず挑戦できる環境を提供します。さらに新生児の聴覚検査費用の全額助成等、子育て世代に対する支援を行います。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	妊婦健康診査支援事業「14 回分の妊婦健診費用の助成」（助成券延べ利用人数）	延べ利用人数 910 人	延べ利用人数 1,200 人
2	妊婦健診の拡充「妊婦健診時の子宮頸がん検診公費負担」（利用率）	31.2%	50.0%
3	不妊治療費の助成（子育て支援策の満足度）	69.6%	90.0%
4	新生児聴覚検査支援事業「聴覚検査の費用助成」（新生児聴覚検査率）	未実施	100%

（２）子育て環境の整備

【現状と課題】

出産、子育てに向けた世代が新居を探し、定住を考える際に、大きな条件となるのが、小児科や産婦人科が町内にあることなどが考えられます。しかし、本町には小児科医院、産婦人科医院がなく、また、近隣にも少ない現状です。子育て施策や定住施策が充実していても敬遠されることが大きな課題となっています。

【基本方針】

現在、くらて病院の移転建替えが進んでいます。これまで非常勤医師による小児科の開設でしたが、新病院開設後は、常勤医師による小児科の外来診療体制を整えることとしています。また、新病院の果たすべき役割として、地域に整備されていない専門的な診療機能を補完する予定としています。また、女性が働きやすい環境づくりのためのさまざまな施策メニューは、子育て世代を呼び込む取り組みとして積極的に情報発信し取り組んでいきます。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目のない支援を行います。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
5	子ども医療費支給制度「中学生までの医療費を無償化」（子育て支援策の満足度）	69.6%	90.0%
6	子育て包括支援センターの設置（体制整備）	－	体制整備（令和２年度末）
7	くらて病院診療科目の充実（小児科の設置）	非常勤設置（週３日）	常勤設置（週５日）

（３）待機児童の解消

【現状と課題】

全国的かつ慢性的な保育士不足をはじめとして、雇用面や経営面で制約が多く、現状のままでは、サービス拡充に向けた改革を実施していくことが困難な状況となっています。

また、共働き世帯の増加や女性の社会進出が進んだことなどから、女性の就業率が上がり、保育ニーズが高まっていることや核家族化によって祖父母が子育てを担うことも少なくなっているなどの要因で待機児童が増えている現状もあります。加えて、定義の変更により、今まで待機児童としてカウントされてこなかった「隠れ待機児童」が明るみに出ている現状もあります。

【基本方針】

本町においても令和元年（2019 年）10 月時点で待機児童が 20 人となっています。この待機児童の解消に向け、町立・私立保育所の受け入れ枠を拡大することが必要ではありますが、現届出保育施設や企業主導型保育事業等の多様な保育の受け皿についても拡充する必要があります。本町においては、保育所以外の多様な受け皿を拡充することで、待機児童の解消に向けて取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R 6 年度）
8	待機児童対策（待機児童の解消）	20 人 （R 元年 10 月末）	0 人

（４）安心して子育てできるサービスの充実

【現状と課題】

出生率の低下には、婚姻率の低下、晩婚化、経済的理由などの要因が挙げられます。まちづくりアンケートの子育て支援策の満足度は 69.6％で、約３割が満足していない結果となっています。

ライフスタイルや社会情勢が変化し、核家族化が進み、子育てを家族内のみで行うことが多くなり親の負担が大きくなっています。また、インターネット等の普及により、情報過多になることで混乱や誤解等を起こしてしまい、子育てにつまづいたと感じる人が増えており、子育て世帯を地域や社会で支援する仕組みが必要となってきています。

さらに子育て期にある女性が、仕事と子育てを両立することが難しいといった問題もあります。妊娠・出産を機に仕事と子育ての二者択一を迫られ、一旦離職すると、パート・アルバイトに比べ、常勤での雇用は難しく、子どもが病気の際は、休暇を取得しにくいなど、さまざまな子育てに関するサポートも必要になります。

本町においては、子育てサポートとしてさまざまな支援を行い、今後も働き方改革や男女共同参画の視点から子育て世代のサポートを行う環境が必要であると考えます。

【基本方針】

今後は、定住施策と一体的に魅力あるまちづくり、子育て支援が充実したまちというアピール戦略を行い、子育て支援に取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）		現状（H30 年度）	目標（R６年度）
9	子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業（子育て支援策の満足度）	69.6％	90.0％
		療育支援事業（子育て支援策の満足度）	69.6％	90.0％
10	子育てサポート事業	病児・病後保育（子育て支援策の満足度）	69.6％	90.0％
		産前・産後サポート事業（子育て支援策の満足度）	未実施	90.0％
		産後ケア事業（子育て支援策の満足度）	未実施	100％
		子育て短期支援事業（子育て支援策の満足度）	69.6％	90.0％
		一時預かり事業（子育て支援策の満足度）	69.6％	90.0％
		放課後児童健全育成事業（子育て支援策の満足度）	69.6％	90.0％

基本施策 8

新しい時代を生き抜く児童生徒を育てます

生きる力を育む教育環境の整備

１．個々の力を伸ばし全体を底上げする教育環境の整備

（１）教育を重視した学校の再編

【現状と課題】

現在、町内には小学校が６校ありますが、文部科学省が定める学校規模の標準（１校の学級数が 12 学級以上 18 学級以下）を満たす学校はありません。剣南小学校以外の小学校の標準学級数は１学年１学級（単学級）となっていますが、室木小学校においては、複式学級が２学級となっています。

今後の小学校のあり方について、児童数・学級数だけを重視するのではなく、教育条件の改善や災害時の防災の拠点や地域住民の視点等さまざまな角度から検討する必要があります。

また、給食センターは、昭和 43 年（1968 年）に建設され 50 年以上が経過しています。今後、小学校のあり方を検討しつつ、食の安全を第一に給食センターのあり方についても、検討する必要があります。

【基本方針】

今後、少子化がさらに進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応は、将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であり、地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方を踏まえ、さまざまな角度から基本方針を策定していきます。

また、児童・生徒に安全な食を提供するためにも給食センターのあり方についても検討していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	小学校のあり方（基本方針（方向性）の策定）	未実施	基本方針策定
2	給食センターのあり方（基本方針（方向性）の策定）	未実施	基本方針策定

（２）Society5.0 時代の教育環境の整備

【現状と課題】

国においては、Society5.0 時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるＩＣＴ等の先端技術の効果的な活用が求められています。この新たな教育の技術革新は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるものです。しかし、実際には教育現場でのＩＣＴ等の環境整備は遅れているのが現状です。

【基本方針】

今後、子どもたちを誰一人取り残さない取り組みとして、通信ネットワークを整備し、児童・生徒一人一台のＰＣ端末の整備を行います。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（Ｒ６年度）
3	ＧＩＧＡスクール構想による教育環境の整備（ＩＣＴの環境整備）	未実施	ＩＣＴの環境整備完了

●Society5.0……狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、わが国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの。
●ＧＩＧＡスクール構想……児童生徒一人一台コンピューターと高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備すること。
●ＩＣＴ……Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーションテクノロジー） の略で、情報や通信に関する技術の総称。

（３）誰一人取り残さない教育の支援

【現状と課題】

平成 24 年度（2012 年度）から大学生の学習アシスタントを配置し、子どもたちの学習支援を行うことで基礎学力の向上を図ってきましたが、依然として正答率が低い児童・生徒も見受けられ、学力の二極化が懸念されています。今後、学力が低い児童・生徒に対する学習支援をどのように行っていくかが課題です。

また、大学生にアシスタントを依頼する際に、小・中学校側と大学生が希望する日時や交通アクセスの問題により調整が難しいことも多く、今後は、退職教員や教員免許を所持している町民などの登用についても検討が必要となってきます。

【基本方針】

第４次総合計画後期基本計画で提案された学習アシスタントの配置を継続し、チームティーチングの授業形態を取り、個々の児童生徒に応じた学習指導の充実を図ります。

さらに文部科学省は、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図ることとしており、本町においても実践的な英語教育を推進するため、ＡＬＴを現在の２名から３名に増員し、英語教育の充実を図っていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
4	英語教育の充実（ＡＬＴ配置人数）	２名	３名
5	学習アシスタント事業（１校当たり２回／週×35 週を維持）	１校当たり２回／週×35 週	現状回数を維持
6	小学校交流事業（修学旅行、宿泊学習等の合同実施）	一部実施	合同実施

●チームティーチング……数名の教師がチームを作り、複数学級の生徒を弾力的にグループ分けしながら行う授業の形態。

●ＡＬＴ……Assistant Language Teacher（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）の略語で、日本語では「外国語指導助手」。

（４）相談体制の充実

【現状と課題】

本町には、中学校に不登校児童生徒、各小学校に不登校傾向の児童を抱えています。しかし、不登校児童・生徒の受け皿となる場所や人員の配置がなく、学習機会の補償や学校復帰に向けた支援ができていないのが現状です。

現在は、教育指導員、教育相談員、生涯学習指導員３名による学習指導等を行い、登校を促していますが、適応指導教室の設置にまでは至っていません。

また、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられています。

【基本方針】

適応指導教室を整備して教科指導や教育相談等ができる職員を配置し、不登校児童生徒に対して基礎学力の補充や基本的生活習慣の改善を行い、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。

また、教育相談員やスクールソーシャルワーカー等を活用し、引き続き児童生徒への支援を行い、適応指導教室の設置に取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（Ｈ30 年度）	目標（Ｒ６年度）
7	適応指導教室の設置（全対象児童生徒の参加）	一部参加	全対象児童生徒の参加

●スクールソーシャルワーカー……児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職。

（５）部活動の強化

【現状と課題】

本町の中学校は昔から部活動が盛んであり、多くの部活動が県大会などに出場しているため、部活動が強いというイメージがあります。

平成 27 年度（2015 年度）の統合により町内の中学校が１校になったことに伴い、部活動も部員数が増加し、活発になっています。

令和元年（2019 年）11 月に中学生全生徒に行った「次代を担う中学生へのまちづくりに関するアンケート」では、部活動を楽しく真剣に取り組んでいると答えた生徒が 71.9％と高く、部活動が盛んであるとともに、真剣にかつ楽しく活動しているということもアンケートから分析されます。

部活動は、技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や責任感、連帯感等が養われる場であり、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きいと思われます。しかしながら、近年は、生徒数の減少などによる部活動への参加生徒数の減少や指導者の高齢化、実技指導力不足などの要因等もあり、競技種目によっては活動を継続することが困難な状況が生じているのが現状です。

【基本方針】

第５次総合計画前期基本計画において実施してきた中学校の各部活動に対し、外部指導者手当や用具等購入費用の負担軽減を目的とした助成金を引き続き実施します。

この助成金によってボールや楽器など、部活動で使用する用具等を購入し、保護者の経済的負担を軽減し、部活動の練習環境等が向上し、各種大会で好成績を収めると、部活動での推薦進学など卒業後の進路の幅が広がることも考えられます。

また、上位大会の常連校になれば本町や鞍手中学校の名前が全国に広まることになり、鞍手中学校で部活動をするために本町へ引っ越して来るなど、転入者の増加も期待できます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
8	中学校部活動の活性化（部活動育成助成金）	部活動費の助成	部活動費の助成

基本施策 9

生涯現役、あなたの興味と好奇心を満足させます

ニーズに応じた学習機会の提供

１．生涯学習の充実

文部科学省「生涯学習の意義と推進体制の整備」では、「生涯学習」という言葉は一般に、人々が生涯に行うあらゆる学習を指すとされています。

具体的には、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などさまざまな場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表す場合もあります。

生涯学習が必要な理由は、自分自身の技能・経歴の向上のほか、社会制度の基盤である人材育成にもつながり、社会・経済の発展に寄与することや心の豊かさや生きがいを醸成するためです。これらの学習需要に応えるための生涯学習の基盤を整備することは、私たちの自己実現だけでなく、地域社会の活性化や高齢者の社会参加・青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義となります。

学歴だけでなくさまざまな「学習の成果」が適切に評価される社会を築いていくことは、これまでに勧められてきた教育改革の課題の一つである学歴社会の弊害の是正につながると期待されています。

また、ＯＪＴなどの学ぶ機会が設けられていますが、一つの会社に生涯務める傾向は少なくなり、企業教育が横断的に学べる仕組みになっていないことなどから、実際に受けたい教育と現実とのギャップが生まれているとされているため、昨今では、選択肢を広げる学びの場が求められています。

本町においては、社会体育施設（文化体育総合施設）は、充実しているものの昭和 56 年（1981 年）前後に建設された施設が多く、これまでは応急処置的な修繕や改修を行ってきましたが、人口減少に伴う施設の合理化や運営が今後の大きな課題となっています。

また、自主公民館サークル、美術協会をはじめとして、さまざまな学習活動が展開されていますが、近年は、活動している人の高齢化や加入者の減少、担い手不足などの課題が山積しています。

加えて、本町には図書館がなく、成人用図書室と子どもの図書室がありますが蔵書が少なく、調べ学習や読書ができる環境づくりが困難な部分もあり、利便性が良くないなどの課題があります。

●ＯＪＴ（On-The-Job Training）……実際の職務現場において業務を通して行う教育訓練。

（１）健康で心豊かなスポーツの推進と施設の有効活用

【現状と課題】

文化体育総合施設は、昭和 56 年（1981 年）前後に建設された施設で、これまで応急処置的な修繕や改修のみで、抜本的な改修には至っていないのが現状です。

しかし、本町の文化体育総合施設においては体育館、グラウンド、テニスコート、武道館、弓道場等多目的に活用できる施設が集中していることや駐車場スペースが多く、使用料が安価ということもあり、近隣市町村からの利用者も多く、全施設の利用状況としては、利用者総数の減少はあるものの利用件数は増加傾向にあります。また、他市町から来訪という点で観光入込客数､滞在人口の確保､獲得に寄与しています。今後、施設を維持していくためには、財政状況を勘案しながら使用料の改定を含めた改革を行わなくてはならない状況にあります。

【基本方針】

生涯にわたってスポーツを楽しめるよう、各種スポーツ施設の整備を図っていく必要があります。多くの町民がより快適・便利に利用できるよう効率的な施設運営を進め利用促進に努めます。

また、既存の各種スポーツ大会や教室・イベントなどの充実を図り、体育協会やスポーツ推進委員等と連携し、まちづくりに活かしていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R 6 年度）
1	体育施設の充実（施設利用件数）	5,390 件	5,600 件

２．子どもたちの学びを育てる環境の充実

（１）家庭と地域の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育学級は、すべての教育の出発点であり、常に子どもの心の拠りどころとなるものです。 家庭において子どもを正しく理解し、健やかに成長していくことを願って、子どもに関わるさまざまな問題について共通したテーマで１年間、計画的・継続的に学習する場として開設されています。少子化や核家族化、コミュニティの希薄化などの社会状況から、家庭や地域の教育力が低下し、青少年の「心」の問題が大きな課題となっています。本町では家庭や学校、地域社会がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に協力して地域全体で子どもたちの健全育成に取り組んでいます。

【基本方針】

今後も子育て支援、家庭教育に関する学習の機会を提供し、保護者が子育てに関するさまざまな課題に対応できるように親としての教育力を高め、さらには相互の交流や情報交換を図る家庭教育学級を今後も継続していきます。また、青少年育成町民会議と連携し、青少年の見守り活動や健全育成に取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
2	家庭教育学級の充実（学級生数）	92 人	110 人
3	青少年の健全育成（青色回転パトロール車の台数）	24 台	25 台

（２）生きる力を育む体験活動の充実

【現状と課題】

児童・生徒の豊かな人間性や社会性などを育むためには、成長段階に応じて社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、さまざまな体験活動を行うことが大切と言われています。本町では、子ども会連絡協議会と連携し、野外生活リーダー研修、子ども会体育大会や子どもフェスタ等の事業を行っています。子どもフェスタでは、子どもたちが実行委員会を組織し、子どもの自主性を高め、創意工夫により、社会性や協調性を育てるという目的を持った事業を展開しています。また、子ども会連絡協議会で育った子どもたちが将来的に青年リーダーとして子どもたちの指導を行っています。

【基本方針】

今後も子どもたち一人一人が個性を発揮できる場や体験活動の中での仲間との連帯感、異年齢の子どもや地域の人たちとの交流を通して新たな発見と感動を共感できるような体験プログラムを行い、子どもの自主性や社会性を育む子どもの体験活動の充実を図ります。また、学校の授業終了後に学校で学習できる時間と場所を「放課後子ども教室」として確保し、講師による学習指導が受けられる体制を整備します。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
4	子ども会事業の活性化（事業への参加者数）	延べ 2,600 人	延べ 2,900 人
5	くらて寺子屋	40 人	40 人
6	放課後子ども教室	未実施	６校

３．公民館活動と文化芸術の活性化

（１）生涯学習の推進

【現状と課題】

公民館活動に対して強い関心と興味をもって参加する人々がいる一方、若い世代は、公民館活動へ関心がない、あるいは関心があっても参加する時間がない、方法を知らないという人々が増えている状況にあります。また、本町での公民館活動においては、少子高齢化による自主サークルの指導者不足や担い手不足が大きな課題となっています。

また、公民館活動は、誰でも自由に学習機会を選択して学ぶことができること、またその学習・事業に関わる情報が常に公開され、地域住民に周知されることが大切であることから、今後は、公民館活動等の情報発信を積極的に行わなければならないと考えています。

【基本方針】

町民の主体的な文化・芸術活動を尊重し、多彩な文化を創造することで、魅力と活気にあふれたまちを目指すため、文化連盟や美術協会等と連携し、今後も中央公民館を拠点とした多彩な文化活動が展開できる環境を創出するとともに、地域の文化芸術を発信する機会を整備します。

また、前期基本計画において、自主公民館サークル実行委員会主催の公民館まつりと美術協会主催の美術展を統合したことにより、今後も連携し鞍手町民文化祭として開催し、集客の増加を図り、さらに各会員等が作成した作品の展示即売を行うなど、会員自身の意識高揚を図るとともに身近に文化・芸術に親しむ機会を提供していきます。

さらに自主公民館サークルをはじめとするさまざまな学習活動への参加者の高齢化による加入者の減少、指導者の育成、担い手不足などの課題の解決に向けて公民館活動の活性化を推進していきます。

No.	事務事業（指標）		現状（H30 年度）	目標（R６年度）
7	公民館施設の充実（年間利用者数）		47,935 人	50,000 人
8	公民館活性化事業	自主サークルの活性化（会員数）	220 人	250 人
		公民館講座の開設（参加者満足度調査）	－	70%
9	鞍手町民文化祭（来場者数）		1,755 人	2,000 人

４．あなたの「知りたい」に応えます

（１）図書レファレンスの強化

【現状と課題】

図書室は、平成 27 年度（2015 年度）に母と子の図書室をリニューアルし、子育てにやさしい環境整備として授乳室を設け、利用しやすい環境改善を行いました。今後も蔵書数の確保と調べ学習などに対応できるよう環境整備を行わなくてはなりません。

特に学校の図書室においては、専門知識を持つ司書が不在のため、学校図書室の活性化ができず、調べ学習などに有効に利用されていない現状があります。

今後は、中央公民館図書室において、調べ学習をサポートできる体制も必要であるため、図書室を活用してもらうにはどうしたらよいかなどの支援体制を整備していくことが必要であると考えます。

【基本方針】

成人用図書室と子どもの図書室を有効活用できるレファレンスの強化による利便性の向上を図っていきます。さらに連携中枢都市圏域における図書館（室）の相互利用について周知を図り、利便性の向上を図ります。また、絵本を通して家庭内で赤ちゃんと「あたたかい、ふれあいの時間」を持つきっかけを作るため０歳児の健診時に実施する絵本をひらく楽しさを感じてもらうブックスタート事業や読み聞かせ、配本活動による読書活動の推進に取り組みます。

No.	事務事業（指標）		現状（H30 年度）	目標（R６年度）
10	図書整備事業	図書蔵書の整備（蔵書の確保）	22,860 冊 （平成 31 年度末蔵書数）	年間 700 冊の蔵書確保
		レファレンスの強化（利用者の満足度）	－	70.0％以上
11	ブックスタート事業（配布者数）		78 人	100 人
12	読書活動推進事業	子どものお話の会（毎月１回）	毎月１回	毎月１回
		子どもの読書活動推進（保育所・幼稚園・くらじの郷への配本活動）	月１回／６か所	月１回／６か所

●レファレンス……利用者が学習を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

基本施策 10

歴史とロマンを次の世代へ引き継ぎます

文化財の保護と教育普及の推進

１．文化財の保存・継承

（１）歴史・文化の普及・啓発

【現状と課題】

本町は、豊かな自然に恵まれ、数多くの文化財が点在しています。また、地域に伝わる伝統的な行事や芸能も、先人たちの努力によってこれまで受け継がれてきました。

しかし、歴史や文化を守り、受け継ぐ環境は高齢化等の要因により厳しさを増してきています。今後も、町民共有の大切な文化遺産を守り、未来へ受け継いでいくためにはその仕組みづくりが必要です。

【基本方針】

本町の貴重な文化財を活かした学びの場を継続して提供することは、まちに対して「誇り」や「愛着」を持ち、自らもまちを形成している一人であるという意識を持つシビックプライドを高めることにもつながります。

また、これらの文化遺産を後世に伝えるため、学校と連携した子ども学芸員事業を通じて普及と啓発に努め、各世代に豊かな学びの場を提供していきます。

さらに庁舎等の建設に関連して石炭資料展示場及び埋蔵文化財収蔵庫の機能を有する博物館別館を整備します。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	歴史民俗博物館教育普及事業（年間来場者数）	2,700 人	4,000 人
2	子ども学芸員事業（実施校数）	６小学校	６小学校
3	指定文化財の保存・管理（保存・管理）	随時	随時
4	まちの歴史・文化魅力発信事業（観光入込客数）	275,000 人	330,000 人
5	歴史民俗博物館別館建設事業	未実施	令和５年 11 月開館

●シビックプライド……まちに対する町民の誇りを指す言葉。 日本語の「郷土愛」といった言葉と似ていますが、単に地域に対する愛着を示すだけではないところが違います。

基本施策 11

認めあえる社会の実現を目指します

人権教育・男女共同参画の啓発・推進

１．人権意識の向上

（１）人権教育の啓発・推進

【現状と課題】

わが国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」の下で、国政の全般にわたり人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

本町においても、これまで人権問題の課題解決のために、偏見・差別のない、誰もが安心して暮らすことができ、一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発に努めてきました。

その間、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成 28 年 4 月に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）が平成 28 年 6 月に、さらに、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）が平成 28 年 12 月に施行されました。

ヘイトスピーチ解消法の施行後は、社会に問題を認識する機運が生まれヘイトスピーチを行うデモは減少した一方で、インターネット上の人権侵害、外国人問題、子どもの人権問題、障がいのある人や高齢者の人権問題などが全国的な問題となっています。

【基本方針】

本町においては、令和２年３月に鞍手町部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例を改正し、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別をなくすために必要な人権教育及び人権啓発活動を積極的に推進し、人権擁護の社会実現に努め、あらゆる理由による差別のない社会の実現を目指すため、人権について正しい理解を深め、一人ひとりが人権意識の高揚を図り、地域・学校・行政がさまざまな場と機会を通して一体となり、「人権社会の確立と構築」に向かって推進していきます。また、啓発活動や講演会、啓発冊子などによる人権教育・啓発活動を推進していきます。

No.	事務事業（指標）		現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	人権教育推進事業	同和問題啓発強調月間（参加者数）	1,025 人	1,200 人
		人権週間の集い（参加者数）		
		地区学習会（参加者数）		
		人権教育学級（参加者数）		
		解放学級（５学級開設、年間開催数）	11 回／１学級	11 回／１学級
		人権子ども会（３学級開設、年間開催数）	40 日／１学級	40 日／１学級
		企業研修（参加企業数）	18 企業	23 企業
2	人権啓発冊子の発行（人権意識の高揚）		80.2%	90.0%

２．男女共同参画社会の実現

（１）男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法第２条において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

しかし、今もなお、働く場において男女がともに個性と能力を発揮できる環境づくりや地域・企業等における意思決定や方針策定の場への女性の登用の状況、配偶者等からの暴力の根絶への取り組みなど、真の男女共同参画社会の実現には至っていない状況です。また、男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動を自らの希望に沿って展開できる社会の実現を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進も積極的に行っていかなくてはなりません。

本町においても法律や条例に基づいて設置された審査、審議の場である附属機関等への女性委員の登用状況は、福岡県内では低い位置にあり、附属機関数や委員数が多いことが要因と考えられることから抜本的な改革が必要であるといえます。

【基本方針】

本町の附属機関等の設置の目的や構成、活動内容を検証し、目的が達成されているものは廃止、過大な構成になっているものは、「附属機関等の設置及び選任の基準に関する要綱」に照らしスリム化する等、運営の適正化・効率化を図り、併せて女性委員の登用率の向上を図っていきます。

また、ＤＶをはじめとするあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で、重要な課題といえます。本町においては、行政内部で情報を共有し支援体制を行っていますが、十分に連携できていない状況です。

今後は、警察や外部関係機関とも連携し、相談体制を強化していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（Ｈ30 年度）	目標（Ｒ６年度）
3	男女共同参画推進事業（審議会等への女性登用率）	27.3%	40%
4	ＤＶ被害者支援相談体制整備事業（相談体制の整備）	未実施	相談体制の整備

基本施策 12

いつまでも元気でいきいきと暮らせるまちをつくります

「寿命＝健康寿命」を目指して

１．高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境の整備

（１）健康づくりと介護予防の一体化

【現状と課題】

高齢者（おおむね 65 歳以上）の健康づくり事業は、介護保険による介護予防事業を主体として実施しており、65 歳から 74 歳までは、各医療保険制度の保険者が健診等を行い、その中で健康づくり事業に取り組んでいます。

また、75 歳以上の健診・健康づくり事業は、これまで後期高齢者医療保険により実施していましたが、令和元年（2019 年）５月に健康保険法の一部が改正されたことにより、後期高齢者の保健事業は、市町村への委託が可能となることから、本町においては、「高齢者保健事業と介護予防との一体的な実施に向けての体制整備」を進めていきます。

【基本方針】

高齢者は、複数の慢性疾患の罹患に加え、身体的・精神的・心理的・社会的な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向があるため、高齢者の保健事業は、高齢者の特性を踏まえることが必要です。

高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防の取り組みを効果的かつ効率的に、また一体的に実施する必要があり、その体制を整備するとともに、いつまでも元気でいきいきと住み慣れた地域で暮らし、健康寿命を延伸させる取り組みを推進します。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	高齢者の健康づくり（介護予防との一体化）事業（支援体制の整備）	未実施	支援体制の整備
2	重症化予防事業（特定健診受診者の HbA1C8.0 以上の割合）	3.28%	2.0%以下
3	地域包括支援センターの充実（包括的・継続的マネジメントの推進）	随時	随時

●フレイル……加齢により心身が老い衰えた状態。
●HbA1C（ヘモグロビン・エーワンシー）……健康診断において、その人が糖尿病である可能性があるかどうかを判別する数値。

２．障がい者がともに暮らせる地域づくり

（１）相談体制の整備

【現状と課題】

相談の内容によっては本町だけで解決できないものも多数あり、相談の内容に対して適切な関係機関等との連携が求められており、引き続き関係機関等の業務の把握、関係の強化に努めなければなりません。障がい者、特に精神障がいのある人への対応には専門的なスキルを身に付けた職員（社会福祉士や精神保健福祉士）でなければ適切な対処ができないことが多くあり、本町においては、現状ではそのような職員が配置されていないことが大きな課題となっています。

【基本方針】

今後も相談支援事業所等の相談受付機関との連携を密にし、情報共有を図り、直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会において総合的な相談支援体制を構築するとともに、専門職員の確保に取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
4	相談受付体制整備（専門職員の配置）	未配置	専門職員の配置

（２）障がい者の活動の場の拡大

【現状と課題】

現在、本町が実施する各種事業において障がいのある人が積極的に参加できる仕組みとして、社会福祉協議会では障がい児者サロン等を実施しています。また、宮若市、小竹町と合同で「身体障がい者はつらつ運動会」を開催していますが、地域社会との交流の機会は多くありません。

【基本方針】

今後も町内での各種イベントへの参加を促すために、手話通訳者の配置に努め、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めるための事業プログラム等を作成し、さらには行政・民間企業における雇用の促進に努めます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
5	情報提供の充実（多様な手段による情報提供）	随時提供	随時提供
6	障がい者の社会参加促進（手話通訳派遣率）	一部実施	100％

基本施策 13

生涯にわたって健全な心身を培う食育を推進します

ライフステージに応じた食育の推進

１．計画の位置づけ

この基本施策は、「食育基本法」（平成17年６月法律第63号）第18条第１項の規定に基づき、食育を具体的に推進するための「鞍手町食育推進計画」（以下「食育計画」という。）として、第５次鞍手町総合計画後期基本計画に位置付けます。

なお、計画策定にあたっては、国の「食育推進基本計画」や福岡県の「福岡県食育・地産地消推進計画」、本町の関連する諸計画との整合性を図り推進します。

２．計画の期間

食育計画は、令和２年度（2020 年度）から令和６年度（2024 年度）までの５年間とします。ただし、社会情勢の変化により見直しが必要な場合は、計画期間にかかわらず計画の見直しを行います。

３．食育の目標

鞍手町の現状と課題をふまえ、食育推進に向けての基本施策の目標を設定します。

生涯にわたって健全な心身を培う食育を推進します

ライフステージに応じた食育の推進

４．食育の推進

食育基本法の前文には、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づける」と明記されています。

食育とは、わたしたち一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるように自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習などの取り組みです。

最近では、定着しつつある「食育」ということばですが、これは、明治期に活躍した食養医学の祖とされる石塚左玄と小説家の村井弦齋が使い始めたとされ、「食養道」を提えた石塚左玄は、食育は、体育、知育、才育の基本となるべきものとしています。

（１）食生活改善による健康づくりの推進

栄養・食生活は、生活習慣病の発症及び重症化予防、生活の質の向上や社会機能の維持・向上の観点から、健康寿命の延伸と関係が深いといわれています。

健康で長生きする第一の条件はバランスの良い食事を規則正しく食べることです。人は成長・発育や身体の維持、活動するためのエネルギーや栄養素を食べ物から摂取しています。当然のことながら、普段の食事の量に過不足があったり、不規則な食べ方をしたりすると健康を維持できなくなります。

現代社会においては、食べるものが豊富で、好きなものやおいしいものを自由に食べられます。その一方で、偏食や栄養摂取のアンバランスなどが生じ、生活習慣病へとつながってしまう危険性があります。健康を維持し、病気を予防する基本は栄養・運動・休養の調和を図ることにあることから、食育を通じての健康寿命の延伸についても推進していかなければならないと考えます。

【現状と課題】

本町においては、健康づくりの一環として、バランスのとれた食生活の定着を目的に鞍手町食生活改善推進会と連携して、地域の人に健康づくりの大切さを広める活動をしています。

また、取り組みの推進には、行政内の保健・福祉・教育・農政等の複数の部署や関係機関・団体との連携が必要です。

【基本方針】

「健康寿命の延伸につながる食育の推進」を重点課題の一つとして、生活習慣病や低栄養等の予防や改善を推進することが必要と考えます。

今後も、健康的な食習慣や減塩、バランスのとれた食生活を行うことで、生活習慣病の発生や重症化予防等の取り組みを幼少期から高齢者までライフステージに応じた食育を推進していきます。

No.	事務事業		現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	食育推進事業	食進会の「元気がでる献立」情報発信（広報紙による情報発信）	12 回／年	12 回／年
		子どもクッキング（参加人数）	91 人	110 人
		わくわくクッキング（参加人数）	60 人	80 人
		高齢者ふれあい教室（参加人数）	122 人／年	150 人／年
		男性の料理教室（開催回数）	２回／年	４回／年

（２）学校における食育の推進と地産地消

【現状と課題】

食育基本法の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」と規定されていることから文部科学省においても学校における食育の推進の必要性を重視しています。

本町においては、平成 15 年（2003 年）に地元農家の女性たちによって発足した鞍手町農業女性の会（通称「たんぽぽの会」）が、「町の宝である子どもたちに農業と食の大切さを伝えたい」と、町内産の農産物を学校給食に利用する取り組みを行っています。今では地元の野菜が町内の全小中学校で食べられています。

平成 18 年（2006 年）からは、食育の一環として町の特産品である大豆の種まき、収穫を行い、みそや豆腐に加工、枝豆の販売等を１年間を通して「農業体験学習」として実施しています。また、学校行事の一つとして、ＪＡ直鞍、地域農家の協力のもと、田植えから稲刈り、餅つきを通して地産地消に取り組んでいる学校もあります。

【基本方針】

子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、一連の農作業の体験活動により、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々のさまざまな活動の上に成り立っていることを児童・生徒が学ぶことによって、感謝の心を育む食育の推進に取り組んでいきます。

また、中学２年生全員が夏休みに「鞍手町らしさを表現した給食」のレシピを考え

る取り組みを行っています。

これは、町の特産品や栄養バランスのとれた食事を生徒自身が考えることで、食育や地産地消に対する意識の醸成になることから引き続き取り組んでいきます。

さらには地元の農産物を学校給食に取り入れ、地産地消にも取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
2	特産品（大豆）を活用した「農業体験学習」（実施校数）	３校	６校
3	学校給食への農産物の導入（導入品目数）	８品	15 品
4	学校給食料理コンクール（生徒による献立作成応募数・中学生の食育の意識向上）	10 品／年（令和元年度）未実施	10 品／年 80.0%
5	朝食を食べる習慣が定着化している生徒の割合（朝食を食べる割合）	82.6%	95.5%（全国平均）

（３）６次産業化の取り組み

【現状と課題】

本町の基幹産業である農業においては、農業従事者の減少や離農、就業者の高齢化、担い手不足などの問題を抱えています。

しかし、意欲的に６次産業化に取り組む生産者もあり、ふるさと納税の返礼品としても注目されるようになっています。

これからの農業を若者にとって魅力ある産業として育成するため、経営の多角化と競争力の強化を図ることが重要です。そのため、付加価値の高い特産品を開発、流通体制の充実を促進していく必要があります。

【基本方針】

町の特産品を活用した６次化商品の販路拡大や地域の特性を活かした魅力ある商品づくりを生産者やＪＡ直鞍等と連携して取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
6	６次化商品の開発（商品化数）	22 品	47 品

●６化産業化……１次産業としての農林漁業と、２次産業としての製造業、３次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

第３章　しごとの創出を

目標

しごとの創出を

中間目標　農業の推進と創業支援

基本施策 14　農業経営の安定化・効率化を推進します

安定した農業生産力を目指して

行政活動	事業目標	事務事業
農業基盤 保全管理 有効活用	・農業資源の保全管理 ・農地の有効活用と担い手支援	・多面的機能支払交付金事業 ・有害鳥獣駆除事業 ・かんがい施設維持管理 ・ため池等整備事業 ・機構集積協力金交付事業 ・水田農業担い手機械導入支援事業 ・活力ある高収益型園芸産地育成事業 ・農業次世代人材投資事業

基本施策 15　まちを支え、ひとを育む地域産業を応援します

企業の経営力向上を目指して

行政活動	事業目標	事務事業
経営基盤 創業 情報通信 企業誘致	・中小企業の持続性 ・創業支援及び雇用の創出	・中小企業振興の協力体制 ・専門家派遣事業 ・直鞍ビジネス支援センター経営相談事業 ・小規模企業者経営改善資金利子補給金交付事業 ・商業店舗リフォーム補助金交付事業 ・ＩＴの利活用の促進 ・産業競争力強化法に基づく創業支援事業 ・商品開発促進事業 ・空き店舗等活用促進事業

基本施策 16　地域資源を活かし、魅力的な観光を創造します

新たな観光資源の発見・創造

行政活動	事業目標	事務事業
観光	・交流人口の増加 ・新分野への進出	・学校まるごとサブカル事業 ・地域資源の発掘と活用 ・特産品のプロモーション事業 ・６次化商品の販路拡大事業 ・観光農園又は市民農園の開設検討

基本施策 14

農業経営の安定化・効率化を推進します

安定した農業生産力を目指して

１．農業資源の保全管理と担い手支援

（１）農業資源の保全管理

【現状と課題】

現在、地域農業は高齢化と後継者の不足という問題を抱えています。特に団塊世代が 75 歳以上となる「2025 年問題」は、農業業界においても深刻な問題であり、今後ますます担い手の確保が重要な課題となってきます。

一方、担い手には効率的で安定的な農業経営が求められ、農業においても先進技術の発達によって、安定した収穫や人員の確保をロボットが支援する環境などが整ってきています。しかし、小規模農家にとっては、財源の投入はかなりの負担となります。

このため、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や営農組合体制の強化をはじめ、農業経営の法人化の促進、優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、時代の要望等に即した農業の促進に努め、地域ブランドとして誇れる安全･安心な食料供給基地の形成と農業の持つ多面的機能の保全･活用を進めていく必要があります。

【基本方針】

農業資源の適切な保全管理を推進するため、地域が行う水路・農道等の管理に関する共同活動を支援するとともに、農作物の鳥獣被害を最小限に抑えるため、捕獲活動や被害防止の取り組みを支援していきます。

また、農業用水の確保においては、ため池、パイプライン、揚排水機場の適切な維持管理に努めます。さらに冠水対策を目的として、かんがい施設維持管理改修計画に基づき、定期的にオーバーホール等の修繕工事を行い、適切な維持管理に努めます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	多面的機能支払交付金事業	12 組織	－
2	有害鳥獣駆除事業（農業資源の保全管理）	随時	随時
3	かんがい施設維持管理（適切な維持管理）	随時	随時
4	ため池等整備事業（維持管理）	随時	随時

（２）農地の有効活用と担い手支援

【現状と課題】

本町の農地の担い手への集積率は高い水準を保っているものの、農家数の減少や高齢化による担い手不足は深刻化しています。これに伴い、耕作が放棄された状態の農地が増えつつあります。

これらの地域農業を支えていく担い手をどう確保するかが差し迫った課題となっています。

【基本方針】

担い手を確保していくためには、安定的に農業を営む経営体を育成する必要があります。各種補助事業を活用し、担い手農家の経営規模の拡大及び生産性の向上に関する取り組みや、ＩＣＴ（情報通信技術）やＡＩを活用した新技術導入による農作業の省力化を支援します。また、新規就農者の農業経営の確立に対して支援を行い、地域農業を支える新たな担い手の育成に取り組みます。

No.	事務事業	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
5	機構集積協力金交付事業	２件	－
6	水田農業担い手機械導入支援事業	６件	－
7	活力ある高収益型園芸産地育成事業	３件	－
8	農業次世代人材投資事業	１件	－

●ＡＩ……人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと。

基本施策 15

まちを支え、ひとを育む地域産業を応援します

企業の経営力向上を目指して

１．経営基盤強化と創業支援

（１）中小企業の持続性

【現状と課題】

本町は炭鉱の閉山後、農業施策と並行して積極的に企業誘致に取り組み、これまでの 50 年間で 60 社以上の優良企業を誘致しました。

本町の企業の大部分を占める中小企業は、本町の発展と町民生活の向上をもたらす重要な担い手としてその役割を果たしてきましたが、人口減少による市場の縮小や生産年齢人口の減少、高齢化による継承問題など、中小企業を取り巻く環境は日々厳しさを増しています。

【基本方針】

こうした状況の中、中小企業が自ら課題解決に取り組むことはもちろんのこと、行政、経済団体、金融機関等が一体となって、それぞれの役割を明確にし、地域経済の発展に取り組んでいかなくてはなりません。

本町においては、鞍手町中小企業活性化計画に基づき、中小企業の自主的な取り組みを基本として、企業、経済団体、金融機関等と連携しながら、中小企業を元気にする事業を展開し、地域経済の活性化に取り組んでいきます。

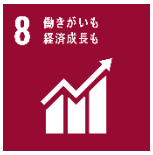

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R 6 年度）
1	中小企業振興の協力体制（役割と連携体制の検証）	未実施	令和６年度
2	専門家派遣事業（派遣企業数）	７社（者）（令和元年度）	32 社（者）
3	直鞍ビジネス支援センター経営相談事業（相談件数）	116 件（令和元年度）	476 件
4	小規模企業者経営改善資金利子補給金交付事業（申請率）	46.0%	80.0%
5	商業店舗リフォーム補助金交付事業（補助企業数）	未実施	16 社（者）
6	ＩＴの利活用の促進（セミナー等の開催）	３回（令和元年度）	13 回

（２）創業及び雇用の創出

【現状と課題】

本町の中小企業は、大型小売店舗の進出や少子高齢化、人口減少問題などの経済的、社会的環境の変化により、平成 21 年（2009 年）から平成 28 年（2016 年）までにかけて 76 社（者）が減少しています。

中小企業は、地域経済の好循環をもたらす重要な存在であり、企業が増加することが望ましい形ではありますが、本町への進出を検討する企業からの問い合わせは多くあるものの、本町が所有する工業用地では要望に応えられていない状況です。また、工業団地を整備するためには大規模な財政投資が必要であり、町単独での実施は困難な状況です。

今後は、雇用の増大や人口増加、地域振興につながる企業の誘致を図るため、国や県、近隣市町とも連携・協力しながら、工業団地の積極的な確保に努める必要があります。

【基本方針】

廃業を減らすことは困難ですが、それと同数もしくは、それを上回る創業者等を創出することにより、本町の企業数を維持できるものと考えます。

今後は、新規創業や第二創業を重点的な取り組みとして、社会問題である空家、空き店舗等を活用した支援事業を立ち上げ、地域のにぎわいづくりや創業等による定住及び関係人口の創出・拡大に取り組んでいきます。

また、企業の多様な要望に応えられる魅力ある工業団地の造成・整備を行うため、国や県の支援や近隣市町との連携を深め、鞍手インターチェンジの地理的優位性を最大限に活かせる広域工業団地の実現に向け、検討を進めていきます。

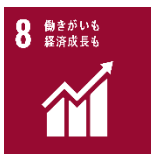

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R 6 年度）
7	産業競争力強化法に基づく創業支援事業（創業者数）	23 社（者）	53 社（者）
8	商品開発促進事業（新商品数）	未実施	25 品
9	空き店舗等活用促進事業（利活用された空き店舗等数）	未実施	12 軒

基本施策 16

地域資源を活かし、魅力的な観光を創造します

新たな観光資源の発見・創造

１．地域資源の活用

（１）交流人口の増加

【現状と課題】

少子高齢化時代の到来による地方人口の減少が問題とされる昨今、本町においても、定住人口の減少が顕著となり、食い止めるべくさまざまな施策に取り組んでいるところです。

そのひとつとして、平成 27 年度（2015 年）より地方創生の交付金を活用し廃校を利用した「学校まるごとサブカル事業」に取り組んできました。実績値としては、観光資源が乏しい中、鞍手町の人口約 16,000 人の約 20％にあたる交流人口を、毎年、国内外から呼び込んでいます。

また、年間を通して多くのイベントを行い、定期開催のコスプレイベント、数千人規模で若者が参加するコスプレ文化祭など多くの若者が本町に訪れ、マスメディアにも取り上げられるなど大きな反響を呼んでいます。

その他には、ＣＭ撮影、ＴＶ番組撮影、アイドルグループのプロモーションビデオ撮影や空き教室を活用したインキュベーション施設やレンタルオフィスなどにも取り組んでいます。

しかし、本事業を持続的なものとするためには施設利用者の更なる増加と安定した収益を得るシステムの構築が必要であり、今後は、町全体をフィールドとして捉え誰もが楽しめる体験型アクティビティの取り組みを検討するなど、新たなサービスの構築に取り組んでいきます。

【基本方針】

「サブカルチャー」をキーワードにくらて学園と連携し、県外、海外からの交流人口を増加させるため、来訪者のニーズをとらえた多様な企画やサービス機能の充実に取り組んでいきます。

また、地域ならではの魅力的な地域資源を発掘し、活用策の調査・研究を行います。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R 6 年度）
1	学校まるごとサブカル事業（来場者数）	延べ 13,600 人 （令和元年）	延べ 35,000 人
2	地域資源の発掘と活用	未実施	調査・研究

●インキュベーション……起業や新事業の創出を支援すること。
●アクティビティ……「活動」や「活気」の意味。
●サブカルチャー……メインカルチャーの逆の概念で、新聞、雑誌などで論評の対象にならなかった文化。日本においては、マンガやアニメを中心とする総称としてサブカルチャーが使われている。

（２）新分野への進出

【現状と課題】

これまで、町の特産品をテーマに地元生産者をはじめ、ＪＡ直鞍及びＪＡグループ並びに福岡県、関係事業者の協力を得て、特産品のＰＲに努めてきました。

特産品のブランド力を高める取り組みとして海外でのフェアにおいても一定の成果を上げ、さらに６次化商品の開発においても、鞍手ぶどう（巨峰）を使用したアイスバーやジェラート、サイダーの商品化に成功し、ふるさと納税の返礼品をはじめ、大手百貨店のお中元商品や東京の老舗カフェでのフェア開催により販路が拡大しています。

しかし、交流人口の大幅な増加や特産品の付加価値の向上、ブランド化までには至っていないことから、消費者等に対するアンケート調査を実施し、商品力の向上に努め、国内プロモーションを強化していかなければならないと考えています。

【基本方針】

町の特産品を活用した６次化商品の販路拡大や地域の特性を活かした魅力ある観光づくりを推進していきます。特に６次化商品については、徐々に販路が拡大していることから、今後も国内を中心にプロモーションを強化し、既存商品のブラッシュアップや新商品の開発に取り組んでいきます。

また、生産者やＪＡ直鞍等と連携して、観光農園や市民農園の開園に向けた検討を進め、交流人口の増加を目指していきます。

No.	事務事業（指標）		現状（H30 年度）	目標（R６年度）
3	観光まちおこしプロジェクト	特産品のプロモーション事業（販売量）	6.7ｔ	14.7ｔ
		６次化商品（巨峰サイダー）の販路拡大事業（販売数量）	2,750 本	30,000 本
		６次化商品（アイスバー・ジェラート）の販路拡大事業（販売数量）	1,570 本	4,500 本
		観光農園又は市民農園の開設検討（農園の開設）	未実施	１農園以上

●ブラッシュアップ……本来「磨き上げること」といった意味。さらに磨きをかける、という意味で、「存在するものや一度完成したものをより良くする」といった意味。

第４章　まちの魅力を全国に

目標

まちの魅力を全国に

中間目標　情報発信力の強化

基本施策 17　「届ける、つながる」まちをつくります

情報の見える化の推進

行政活動	事業目標	事務事業
情報発信	・未来技術の活用 ・情報発信力の強化	・地域の実情に応じたSociety5.0の推進 ・情報発信の強化 ・民放プロモーション ・民間活力を活用した情報発信

基本施策 17

「届ける、つながる」まちをつくります

情報の見える化の推進

１．新しい時代の流れを力にする

（１）未来技術の活用

【現状と課題】

Society 5.0は、内閣府の第５期科学技術基本計画において、わが国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものです。これまでの狩猟社会(Society1.0)、農耕社会（Society2.0)、工業社会（Society3.0)、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society)」とされるものです。

Society 5.0の実現に向けた技術（以下「未来技術」という。）は、機械・機器の自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することが可能であり、例えば、車の自動走行を含めた便利な移動・物流サービス、オンライン医療やIoTを活用した見守りサービス等により、高齢者も含め、利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高めることができます。未来技術は、住民の生活の利便性と満足度を高める上で有効であり、地域の魅力を一層向上させることができます。そして、どの地域にも未来技術の活用のチャンスがあります。特に、課題を多く抱える地方においてこそ、導入を進めることが重要であり、地方における未来技術の活用について強力に推進していくことが望まれています。

●IoT……Internet of Things（インターネット オブ シングス）の略でモノのインターネットと訳されている。モノのインターネットとはモノがインターネット経由でつながることを意味する。

【基本方針】

国が進める Society5.0 の実現に向け、地域の利便性や生産性の向上を通じて地域を豊かにするとともに、魅力を高め、それがひとを呼ぶ好循環となるための地域課題を検証し、未来技術を活用した社会に取り組んでいくための計画の策定に取り組みます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
1	地域の実情に応じた Society5.0 の推進（計画の策定）	未実施	計画の策定

（２）情報発信力の強化

【現状と課題】

既存の情報発信は、広報紙の配布、ホームページ、フェイスブックを活用した情報発信に留まっており、町からのお知らせ（広報紙等）を受け取れない自治会未加入の世帯が増えています。本町においては、すべての情報をうまく総括し、発信できていない状況です。

また、町外への発信についても子育て支援策や移住施策等さまざまな取り組みを行ってはいるものの、情報の魅力を最大限に発信することができておらず、今後は､施策の一体的な発信や新しい手法による情報発信も必要であると考えます。

【基本方針】

町の魅力や移住定住支援策など若い世代のライフスタイルに応じた支援や町外者に対する効果的な情報発信を目的に新たなツールによる情報発信を行います。

さらには民間を活用した新たな情報発信を行い、町の知名度の向上に取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H30 年度）	目標（R６年度）
2	情報発信の強化（ＬＩＮＥ登録者数）	未実施	1,000 人
3	民放プロモーション（観光入込客数）	275,000 人	330,000 人
4	民間活力を活用した情報発信（新たな情報発信の取り組み）	未実施	２事業

●LINE……LINE（ライン）は、スマートフォンなどで無料で通話やチャットが楽しめるコミュニケーションアプリ。

第５章　鞍手町国土強靭化地域計画

令和２年 11 月策定

１．計画策定の趣旨

東日本大震災以降、平成 28 年（2016 年）４月の熊本地震や、平成 30 年（2018 年）７月の九州北部豪雨災害など、大規模な災害によって人命が失われ、社会・経済活動に大きな被害を受けています。そして今後も、近年の気候変動に伴う台風の大型化や短時間豪雨の発生頻度の増大、さらには首都直下地震や南海トラフ地震の発生も懸念されます。国においては、平成 25 年（2013 年）12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災･減災等に資する国土強靭化基本法」（平成 25 年 12 月法律第 95 号）（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年（2014 年）６月には国土強靭化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」が策定されました。また、福岡県においても平成 28 年（2016 年）３月に「福岡県地域強靭化計画」を策定し、令和元年（2019 年）６月に当該計画の改訂版を策定しています。こうした状況を踏まえ、本町においても国土強靭化の理念に照らし国、県との調和・整合を図りながら第５次鞍手町総合計画に掲げたまちの将来像「新たな力で躍動するまち　くらて」～未来につなぐつながる希望の芽～の実現とともに「持続可能なまちづくり」に取り組むべき施策やその指標･目標を盛り込んだ「鞍手町国土強靭化地域計画」（以下「地域計画」という。）を総合計画と一体的に策定するものです。

２．計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条の規定による「国土強靭化地域計画」であり、国土強靭化に係る本町の他の計画等の指針となるものとして、本町の最上位計画である第５次鞍手町総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定にあわせて、一体的に策定をしました。

なお、災害対策基本法に基づく「鞍手町地域防災計画」（以下「防災計画」という。）などとも連携を図っています。

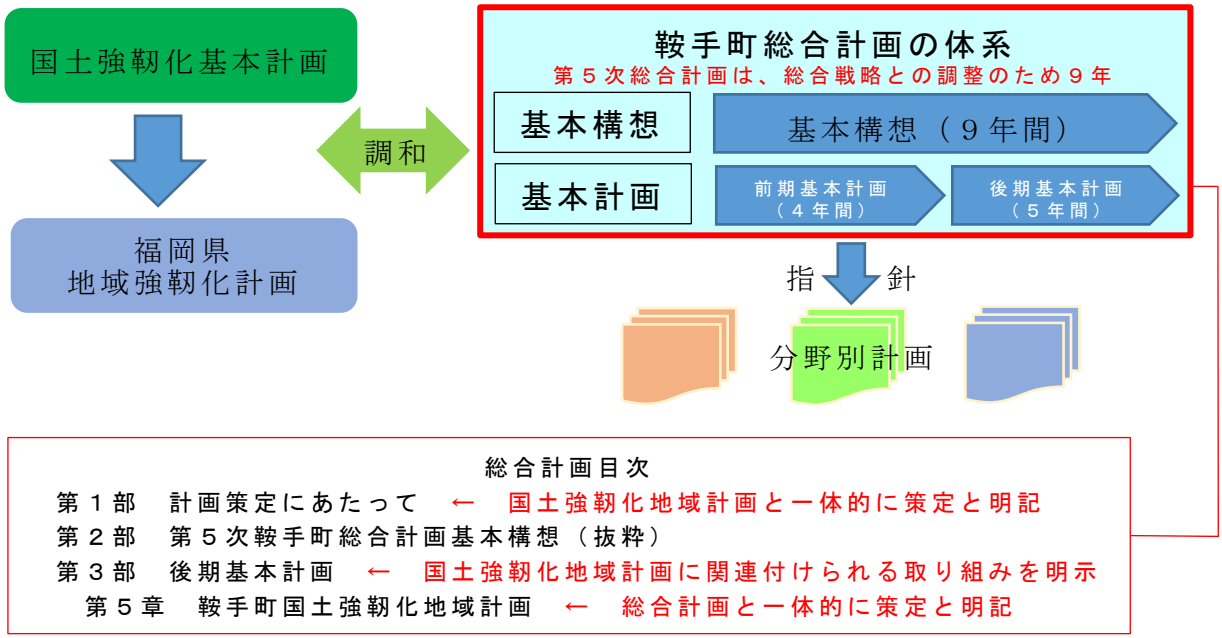

３．策定体制

総合計画と一体的に策定するため、副町長及び各課局の課長で構成する「総合計画策定委員会」において、策定作業を進めることとしました。併せて、課長補佐・係長以下で構成するプロジェクトチームによる調整、研究を行いました。

また、各種施策、国土強靭化に関連する施策分野等について識見を有する有識者や企業・団体、議会議員等で構成する「鞍手町総合計画審議会」において意見を聴取し、計画に適切に反映させました。

４．計画期間

計画の内容は、社会経済情勢等の変化や国土強靭化地域計画の進捗状況などを考慮し、第５次総合計画と一体的に策定をしていることから５年ごとに見直しを行うこととします。

また、国土強靭化地域計画は、総合計画と一体的に策定する行財政改革と総合戦略と整合性を保つため、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

年　度	H27	H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６
総合計画		第５次基本構想								
		前期基本計画				後期基本計画				
国土強靭化地域計画										
行財政改革		第６次行財政改革				第７次行財政改革				
総合戦略		第１期戦略				第２期戦略				

５．計画の構成

１．計画策定の趣旨

２．計画の位置付け

３．策定体制

４．計画期間

５．計画の構成

６．鞍手町の地域特性
＊位置　＊地形条件　＊気象　＊社会的条件　＊土地利用の状況

７．自然災害に関する特性
＊災害の特性　＊気象災害　＊想定される災害

８．地域強靭化計画の推進方針
＊国土強靭化の理念　＊国土強靭化と防災
＊防災対策の基本方針　＊地域強靭化の意義
＊基本方針　＊対象とする災害
＊強靭化の基本目標　＊事前に備えるべき目標
＊起きてはならない最悪の事態の設定

９．脆弱性の評価
＊基本的な考え方　＊脆弱性評価の手順
＊強靭化に向けた施策分野の設定
＊関係施策と指標一覧
＊脆弱性評価の結果　＊事務事業との整理対照表

６．鞍手町の地域特性

（１）位置

鞍手町は福岡県の北部に位置し、東経 130°38′～130°42′、北緯 33°44′～33°49′の範囲内にあり、福岡市と北九州市のほぼ中間にあります。東は直方市及び遠賀川を隔てて北九州市八幡西区に接し、北は遠賀町と中間市、南は直方市と宮若市が六ヶ岳山系の稜線を境とし、西に西山山系を界して宮若市と宗像市に連なっています。

東西の距離 6.5 km、南北 9.0 kmと南北にやや細長く、総面積は 35.6 km²です。

（２）地形条件

鞍手町南部の六ヶ岳（339m）山系が南東に走り、南部には山丘が連なっています。この山林丘陵を水源とする西川が町のほぼ中央を南から北へ貫流し、町の東端を流れる遠賀川に河口附近の芦屋町で合流しています。この西川と遠賀川に沿って沖積平野が拓けています。

（３）気象

本町は、日本海型気候区に属していますが、年間平均気温は 15.7℃と比較的温暖であり、年間降水量も 1,767mm で、そのほとんどが梅雨期や台風期の降雨に集中しています。冬期は冷たい北西の季節風が強く、年平均降雪日数は 17 日と少なく、生活しやすい地域です。

（４）社会的条件

本町は、市町村合併促進法に基づき、昭和 30 年（1955 年）１月に剣町、西川村、古月村の１町２村が合併し、鞍手町として発足しました。

本町は、もともと石炭産業を基盤として栄えた町でしたが、昭和 30 年代（1955 年代）の後半、高度経済成長期に石炭から石油へエネルギー転換政策が進行し、炭鉱の閉山が相次ぎ、町は大きな打撃を受けました。このため、昭和 30 年（1955 年）に 30,794 人であった人口も昭和 50 年（1975 年）には 18,045 人まで減少し、企業誘致や住宅の誘致、農業の振興などに取り組んできた結果、昭和 60 年（1985 年）から平成７年（1995 年）までの間は、20,000 人強の人口を維持することができました。しかし、平成７年（1995 年）以降は、５年間に年間 1,000 人ずつのペースで減少しており、平成 27 年（2015 年）の国勢調査では、16,007 人と人口減少に歯止めがかからない状況となっています。

昭和 62 年（1987 年）７月、町の東部にＪＲ筑豊本線の駅として鞍手駅が開業しました。ＪＲ筑豊本線は平成 13 年（2001 年）10 月に電化し、よりいっそう利便性が増すとともに、「福北ゆたか線」の愛称で住民に親しまれています。

さらに町の南部を九州自動車道が横断、北九州市と福岡市を結ぶ高速バス（直方市）や直方市から遠賀町、宗像市への市町間を跨ぐ路線バス（西鉄バス）が運

行しており、比較的交通アクセスに恵まれた町でもあります。また、平成 23 年（2011 年）２月に鞍手ＩＣ、平成 27 年（2015 年）３月に遠賀川渡河橋「北九鞍手夢大橋」が開通するなど、広域道路網や町内幹線道路、生活道路の整備が進み、町民の日常生活の利便性が向上しています。

公共交通基盤の充実により人々の交流や企業活動などの社会経済活動も活発化していますが、土地利用の区分けが道路網と調和していない部分もあり、今後の開発などに支障をきたすことが予想されます。

（５）土地利用の状況

土地利用の変遷は、町の活性化対策として企業の誘致、住宅の誘致を推進したこともあり、農地、原野が減少し、宅地が増加しています。一方、人口減少に伴い空家が増加しているのも現状です。

現在、本町においては、都市計画マスタープランにおいて土地利用構想を掲げています。今後も人口減少や少子高齢化が進むことを想定し、コンパクトで環境負荷の小さな持続可能なまちの形成に取り組みつつ、だれもが安全で快適な生活を送ることができるまちづくりを目指しています。また、農地や山林等は基本的に保全していきながら、必要に応じて周辺との調和に配慮し、有効活用を図っていくこととしています。

土地利用を「都市形成ゾーン」「新産業ゾーン」「田園集落ゾーン」「山林保全ゾーン」の４つに区分し、有効利用を進めており、総合計画において、まちなかを有効活用するコンパクトなまちづくりを目指しています。

さらに、居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である「立地適正化計画」を策定し、公共交通と連携して、コンパクトなまちづくり（コンパクト＋ネットワーク）を推進していくこととしています。

７．自然災害に関する特性

（１）災害の特性

本町は、これまで梅雨前線の活動による大雨と台風等により被害を受けてきました。特に昭和 28 年（1953 年）６月、昭和 34 年（1959 年）７月、昭和 46 年（1971 年）、昭和 53 年（1978 年）９月の災害については、災害救助法の適用を受ける大きな被害を受けました。これは、本町の地形上の特性である石炭採掘に起因にする平地部の地盤沈下によって、水路等から河川への自然排水が困難となり、排水機による強制排水を行わなくてはならなかったため、排水機の能力と降雨強度の関係から家屋、農地への浸水、冠水が避けられなかったことに原因があります。近年は、家屋、農地の地盤の嵩上を行ったことや排水機の改修を行ったことで浸冠水の恐れは少なくなりましたが、断続的な大雨や集中豪雨による自然排水は、不十分であり、今後も防災上十分な配慮が必要となります。

（２）気象災害

ア　台風による災害

台風の年間発生数は、昭和 56 年（1981 年）から平成 22 年（2010 年）までの 30 年間を平均すると 25.6 個となっています。

このうち福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸の年平均値は 3.2 個です。なお、直近の平成 28 年（2016 年）から平成 30 年（2018 年）の３年間の平均値は 27.3 個、九州北部においては、５個となっています。

台風は、７月から９月を中心として、福岡県に接近・上陸しますが、秋に接近・上陸する台風は大型が多く、また、梅雨期や秋雨期など福岡県付近に停滞しているときに台風が南海上にある場合は、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線が活発化し、大雨による災害の危険性が増す恐れがあります。

イ　台風による強風害

台風の周辺では、反時計回りの強い風が吹いており、中心付近が最も強いため、台風が接近すると強風によって建造物の倒壊や倒木を引き起こしたり、鉄道、航空機の運航等の公共交通に著しい影響を与えます。

ウ　台風による水害

台風は、強風とともに大雨をもたらします。激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させる恐れがあります。

エ　大雨による災害

一般に降り始めからの降水量が 100mm を超えるときや１時間に 30mm を超す激しい雨が降ると、中小河川の増水やはん濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害などが起こりやすくなります。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害が発生する恐れもあります。

降り始めから降雨量が 200mm を超えたときや１時間に 50mm を超す非常に激しい雨が降る場合は、大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要があります。

福岡県における最も大きな大雨災害は、286 名の死者・行方不明者を出した昭和 28 年（1953 年）６月 28 日の梅雨前線による大雨災害（西日本大水害）ですが、近年でも平成２年（1990 年）、平成 11 年（1999 年）、平成 21 年（2009 年）、平成 24 年（2012 年）、平成 29 年（2017 年）、平成 30 年（2018 年）と大雨、豪雨による被害が発生しました。

特に「平成 30 年７月豪雨」は、台風７号や梅雨前線の影響によって西日本を中心に広い範囲で数日間大雨が続き１府 10 県に特別警報が発表されました。

下記は、近年の大雨による福岡県内の被害状況をまとめたものです。

期　日	被害状況		
	死者	行方不明	床上床下浸水
昭和 28 年（1953 年） 6 月 28 日		286 人	8,496 人
平成２年（1990 年） 6 月 28 日	４人	－	8,496 人
平成 11 年（1999 年） 6 月 29 日	２人	－	6,163 人
平成 15 年（2003 年）7 月 18 日～21 日	１人	－	6,961 人
平成 21 年（2009 年）7 月 19 日～26 日	10 人	－	5,222 人
平成 24 年（2014 年） 7 月 3 日～14 日	５人	－	5,763 人
平成 29 年（2017 年） 7 月 5 日～６日	37 人	－	616 人
平成 30 年（2018 年） 6 月 28 日	４人	－	3,246 人

福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどであり、①梅雨前線が対馬海峡又は九州北部付近にあり、梅雨前線上を次々に低気圧が通過するとき②梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返すとき、特に福岡県を南下するとき③福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるときに大雨が降ることが多いことが分かっています。また、本町の特徴として、筑後地方から筑豊地方の山沿いにかけては、暖かい湿った南西気流が流れ込みやすいため、大雨が降りやすい地形でもあります。

下記は、本町における近年の風水害による被害状況です。

期　日	住家被害状況							
	半壊		一部損壊		床上浸水		床下浸水	
	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人
H17 年（2005 年） 3 月 20 日	0	0	1	1	0	0	0	0
H21 年（2009 年）7 月 24 日～８月６日	0	0	0	0	13	23	90	190
H30 年（2018 年） 7 月 5 日～17 日	0	0	0	0	1	1	64	131

オ　地震

福岡県北部で発生した被害地震としては、明治 31 年（1898 年）の糸島の地震（マグニチュード 6.0）がよく知られています。この地震は日向峠―小笠木峠断層帯に近い、福岡市の西方の浅いところで発生しました。１日半後にはマグニチュード 5.8 の地震が発生し、被害は主に後者の地震で生じました。これらの地震による死者はいませんでしたが、負傷者３名、家屋の破損、道路や堤防の破損が多数発生しました。

被害の程度から震源域付近（糸島半島）では震度５相当で、一部地域では震度６相当の揺れであったと推定されます。この地震が日向峠―小笠木峠断層帯の一部の活動であるかはまだわかっていません。さらに昭和４年（1929

年）には博多湾付近でマグニチュード 5.1、昭和５年（1930 年）には糸島郡の雷山付近でマグニチュード 5.0 の地震が発生し、震源域付近で小被害が生じました。最近では、平成 17 年（2005 年）に福岡県西方沖（当時の震央地名、現在の震央地名は「福岡県北西沖」）の地震（マグニチュード 7.0）が発生しました。なお、福岡県西方沖（福岡県北西沖）の地震により、気象庁で震度データベースが整理されており、昭和元年（1926 年）以降では、初めて福岡県内で震度５以上の揺れが観測されました。この地震の後には現在でも小さい余震が発生しています。

また、平成 28 年（2016 年）４月の熊本地震では、マグニチュード 7.3 の地震が発生し、最大震度５強を観測しています。

発生時期	地域（名称）	マグニチュード	県内の主な被害
天武７年（678 年）	筑紫	6.5～7.5	家屋倒壊多く、幅２丈、長さ３千余丈の地割れが生じた
宝永４年（1707 年）10 月	（宝永地震）	8.6	（南海トラフ巨大地震）筑後でも死者・家屋全壊があった
弘化４年（1847 年）１月	筑後	5.9	柳川で家屋倒壊あり
安政元年（1854 年）12 月	（安政南海地震）	8.4	（安政東海地震の 32 時間後に発生、二つの地震の被害や、津波被害と区別困難）
安政元年（1854 年）12 月	伊予西部	7.4	小倉で家屋倒壊あり
明治 22 年（1889 年）７月	熊本	6.3	柳川付近で家屋倒壊 60 棟余
明治 31 年（1898 年）８月	福岡市付近	6.0	負傷者３人。糸島郡で家屋全壊７棟
平成 17 年（2005 年）３月	福岡県西方沖	7.0	死者１人、負傷者 1,204 人、家屋全壊 144 棟
平成 28 年（2016 年）４月	熊本県熊本地方	7.3	福岡県南部で最大震度５強。熊本県において死者 204 人（平成 29 年（2017 年）２月 28 日現在）

▲福岡県の地震災害（出典：鞍手町地域防災計画）

（３）想定される災害

■水害危険個所

本町には、国土交通省遠賀川河川事務所管理の一級河川遠賀川と県管理の遠賀川支川西川、さらにその支川北田川、南田川、長谷川があり、また、普通河川として白水川、室木川、六田川の３河川があります。

県管理河川の西川については、現在「遠賀川下流左岸圏域河川整備計画」に基づき太郎丸橋より上流の河川改修を進めています。

西川は緩流河川のため土砂が堆積して河積を小さくし、流下能力を低下させ、越水の危険が考えられます。また、西川堤内地は石炭採掘によって地盤が沈下し、低地化したため自然排水が困難であり、現在８箇所の排水機場から強制的に機械排水による浸水害を防除していますが、排水機の運転により河川の水位が上昇し、越水の危険があるので、フル可動出来ない場合も生じています。

このため堤内地においては、家屋、農地の地盤嵩上げ等の対策工事が行われましたが、今後も浸水害が想定されます。

また、豪雨時の不安要素のひとつである六田川については、本町の地理的特性から被害が広範囲に及ぶことが予想されるため、流下能力が不足しているものを中心に対策を講じる必要があります。

近年、本町は、北九鞍手夢大橋から鞍手ＩＣまでの道路整備が進んだことで、交通アクセスが向上し、第５次総合計画基本構想においては、交通アクセスの利便性を最大限活かしたコンパクトなまちづくりを進め、「まちなか」を有効に活用していくこととしており、このルート上に公共施設や教育施設、医療機関及び商業施設などさまざまな都市機能を集約したコンパクトなまちづくりを推進しています。

しかし、本町を縦断する西川や六田川、また、東北端は遠賀川と接していることから河川による災害リスクを想定し、自然災害から町民の生命と財産を守り、町民の安全性を高めるための対応策が必要になってきます。

下記は、水防箇所として管理者が指定（Ｂランク：水防上重要な区間）している箇所です。

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長	理由
遠賀川（堤防）【国土交通省】	小牧地先	左	11/850～13/140	1,290m	堤防高不足【流下断面不足】流下　能力
西川（河川）【福岡県】	新北	左右	小木橋～五反田橋	2,400m	越水
南田川（河川）【福岡県】	新延	左	西川合流点より上流	200m	越水
六田川【鞍手町】	中山	左右	西川合流点より上流	3,000m	溢水

▲管理者が重要水防箇所河川として指定されている箇所（出典：鞍手町地域防災計画）

■将来県内に影響を及ぼす地震

県内にある主な活断層と被害を及ぼす海溝型地震の主要な活断層は、北九州市と福岡市の中間に位置する西山断層帯と、県南部で東西方向に延びる水縄断層帯があります。また、玄海灘から福岡平野にかけて警固断層帯が伸びています。

福岡県周辺には海溝型地震の震源域はありませんが、南海トラフ沿いの巨大地震で被害を受ける可能性もあります。

県内の多くの地域では、今後 30 年以内に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率はやや高いと推定されています。中でも、瀬戸内海沿岸の地域では、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内で発生する地震やフィリピン海プレートで発生する地震の影響、博多湾沿岸の地域では警固断層帯による地震の影響が大きく、さらに各地域でのやや軟弱な地盤の影響により、強い揺れに見舞われる可能性が高くなっています。

■福岡県内の主な活断層

現在、県内において確認されている活断層は７つあります。

活断層名
警固断層帯（北西部） 警固断層帯（南東部）
小倉東断層
福智山断層帯
西山断層帯
水縄断層帯
宇美断層
日向峠-小笠木峠断層帯

▲福岡県内で確認されている活断層

被害想定結果（出典：鞍手町地域防災計画）
地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年３月）における被害想定結果（鞍手町）

■人的被害の想定結果

	小倉東断層			西山断層			警固断層			水縄断層		
	南西下部	中央下部	北東下部	南西下部	中央下部	北東下部	南西下部	中央下部	北東下部	南西下部	中央下部	北東下部
死者	0	1	0	5	7	5	0	0	0	0	0	0
負傷者	0	89	53	302	354	290	20	64	0	0	0	0

■建物被害の想定結果【西山断層（破壊開始：中央下部）】

木造被害数(棟)		非木造被害数(棟)										合計(棟)		木造建築		非木造建物	
全壊	半壊	SRC造・RC造		S造		軽量鉄鋼造		その他		小計		全壊大破	半壊中破	被害率(%)		被害率(%)	
		大破	中破	大破	中破	大破	中破	大破	中破	大破	中破			全壊	半壊	大破	中破
120	157	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	120	158	1.3%	1.7%	0.0%	0.0%

■生活支障の想定結果【西山断層】

		南東下部		中央下部		北西下部	
居住の制　約	世帯数	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
	7,507	2,947	39.3%	6,781	90.3%	2,731	36.4%
食料・飲料水の制約	世帯数	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
	7,507	2,902	38.7%	6,772	90.2%	2,687	35.8%
電気の制約	契約口数(世帯)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
	13,841	0	0.0%	1,087	7.9%	0	0.0%
情報通信の制約	需要家数(家数)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
	11,752	0	0.0%	98	0.8%	0	0.0%
教育の制約	施設数(箇所)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
	7	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

■ライフライン被害の想定結果【西山断層】

	南東下部		中央下部		北西下部	
上水道管被害	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)
	27	0.19%	63	0.45%	25	0.18%
下水道管被害	南東下部		中央下部		北西下部	
	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)	被害率(箇所/km)
	1	0.02%	5	0.12%	1	0.02%
電力(電柱)被害	南東下部		中央下部		北西下部	
	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)
	1	0.02%	3	0.07%	0	0.0%
電話(電話柱)被害	南東下部		中央下部		北西下部	
	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)
	0	0.00%	2	0.07%	0	0.0%

８．地域強靭化の推進方針

（１）国土強靭化の理念

国土強靭化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり施策や産業施策等を含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靭な国づくり、地域づくりを推進するものです。

（２）国土強靭化と防災

「国土強靭化」と「防災」は、災害への対策という点では共通しますが、以下のような違いがあります。

防災は、基本的には地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」で、リスクごとに計画が立てられています。

国土強靭化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるように「強靭」な行政機能や地域社会及び地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

（３）防災対策の基本方針

本町においては、災害に強いまちづくりに向け、自然災害による人的災害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、「自助」「共助」「公助」が必要であり、この「三助」に基づき防災ビジョンを掲げました。

また、以下に示す３つの基本方針に沿って防災対策を展開することとしています。

鞍手町防災対策に関する３つの基本方針

①災害に強いまちづくり
②要配慮者に配慮した防災体制づくり
③コミュニティ防災力の向上

（４）地域強靭化の意義

本町は、北部及び北東部は沖積層からなる平坦地で、東北端は遠賀川に接しています。中央部を貫流する西川は非常に勾配が緩やかであり、平坦地の大半は石炭採掘に伴う地盤沈下によって低地化している地勢を有しており、水害、地震及び土砂災害などさまざまな災害が起こりうることを想定し、地域強靭化を推進しなければなりません。

また、国全体の強靭化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靭化へ取り組むとともに災害リスクに対応していくことが不可欠です。また、福岡県及び近隣の自治体とも連携を促進し、地域間連携を強化し、地方創生にも寄与していきます。

（５）基本方針

国及び福岡県の基本計画との調和を図る観点から国の「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」及び福岡県の「地域強靭化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、本町の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靭化を推進します。

①強靭化の取り組み姿勢

■横断的な推進体制……地域強靭化計画は、町民や関係機関との官民協働により進めるとともに、庁内課局の横断的な推進体制を図り推進していきます。

■評価・検証……年度ごとに所管課においてＰＤＣＡサイクルによる検証を行います。随時、見直し、改善を行っていきます。

■代替性・冗長性の確保……道路・橋梁などのインフラ施設、町民への情報伝達手段など、被災した場合に影響の大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性、冗長性の確保に努めます。

■平常時の有効活用を踏まえた対策……景観（空家含む）の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な取り組みの対策に努めます。

②取り組みの効果的な組み合わせ

■ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ……防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、短期間で一定の効果を得ることができる避難訓練等のソフト事業と組み合わせ効果的に施策を実施していきます。

■連携の強化……福岡県はもとより、近隣自治体との広域連携も重要であることから、災害時の応援態勢の実効性についても確保に努めます。

■「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせと官民の連携……地域強靭化を効果的に実施するため、行政による支援のみならず、「自助」、「共助」「公助」の仕組みを確立し、役割分担を明確にし、一体的に取り組みます。

③地域の特性に応じた施策の推進

■施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、個別施設計画及び公共施設等総合管理計画の見直しや耐震化を含む長寿命化計画の改定等を通じ、効率的かつ効果的な維持更新及び管理を行います。

■自主防災組織の充実・強化……自主防災組織によるコミュニティ機能の向上を図り、各地域において防災の取り組みを推進するリーダー等の育成・確保に努め、地域強靭化に取り組みます。

■女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての町民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員、区長など、町民の避難に携わる人材の確保に留意し、要配慮者や障がいのある人へのきめ細かな対策を講じます。

【参考】国が基本計画で定める「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」
（出典：国土強靭化基本計画）

（１）国土強靭化の取組姿勢
①我が国の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
②短期的な視点によらず、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymakini：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
③各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
④我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
⑤市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ
⑥災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
⑦「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
⑧非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進
⑨人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
⑩既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
⑪限られた資金を最大限に活用するため、ＰＰＰ/ＰＦＩによる民間資金の積極的な活用を図ること。
⑫施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
⑬人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
⑭科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進
⑮人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
⑯女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
⑰地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

【参考】福岡県の地域強靭化を推進する上での基本的な方針

（出典：福岡県地域強靭化計画）

１強靭化の取組姿勢

○ＰＤＣＡサイクルの実施

地域強靭化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づきＰＤＣＡサイクル（Plan-Do-Check-Action）による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靭化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

○代替性・冗長性の確保

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

特に、県防災・行政情報通信ネットワークの再整備に当たっては、このような考え方を踏まえて取り組むことで、より確実で迅速な情報通信網の構築を図る。

○国全体の強靭化への貢献

東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進する。

・首都圏のバックアップ機能の強化

首都圏には政府関係機関や企業の中枢機能が集中しており、首都直下型地震が発生した場合には、被災の影響で、首都圏のみならず国全体の社会経済が麻痺する恐れがある。

このような事態を回避するため、国の出先機関や指定公共機関の本社が集積し、迅速な情報共有・発信が可能であり、かつ、陸海空の要衝として優れた交通基盤を有しているという本県の特性を踏まえ、政府関係機関の誘致等を促進することで、首都圏のバックアップ機能の強化を図る。

・他地域での大規模災害時に本県に求められる対応は、被災県に対する人員の派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災地域からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

○平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

○市町村への支援

市町村の国土強靭化地域計画の策定の加速化や実施への支援の強化を図る。

２取組の効果的な組み合わせ

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進する。

○各主体との連携の強化

県内市町村との連携はもとより、国や他県との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靭化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、ＮＰＯで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

３地域の特性に応じた施策の推進

○施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

○地域強靭化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靭化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靭化を社会全体の取組として推進する。

○女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

せ

（６）対象とする災害

近年、本町が被った災害としては、平成 21 年（2009 年）７月 19 日から 26 日にかけて発生した「平成 21 年中国・九州北部豪雨」や平成 30 年（2018 年）６月 28 日以降の台風第７号や梅雨前線の影響によって記録的な大雨となった「平成 30 年７月豪雨」や「平成 28 年熊本地震」等を想定し、まずは、広範囲に甚大な被害が生じる自然災害を対象とします。

（７）強靭化の基本目標

国及び福岡県が掲げる「基本目標」を踏まえ、本町の「基本目標」を以下のとおり設定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」（ナショナル・レジリエンス）を推進していきます。

基本目標

①人命の保護が最大限図られること
②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④迅速な復旧復興

（８）事前に備えるべき目標

基本目標をより具体化するために、８つの目標を設定しリスクシナリオを明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき目標を設定します。

事前に備えるべき８つの目標

1　死傷者を最大限防ぐ
2　救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者の健康、避難生活環境を確実に確保する
3　必要不可欠な行政機能は確保する
4　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5　ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期の復旧を図る
6　経済活動を機能不全に陥らせない
7　二次災害を発生させない
8　社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する

（９）起きてはならない最悪の事態の設定

「国土強靭化計画」及び「福岡県地域強靭化計画」との調和を図り、事前に備えるべき８つの目標を設定し、20 項目の起きてはならない最悪の事態を本町の特性を踏まえ設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	死傷者を最大限防ぐ	1-1	自然災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生
		1-2	火災や地震等に起因する建築物の倒壊による死傷者の発生
		1-3	河川氾濫に起因する浸水による死傷者の発生
		1-4	土砂災害による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者の健康、避難生活環境を確実に確保する	2-1	医療・福祉機能の麻痺
		2-2	救助・救急活動の停滞
		2-3	地域の衛生状態が悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員、施設等の被災による行政機能の低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期の復旧を図る	5-1	電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上・下水道等の長期間にわたる供給・機能停止
		5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	農業、企業の生産力の低下
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	二次災害を発生させない	7-1	ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-3	文化財の衰退・喪失
		8-4	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

９．脆弱性の評価

（１）基本的な考え方

大規模な自然災害に対応する脆弱性の分析・評価は、現行の施策の弱い部分を洗い出す重要なプロセスです。

本町では、国及び福岡県が示す評価手法を参考に、脆弱性の分析・評価を実施しました。

（２）脆弱性評価の手順

20 の起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）ごとに、次の手順で分析・評価を実施しました。

強靭化に向けた施策分野の設定
リスクシナリオごとに第５次鞍手町総合計画後期基本計画の事務事業と合わせて鞍手町地域防災計画での取り組みから関連する個別の事業を抽出

↓

脆弱性の分析・評価
地域の強靭化を進めるうえで、リスクシナリオを回避するための脆弱性評価を実施

↓

強靭化のために必要な取り組みの検討
リスクシナリオごとの強靭化の推進方針を設定

（３）強靭化に向けた施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態を回避するための必要な施策分野は、下記の施策分野を設定しました。

また、本計画を策定するにあたっては、国土強靭化地域計画に関連付けた第５次鞍手町総合計画後期基本計画の事務事業と合わせて鞍手町地域防災計画での取り組みから関連する個別の事業を抽出して、課題の整理を行いました。

施策分野の設定（第５次総合計画後期基本計画より抽出）

第１章　まちに賑わいを

基本施策１　都市計画　土地利用　公共交通　公共施設
基本施策２　道路　河川　橋梁　公園
基本施策３　上水道　下水道　し尿
基本施策４　廃棄物　環境　公害　森林
基本施策５　移住定住　空家対策　町営住宅
基本施策６　防災　消防　交通安全　地域コミュニティ

第２章　ひとに輝きを

基本施策７　子育て支援　保育　母子保健
基本施策８　学校教育　学校給食
基本施策９　スポーツ振興　生涯学習　家庭教育　青少年育成
公民館　図書　文化振興
基本施策 10　文化財保存　普及・啓発　地域学習支援
基本施策 11　人権教育　男女共同参画　被害者支援
基本施策 12　保健事業　健康増進　福祉　障がい福祉
高齢者福祉
基本施策 13　食育

第３章　しごとの創出を

基本施策 14　農業基盤　保全管理　有効活用
基本施策 15　経営基盤　創業　情報通信　企業誘致
基本施策 16　観光

第４章　まちの魅力を全国に

基本施策 17　情報発信

自然豊かな鞍手町のカラー（緑）と防災カラー（黄）を配色した「盾」に町章を配置し、強靭（強くてしなやかな）なまちを作ることを表したロゴマークです。

（４）関係施策と指標一覧

脆弱性の発生を回避するための施策をリスクシナリオごとに位置付け、推進方策を次のとおりとします。

１　死傷者を最大限防ぐ			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R６）	所管課
１－１　自然災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生			
快適に利用できる公園の維持管理（維持管理）	随時	随時	建設課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）	随時	随時	総務課
自主防災組織支援事業（共助の強化）	随時	随時	総務課
避難訓練の実施（避難訓練の実施回数）	１回／年	３回／年	総務課
情報提供の充実（多様な手段による情報提供）	随時提供	随時提供	福祉人権課
情報発信の強化（ＬＩＮＥ登録者数）	未実施	1,000 人	政策推進課
ハザードマップの作成	－	－	総務課
防災知識等の普及	－	－	総務課
ブロック塀、石垣の安全化	－	－	建設課
１－２　火災や地震等に起因する建造物の倒壊による死傷者の発生			
公共施設マネジメントの推進（個別施設計画の見直し）	策定済	改訂版の策定（令和２年度）	総務課 施設所管課
公共施設マネジメントの推進（総合管理計画の見直し）	策定済	改訂版の策定（令和３年度）	総務課
庁舎等建設事業（移転建替え）	庁舎等建設基本計画改訂版	新庁舎供用開始（令和５年度）	総務課
空家バンクの活用（移住件数）	１件	10 件	政策推進課
特定空家対策事業（老朽危険家屋等解体補助等または代執行）	４件（令和元年度）	随時受付	総務課
町営住宅等維持補修事業（計画に基づき随時、維持補修）	随時	随時	建設課
地域防災計画の推進【再掲】	随時	随時	総務課
空き店舗等活用促進事業（利活用された空き店舗等数）	未実施	12 軒	地域振興課
１－３　河川の氾濫に起因する浸水による死傷者の発生			
六田川改修事業（治水対策）	随時	随時	建設課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実【再掲】	随時	随時	総務課
１－４　土砂災害による死傷者の発生			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実【再掲】	随時	随時	総務課
土砂災害予防対策	－	－	

１　死傷者を最大限防ぐ		
推進方針	関連計画	ページ
１－１　自然災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生		
緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、安心して利用できるよう維持管理に努める	＊★	24
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
自助・共助・公助それぞれの役割を明確にし、地域の安全・安心の確保に努める	＊	35
避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施	＊	35
障がいのある人への情報提供について、多様な手段を活用し情報を発信	＊	61
ホームページ、ＳＮＳを活用し、タイムリーに情報を発信できる体制を整える	＊	76
今後のまちづくりの方向性に伴い、ハザードマップの改訂版を作成	★	－
広報紙をはじめとする媒体を通じ、災害時の防災知識等の周知・啓発に努める	★	－
災害時には、ブロック塀の倒壊による道路遮断や人的被害の可能性があるため、ブロック塀の撤去や補強の必要性の啓発を行う	★	－
１－２　火災や地震等に起因する建造物の倒壊による死傷者の発生		
第７次行財政改革において、令和２年度に個別施設計画の改訂版を策定	＊	21
第７次行財政改革において、令和３年度に公共施設等総合管理計画の改訂版を策定	＊	21
安全安心な行政サービスを行うため庁舎等建設基本計画を策定し、移転建替えを推進	＊	21
利活用できる空家は関係機関と相談体制を構築し、空き家所有者と移住希望者をマッチングさせる相談会等を実施し、空家の解消に努める	＊	31
老朽危険空家等解体補助制度による危険家屋の除去を推進	＊	31
点検の強化及び早期の管理・修繕により更新コストの縮減を目指す	＊	32
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
空き店舗を活用した事業支援の推進	＊	71
１－３　河川の氾濫に起因する浸水による死傷者の発生		
全区間にわたって流下能力が不足。住宅地から下流部の水田にかけて浸水被害が広がるため被害の軽減、解消に向けた対策を講じる	＊	23
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
１－４　土砂災害による死傷者の発生		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
今後のまちづくりの方向性に伴い、ハザードマップの改訂版を作成	★	－

＊は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

２　救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R６）	所管課
２－１　医療・福祉機能の麻痺			
地域防災計画の推進(危機管理体制の充実)【再掲】	随時	随時	総務課
災害協定及び関係機関との連携(連携の強化)	随時	随時	総務課
子育て支援事業(子育て支援策の満足度)	69.6%	90.0%	保険健康課
子育てサポート事業(子育て支援策の満足度)	69.6%	90.0%	保険健康課
高齢者の健康づくり(介護予防との一体化）事業（支援体制の整備）	未実施	支援体制の整備	保険健康課
重症化予防事業(特定健診受診者のHbA1C8.0 以上の場合)	3.28%	2.0%以下	保険健康課
地域包括支援センターの充実(包括的・継続的マネジメントの推進)	随時	随時	福祉人権課
２－２　救助・救急活動の停滞			
地域防災計画の推進(危機管理体制の充実)【再掲】	随時	随時	総務課
自主防災組織支援事業（共助の強化)【再掲】	随時	随時	総務課
避難訓練の実施【再掲】	１回／年	３回／年	総務課
消防団の充実･強化(団員数の確保)	151 人	200 人	総務課
２－３　地域の衛生状態の悪化			
安全･安心な上水道の供給（老朽管の残存率)	25.1%	30.0%以下	上下水道課
水道施設の維持管理（維持管理)	随時	随時	上下水道課
上水道の安定供給のための広域化（広域化の検討)	－	広域化の検討	上下水道課
汚水処理人口普及率の促進（普及率)	66.1%	75.0%	上下水道課
小型浄化槽設置の普及･促進(周知･啓発)	周知・啓発	周知・啓発	上下水道課
衛生センターのあり方(広域化の検討)	－	広域化の検討	農政環境課
地域防災計画の推進(危機管理体制の充実)【再掲】	随時	随時	総務課
下水道施設の耐震性の確保	随時	随時	上下水道課

２　救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
推進方針	関連計画	ページ
２－１　医療・福祉機能の麻痺		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
平常時から危機管理体制の充実に努め、災害を想定した医療機関や民間事業者との連携強化を図る	＊	33
子育て世代のサポートを行う環境整備の推進	＊	45
子育て世代のサポートを行う環境整備の推進	＊	45
いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らし、健康寿命を延伸させる取り組みを推進	＊	60
いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らし、健康寿命を延伸させる取り組みを推進	＊	60
いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らし、健康寿命を延伸させる取り組みを推進	＊	60
２－２　救助・救急活動の停滞		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
自助・共助・公助それぞれの役割を明確にし、地域の安全・安心の確保に努める	＊	35
避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施	＊	35
住民の安全と安心を守る重要な役割を担っている消防団員の適正確保に努める	＊	35
２－３　地域の衛生状態の悪化		
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	＊	25
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	＊	25
広域での連携を視野に入れ、安定した水道水の供給に取り組む	＊	25
公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図り、下水道事業の独立採算の原則を踏まえ、計画的な公共下水道事業の推進に努める	＊	26
下水道事業計画区域外の小型浄化槽の設置促進	＊	26
建設から 40 年余りが経過し老朽化しているため、広域での汚水処理も視野に入れながら検討	＊	26
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
汚水の迅速な排除が行えるよう下水道施設の設計、施工において耐震性の確保を推進	★	－

＊は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

３　必要不可欠な行政機能は確保する			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R６）	所管課
３－１　町職員、施設等の被災による行政機能の低下			
公共施設マネジメントの推進（個別施設計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和２年度）	総務課 施設所管課
公共施設マネジメントの推進（総合管理計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和３年度）	総務課
庁舎等建設事業（移転建替え）【再掲】	庁舎等建設基本計画改訂版	新庁舎供用開始（令和５年度）	総務課
衛生センターのあり方（広域化の検討）【再掲】	－	広域化の検討	農政環境課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
小学校のあり方（基本方針（方向性）の策定）	未実施	基本方針策定	教育課
給食センターのあり方（基本方針（方向性）の策定）	未実施	基本方針策定	教育課
体育施設の充実（施設利用件数）	5,390 件	5,600 件	教育課
公民館施設の充実（年間利用者数）	47,935 人	50,000 人	教育課
防災知識の日常化と防災教育	－	－	総務課

４　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R６）	所管課
４－１　情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能			
公共施設マネジメントの推進（個別施設計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和２年度）	総務課 施設所管課
公共施設マネジメントの推進（総合管理計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和３年度）	総務課
庁舎等建設事業（移転建替え）【再掲】	庁舎等建設基本計画改訂版	新庁舎供用開始（令和５年度）	総務課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
防災行政用無線等を活用した情報発信（迅速で正確な情報発信）	随時	随時	総務課
情報提供の充実（多様な手段による情報提供）【再掲】	随時提供	随時提供	福祉人権課
地域の実情に応じた Society5.0 の推進（計画の策定）	未実施	計画の策定	総務課
情報発信の強化（ＬＩＮＥ登録者数）【再掲】	未実施	1,000 人	政策推進課

３　必要不可欠な行政機能は確保する		
推進方針	関連計画	ページ
３－１　町職員、施設等の被災による行政機能の低下		
第７次行財政改革において、令和２年度に個別施設計画の改訂版を策定	＊	21
第７次行財政改革において、令和３年度に公共施設等総合管理計画の改訂版を策定	＊	21
安全安心な行政サービスを行うため庁舎等建設基本計画を策定し、移転建替えを推進	＊	21
建設から 40 年余りが経過し老朽化しているため、広域での汚水処理も視野に入れながら検討	＊	26
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
小学校は、災害時の防災の拠点でもあるため、人口減少や教育条件等さまざまな観点から小学校のあり方について検討	＊	46
建設から 50 年が経過しており、衛生上の観点からも喫緊の課題であるため、今後のあり方について検討	＊	46
快適・便利に利用できるよう効率的な施設の運営を進め、利用促進に努める	＊	52
公民館活動の活性化を推進	＊	54
広報等による周知・啓発を随時実施	★	－

４　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		
推進方針	関連計画	ページ
４－１　情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能		
第７次行財政改革において、令和２年度に個別施設計画の改訂版を策定	＊	21
第７次行財政改革において、令和３年度に公共施設等総合管理計画の改訂版を策定	＊	21
安全安心な行政サービスを行うため庁舎等建設基本計画を策定し、移転建替えを推進	＊	21
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
迅速で正確な情報発信の提供	＊	35
障がいのある人への情報提供について、多様な手段を活用し情報を発信	＊	61
地域課題を検証し、未来技術を活用した社会に取り組んでいくための計画の策定	＊	76
ホームページ、ＳＮＳを活用し、タイムリーに情報を発信できる体制を整える	＊	76

＊は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

５　ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期の復旧を図る			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R６）	所管課
５－１　電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止			
公共施設マネジメントの推進（個別施設計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和２年度）	総務課 施設所管課
公共施設マネジメントの推進（総合管理計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和３年度）	総務課
庁舎等建設事業（移転建替え）【再掲】	庁舎等建設基本計画改訂版	新庁舎供用開始（令和５年度）	総務課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
災害協定及び関係機関との連携（連携の強化）【再掲】	随時	随時	総務課
５－２　上・下水道等の長期期間にわたる供給停止			
安全・安心な上水道の供給（老朽管の残存率）【再掲】	25.1%	30.0%以下	上下水道課
水道施設の維持管理(維持管理)【再掲】	随時	随時	上下水道課
上水道の安定供給のための広域化（広域化の検討）【再掲】	－	広域化の検討	上下水道課
汚水処理人口普及率の促進（普及率）【再掲】	66.1%	75.0%	上下水道課
小型浄化槽設置の普及･促進(周知･啓発)【再掲】	周知・啓発	周知・啓発	上下水道課
衛生センターのあり方(広域化の検討)【再掲】	－	広域化の検討	農政環境課
地域防災計画の推進(危機管理体制の充実)【再掲】	随時	随時	総務課
下水道施設の耐震性の確保【再掲】	随時	随時	上下水道課
５－３　交通インフラの長期にわたる機能停止			
持続可能な地域公共交通体系の見直し（見直し時期）	随時見直し	随時見直し	地域振興課
道路舗装維持管理計画(管理計画の策定)	未実施	管理計画の策定（令和２年度）	建設課
橋梁の計画的な点検(令和６年度末までに 182 橋梁の点検)	平成 30 年度全橋梁点検	令和６年度末に全橋梁点検	建設課
主要幹線道路４路線の整備　（進捗率）	26.0%／４路線	70.0%／４路線	建設課
交通安全施設等整備事業(施工個所数)	14 箇所	10 箇所／年	建設課
地域防災計画の推進(危機管理体制の充実)【再掲】	随時	随時	総務課

５　ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期の復旧を図る		
推進方針	関連計画	ページ
５－１　電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止		
第７次行財政改革において、令和２年度に個別施設計画の改訂版を策定	＊	21
第７次行財政改革において、令和３年度に公共施設等総合管理計画の改訂版を策定	＊	21
安全安心な行政サービスを行うため庁舎等建設基本計画を策定し、移転建替えを推進	＊★	21
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊	33
平常時から危機管理体制の充実に努め、災害を想定した医療機関や民間事業者との連携強化を図る	＊	33
５－２　上・下水道等の長期期間にわたる供給停止		
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	＊★	25
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	＊	25
広域での連携を視野に入れ、安定した水道水の供給に取り組む	＊	25
公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図り、下水道事業の独立採算の原則を踏まえ、計画的な公共下水道事業の推進に努める	＊	26
下水道事業計画区域外の小型浄化槽の設置促進	＊	26
建設から 40 年余りが経過し老朽化しているため、広域での汚水処理も視野に入れながら検討	＊	26
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
汚水の迅速な排除が行えるよう下水道施設の設計、施工においては、耐震性の確保を推進	★	－
５－３　交通インフラの長期にわたる機能停止		
コンパクトなまちづくりを推進し、利用者の移動ニーズに対応しながら、利用者の利便性を確保	＊	18
路線等級のみならず、交通量、代替え路線の有無や費用対効果を考慮し、耐用年数の延長も検討	＊	22
橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修・架け替えを実施し、必要に応じて修繕計画を見直す	＊	22
福岡県や関係市町と連携して早期完成に向けて推進	＊	22
通学路安全プログラムに基づく点検を実施し、優先順位をつけ整備	＊	24
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33

＊は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

６　経済活動を機能不全に陥らせない			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R６）	所管課
６－１　農業、企業の生産力の低下			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
多面的機能支払交付金事業	12 組織	－	農政環境課
かんがい施設維持管理（適切な維持管理）	随時	随時	農政環境課
ため池等整備事業（維持管理）	随時	随時	建設課
中小企業振興の協力体制（役割と連携体制の検証）	未実施	令和６年度	地域振興課
空き店舗等活用促進事業（利活用された空き店舗等数）【再掲】	未実施	12 軒	地域振興課
６－２　食料等の安定供給の停滞			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
災害協定及び関係機関との連携（連携の強化）【再掲】	随時	随時	総務課

７　二次災害を発生させない			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R６）	所管課
７－１　ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
かんがい施設維持管理（適切な維持管理）【再掲】	随時	随時	農政環境課
ため池等整備事業（随時管理）【再掲】	随時	随時	建設課
７－２　農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
荒廃森林整備事業（間伐面積）	120.39ha	130ha	農政環境課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
多面的機能支払交付金事業【再掲】	12 組織	－	農政環境課

６　経済活動を機能不全に陥らせない		
推進方針	関連計画	ページ
６－１　農業、企業の生産力の低下		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
農業資源の適切な保全管理の推進	＊	69
かんがい施設維持管理改修計画に基づき適切な維持管理に努める	＊★	69
ため池、パイプライン、揚排水機場の適切な維持管理に努める	＊★	69
行政、経済団体、金融機関等が一体となってそれぞれの役割を明確にし、地域経済の発展に取り組む	＊	70
空き店舗を活用した事業支援の推進	＊	71
６－２　食料等の安定供給の停滞		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
平常時から危機管理体制の充実に努め、災害を想定した医療機関や民間事業者との連携強化を図る	＊	33

７　二次災害を発生させない		
推進方針	関連計画	ページ
７－１　ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊	33
かんがい施設維持管理改修計画に基づき適切な維持管理に努める	＊	69
ため池、パイプライン、揚排水機場の適切な維持管理に努める	＊★	69
７－２　農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
長期間放置された人工林を健全な状態で次き世代へ引き継ぐため間伐に取り組む	＊	29
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
農業資源の適切な保全管理の推進	＊	69

＊は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

８　社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R６）	所管課
８－１　災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
多面的機能支払い交付金事業【再掲】	12 組織	－	農政環境課
かんがい施設維持管理（適切な維持管理）【再掲】	随時	随時	農政環境課
ため池等整備事業（随時管理）【再掲】	随時	随時	建設課
中小企業振興の協力体制（役割と連携体制の検証）【再掲】	未実施	令和６年度	地域振興課
空き店舗等活用促進事業（利活用された空き店舗等数）【再掲】	未実施	12 軒	地域振興課
８－２　人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
災害協定及び関係機関との連携（連携の強化）【再掲】	随時	随時	総務課
８－３　文化財の衰退・喪失			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
指定文化財の保存・管理（保存・管理）	随時	随時	教育課
８－４　地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
防災資機材や備蓄の確保（点検・修理・補充）	随時	随時	総務課
自主防災組織支援事業（共助の強化）【再掲】	随時	随時	総務課
避難訓練の実施（避難訓練の実施回数）【再掲】	１回／年	３回／年	総務課
消防団の充実・強化（団員数の確保）【再掲】	151 人	200 人	総務課
地域ｺﾐｭﾆﾃｨ活性化事業（地域ｺﾐｭﾆﾃｨのあり方と体制の見直し）	未実施	体制の見直し	総務課
体育施設の充実（施設利用件数）【再掲】	5,390 件	5,600 件	教育課
青少年の健全育成（青色回転パトロール車の台数）	24 台	25 台	教育課
子ども会事業の活性化（事業への参加者数）	延べ 2,600 人	延べ 2,900 人	教育課
公民館施設の充実（年間利用者数）【再掲】	47,935 人	50,000 人	教育課

８　社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する		
推進方針	関連計画	ページ
８－１　災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
農業資源の適切な保全管理の推進	＊	69
かんがい施設維持管理改修計画に基づき適切な維持管理に努める	＊★	69
ため池、パイプライン、揚排水機場の適切な維持管理に努める	＊★	69
行政、経済団体、金融機関等が一体となってそれぞれの役割を明確にし、地域経済の発展に取り組む	＊	70
空き店舗を活用した事業支援の推進	＊	71
８－２　人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
平常時から危機管理体制に努め、災害を想定した医療機関や民間事業者との連携強化を図る	＊	33
８－３　文化財の衰退・喪失		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
文化遺産を後世に伝えるため、指定文化財の保存・管理に努める	＊	56
８－４　地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	＊★	33
災害時の防災資機材の点検・修理・補充を行い、備蓄についても消費期限等に留意しながら保管・管理に努めていきます	＊★	33
自助・共助・公助それぞれの役割を明確にし、地域の安全・安心の確保に努める	＊	35
避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施	＊	35
住民の安全と安心を守る重要な役割を担っている消防団員の適正確保に努める	＊	35
地域の特性を活かした魅力ある地域社会の形成の取り組みを支援	＊	38
応急処置的な修繕や改修を行い、快適・便利に利用できるよう効率的な施設の運営を進め、利用促進に努める	＊	52
青少年の見守り活動や健全育成に取り組む	＊	53
子どもの自主性や社会性を育む子どもの体験活動の充実を図る	＊	53
公民館活動の活性化を推進	＊	54

＊は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

（５）脆弱性評価の結果

リスクシナリオごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、８つの備えるべき目標ごとに整理しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1　死傷者を最大限防ぐ	1-1	自然災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生
	1-2	火災や地震等に起因する建築物の倒壊による死傷者の発生
	1-3	河川氾濫に起因する浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	土砂災害による死傷者の発生

最悪の事態	回避に向けた評価結果
1-1	平常時より広報紙等を通じた災害対策に関する情報提供を行っていく必要があります
	今後もハザードマップによる必要な情報を町民に周知していく必要があります
	指定緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、安心して利用できるよう維持管理に努める必要があります
1-2	町内には、木造住宅を主とした密集地があるため、一人の犠牲者も出さないように、避難路の確保、火災の延焼防止対策、空家対策を促進し、町全体の防災力を高めていく必要があります
	耐震化ブロック塀倒壊防止対策の必要性について、啓発に取り組んでいく必要があります
	県の実施する地震による木造戸建て住宅の倒壊を防ぐための補助制度を引き続き、周知・促進していく必要があります
	町役場庁舎は、本館旧館、議会棟が建築基準法施行令改正による新耐震基準を満たしていないことから、まちの防災拠点として、安全・安心な行政サービスを提供し続けるため建替えが喫緊の課題であり、庁舎等建設基本計画に基づき進めていく必要があります
	公園、緑地等は、災害時の指定緊急避難場所や応急仮設住宅の宅地用地として重要なオープンスペースであるため、維持管理を適切に行っていく必要があります
1-3	河川堤防の危険が認められた箇所の早急な応急対策や修復に取り組む必要があります
1-4	土砂災害警戒区域等及び被害を及ぼすおそれのある個所の把握や周知に努めていく必要があります
	今後もハザードマップによる必要な情報を町民に周知していく必要があります

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
2　救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者の健康、避難生活環境を確実に確保する	2-1	医療・福祉機能の麻痺
	2-2	救助・救急活動の停滞
	2-3	地域の衛生状態の悪化

課題	回避に向けた評価結果
2-1	迅速かつ適切な医療支援のため関係医療機関と連携し、派遣体制等の維持を図る必要があります
2-2	消防団員の確保に努めるとともに、充実・強化を図る必要があります
	自主防災組織の活性化を図る必要があります
2-3	感染症発生の予防及びまん延防止のため、医療機関や関係団体と密な連携を図る必要があります

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3　必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員、施設等の被災による行政機能の低下

課題	回避に向けた評価結果
3－1	防災拠点となる公共施設等の個別計画及び管理計画の改訂版を早急に策定する必要があります
	町強靭化計画及び町防災計画等の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施していく必要があります
	罹災証明書の迅速な発行を行うため、広域による研修会に積極的に参加し、迅速に行えるよう努める必要があります
	学校施設は、非常時には、地域住民の避難所としての役割も担っていますが、今後人口減少に伴い、小中学校のあり方を検討していく中でも、その重要性は極めて大きなものであるため、地域住民と協議を進めながら方向性について検討していく必要があります
	自治区からの要請を踏まえ、災害対策本部の訓練を行うとともに、防災計画やマニュアル等を随時見直す必要があります

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能

課題	回避に向けた評価結果
4-1	災害の状況を迅速かつ正確に把握し、さまざまなツールを通じて情報提供に努めていく必要があります
	平常時に災害に備える心得の周知・啓発に努めていく必要があります
	防災メールまもるくんや町公式ＬＩＮＥの登録者数拡大に向け、広報紙等による周知を図っていく必要があります

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5　ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期の復旧を図る	5-1	電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止
	5-2	上・下水道等の長期間にわたる供給・機能停止
	5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止

課題	回避に向けた評価結果
5-1	再生エネルギーと蓄電設備の組み合わせや非常用電源の導入等も検討し、電気等のエネルギーの供給の停止時にも行政機能や避難施設等に影響がないように取り組む必要があります
5-2	上水道の供給停止や使用停止を平常時より想定し、家庭における備蓄等についても啓発を行っていく必要があります
	公共下水道において、災害の危機に陥った際に、下水道機能が中断しても可能な限り短時間で再開が可能となるよう下水道ＢＣＰに基づく訓練や実効性を高めていく必要があります
5-3	災害時における地域交通網を確保するため、安全・安心を確保するための道路整備の維持・補修を行う必要があります
	道路・橋梁長寿命化修繕計画により、補修・架け替え等を行い、必要に応じて計画の見直しを行っていく必要があります（跨道橋についても同様）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6　経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	農業、企業の生産力が低下する事態
	6-2	食料等の安定供給の停滞

課題	回避に向けた評価結果
6-1	農地の被害防止、軽減を図るため、排水設備等の維持管理に努めていく必要があります
	町商工会等と連携し、被災時には支援メニュー等を活用し、早急な復旧に向けて支援していく必要があります
	農業生産力の維持・安全のため、関係機関と連携し、早急な復旧に向けて支援していく必要があります
6-2	備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに目標物資を確保していく必要があります
	物資の供給などに関する協定の提携先の拡大を図る必要があります

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
7　二次災害を発生させない	7-1	ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

課題	回避に向けた評価結果
7-1	施設の計画的な老朽化対策等を進めるとともに、維持管理に努めていく必要があります
	堰、水門、排水設備等の施設管理者による維持管理の徹底に取り組む必要があります
7-2	森林の有する多面的機能の維持・向上を推進するために、森林の荒廃を未然防止する必要があります。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8　社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-2	人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-3	文化財の衰退・喪失
	8-4	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

課題	回避に向けた評価結果
8-1	鞍手町災害廃棄物処理計画に基づき、迅速な復旧を図るため実効性の向上に努めていく必要があります
8-2	復旧に携わる職員の不足が予測されることから、研修への参加を積極的に行っていく必要があります
8-3	平常時より文化財の点検等を定期的に行い、災害時に喪失しない体制に努めていく必要があります
8-4	自主防災組織を活用したコミュニティの構築に取り組む必要があります

（６）事務事業との整理対照表

No.	総合計画基本施策No.	後期基本計画事務事業No.	事務事業	死傷者を最大限防ぐ				救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者の健康、避難生活環境を確実に間帆する		
				1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3
				自然災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生	火災や地震等に起因する建造物の倒壊による死傷者の発生	河川氾濫に起因する浸水による死傷者の発生	土砂災害による死傷者の発生	医療・福祉機能の麻痺	救助・救急活動の停滞	地域の衛生状態の悪化
1	1	3	持続可能な地域公共交通体系の見直し							
2		4 5	公共施設マネジメントの推進		●					
3		6	庁舎等建設事業		●					
4	2	1	道路舗装維持管理計画							
5		2	橋梁の計画的な点検							
6		3	主要幹線道路４路線の整備							
7		4	六田川改修事業			●				
8		5	交通安全施設等整備事業							
9		6	快適に利用できる公園の維持管理	●						
10	3	1	安全・安心な上水道の供給							●
11		2	水道施設の維持管理							●
12		3	上水道の安定供給のための広域化							●
13		4	汚水処理人口普及率の促進							●
14		5	小型浄化槽設置の普及・促進							●
15		6	衛生センターのあり方							●
16	4	6	荒廃森林整備事業							
17	5	3	空家バンクの活用		●					
18		4	特定空家対策事業		●					
19		5	町営住宅等維持補修事業		●					
20	6	1	地域防災計画の推進	●	●	●	●	●	●	●
21		2	災害協定及び関係機関との連携					●		
22		3	防災資機材や備蓄の確保							
23		4	自主防災組織支援事業	●					●	
24		5	避難訓練の実施	●					●	
25		6	消防団の充実・強化						●	
26		7	防災行政用無線等を活用した情報発信							
27		11	地域コミュニティ活性化事業							

機能確保する政は行	通信機能確保する情報は	ライフラインネットワークの確保等を最小限に留めるとともに交通被害を早期に復旧を図る			経済活動を機能不全に陥らせない		二次災害を発生させない		社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する			
3-1	4-1	5-1	5-2	5-3	6-1	6-2	7-1	7-2	8-1	8-2	8-3	8-4
町職員、施設等の被災による行政機能の低下	情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能	電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止	上・下水道等の長期間にわたる供給停止	交通インフラの長期にわたる機能停止	農業、企業の生産力の低下	食料等の安定供給の停滞	ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ	文化財の衰退・喪失	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ
				●								
●	●	●										
●	●	●										
				●								
				●								
				●								
				●								
			●									
			●									
			●									
			●									
			●									
●			●									
								●				
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		●				●				●		
												●
●												●
												●
●	●	●										●
	●											
												●

No.	基本施策No.	事務事業No.	事務事業	死傷者を最大限防ぐ				救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者の健康、避難生活環境を確実に間帆する		
				1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3
				自然災害に関する認識が十分でないことに寄与する死傷者の発生	火災や地震等に寄与する建造物の倒壊による死傷者の発生	河川はん濫に起因する浸水による死傷者の発生	土砂災害による死傷者の発生	医療・福祉機能の麻痺	救助・救急活動の停滞	地域の衛生状態の悪化
28	7	9	子育て支援事業					●		
29		10	子育てサポート事業					●		
30	8	1	小学校のあり方							
31		2	給食センターのあり方							
32	9	1	体育施設の充実							
33		3	青少年の健全育成							
34		4	子ども会事業の活性化							
35		7	公民館施設の充実							
36	10	3	指定文化財の保存・管理							
37	12	1	高齢者の健康づくり（介護予防との一体化）事業					●		
38		2	重症化予防事業					●		
39		3	地域包括支援センターの充実					●		
40		5	情報提供の充実							
41	14	1	多面的機能支払交付金事業							
42		3	かんがい施設維持管理							
43		4	ため池等整備事業							
44	15	1	中小企業振興の協力体制							
45		9	空き店舗等活用促進事業		●					
46	17	1	地域の実情に応じたSociety5.0の推進							
47		2	情報発信の強化	●						
48	地域防災計画	―	ハザードマップの作成	●			●			
49		―	防災知識等の普及	●						
50		―	ブロック塀・石垣の安全化	●						
51		―	土砂災害予防対策				●			
52		―	下水道施設の耐震確保							●
53		―	防災知識の日常化と防災教育							

機能確保する政は行	通信は情報機確保する	ライフラインネットワークの確保等を最小限に留めるとともに交通の早期に復旧を図る			経済活動を機能不全に陥らせない		二次災害を発生させない		社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する			
3-1	4-1	5-1	5-2	5-3	6-1	6-2	7-1	7-2	8-1	8-2	8-3	8-4
町職員、施設等の被災による行政機能の低下	情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能	電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止	上・下水道等の長期間にわたる供給停止	交通インフラの長期にわたる機能停止	農業、企業の生産力の低下	食料等の安定供給の停滞	ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ	文化財の衰退・喪失	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ
●												●
●												
●												
●												●
												●
												●
●												●
											●	
	●											
					●			●	●			
					●		●	●	●			
					●		●	●	●			
					●				●			
					●							
	●											
	●											
			●									
●												

参考資料

鞍手町総合計画審議会条例
第５次鞍手町総合計画審議会名簿
鞍手町総合計画策定委員会設置要綱
鞍手町総合計画策定委員会名簿
鞍手町総合計画プロジェクトチーム名簿
第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）
第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）について（答申）
鞍手町国土強靭化地域計画（案）の審議について（報告）
第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）に対する
パブリック・コメントの実施結果について
鞍手町国土強靭化地域計画（案）に対する
パブリック・コメントの実施結果について
第５次鞍手町総合計画後期基本計画策定までの経過
国土強靭化地域計画策定までの経過

鞍手町総合計画審議会条例

昭和45年４月１日
鞍手町条例第29号

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項に基づく附属機関として、鞍手町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第２条　町長の諮問に応じて、鞍手町総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うため、鞍手町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第３条　審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

（１）　鞍手町議会議員

（２）　鞍手町教育委員会の委員

（３）　鞍手町農業委員会の委員

（４）　鞍手町の職員

（５）　鞍手町の区域内の公共的団体の役員及び職員

（６）　学識経験を有する者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年とする。ただし、第２条に規定する諮問に係る事項が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、政策推進課で処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月30日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年12月18日条例第28号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

第５次鞍手町総合計画審議会名簿

選出区分	選出母体	役　職	氏　名
鞍手町議会		議　　員	有　働　徳　仁
		議　　員	栗　田　美　和
鞍手町教育委員会	鞍手町教育委員会	教育委員	堀　角　泰　正
鞍手町農業委員会	鞍手町農業委員会	会　　長	相　葉　富　雄
公共的団体の役職員	鞍手町商工会	会　　長	内　田　一　美
	直鞍農業協同組合	総務課長	福　本　徹　也
	鞍手工業団地協同組合	専務理事	松　山　　進
	社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会	会　　長	由　衛　久　子
	鞍手町ボランティア連絡協議会	会　　長	後　藤　幸　雄
	鞍手町区長会	会　　長	添　田　賢　則
学識経験者	大学教授・准教授等	福岡教育大学教授	豊　嶌　啓　司
	大学教授・准教授等	西日本工業大学教授	岡　田　知　子
鞍手町職員	副 町 長		―
合　　計	12（20名以内）		

鞍手町総合計画策定委員会設置要綱

平成22年３月25日
鞍手町告示第48号

第４次鞍手町総合計画策定委員会設置要綱（平成18年鞍手町告示第45号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　鞍手町総合計画の基本構想及び基本計画を策定するに当たり、鞍手町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

（１）　総合計画の策定に関すること。

（２）　その他計画の策定に関し必要な事項

（委員会）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は副町長､副委員長は総務課長､委員は教育長及び各課局長の職にある者で構成する。

３　委員長は、委員会の会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（プロジェクトチーム）

第５条　委員会には、第２条に定める事項の調査及び研究を円滑に行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

２　プロジェクトチームには、プロジェクトリーダーを置く。

３　プロジェクトリーダーは、プロジェクト会議を招集し主宰する。

４　プロジェクトリーダーは、第２条の事項に係る調査及び研究の結果を委員会に報告するものとする。

（プロジェクト調整会議）

第６条　委員会にプロジェクト調整会議を置く。

２　プロジェクト調整会議は、副町長、総務課長、政策推進課長及びプロジェクトリーダーをもって構成し、所掌事項は、次のとおりとする。

（１）　委員会の会議の議事とする事項の調整に関すること。

（２）　その他委員会の会議の運営に必要な事項の調整に関すること。

（関係職員の出席）

第７条　委員会及びプロジェクトチームは、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は出席を求め所管事務等について説明及び報告をさせることができる。

（職員以外の者の出席）

第８条　委員長が必要であると認めるときは、委員会、プロジェクト調整会議及びプロジェクト会議等の会議に職員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（審議会への報告）

第９条　委員会は、資料の作成及び調査審議した結果を町長が諮問する鞍手町総合計画審議会の審議の経過に応じて、当該審議会に報告するものとする。

（庶務）

第10条　委員会の庶務は、政策推進課で行う。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月25日告示第23号）

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

第５次鞍手町総合計画策定委員会名簿

役　職	課局名・役職	氏　名
委員長	副町長	―
副委員長	総務課長	三　戸　公　則
委　員	教育長	栗　田　ゆかり
〃	政策推進課長	藤　原　光　徳
〃	地域振興課長	立　石　一　夫
〃	税務住民課長	梶　栗　恭　輔
〃	保険健康課長	芝　野　英　和
〃	福祉人権課長	石　井　通　稔
〃	農政環境課長 （兼農業委員会事務局長）	筒　井　英　和
〃	建設課長	松　永　憲　昌
〃	会計課長（会計管理者）	櫻　井　順　子
〃	教育課長	古　後　憲　浩
〃	上下水道課長	原　　敏　勝
〃	議会事務局長	武　谷　朋　視

■事務局

役　職	課局名・役職	氏　名
統　　括	政策推進課長	藤　原　光　徳
庶務統括	〃　　係長	髙　橋　奈美江
庶務担当	〃　　主任主事	平　田　裕　貴

令和２年３月31日

鞍手町総合計画プロジェクトチーム名簿

	主な分野	所　属	役　職	氏　名	ＷＴ（ＰＴ）役職
第1ＰＴ	都市計画　土地利用	総務課庶務管財係	係　長	神　谷　　徹	リーダー
	公共交通　公共施設	建設課建築係	係　長	小　野　泰　三	サブリーダー
	住宅施策　公営住宅　鉱害	地域振興課まちづくり係	係　長	白　土　博　幸	サブリーダー
	移住・定住施策　空家対策	総務課庁舎等建設推進係	主　査	阪　本　朝　子	
	防災　防犯（犯罪）	総務課庶務管財係	主　査	田　中　啓　介	
	消防　交通安全	政策推進課財政係	主　査	小　田　佑　亮	
	地域コミュニティ　等	建設課建築係	主　査	堀　江　健　太	
		建設課土木係	主　事	溝　上　耀　平	
第2ＰＴ	道路　河川　橋梁　砂防	建設課土木係	係　長	西　生　卓　矢	リーダー
	サイン事業　公園	農政環境課生活環境係	課長補佐	西　田　英一郎	サブリーダー
	水道　下水道　浄化槽	上下水道課上水道工務係	係　長	吉　田　一　雄	サブリーダー
	廃棄物（ゴミ）、し尿	上下水道課下水道係	主　査	中　井　政　孝	
	環境　公害　　等	税務住民課収納係	主　査	宮　﨑　敦　史	
		上下水道課上水道工務係	主　査	安　田　智　弘	
		建設課土木係	主任主事	迫　口　勇　太	
第3ＰＴ	子ども・子育て支援	福祉人権課児童人権係	係　長	村　岡　　崇	リーダー
	保育・保育所	教育課学校給食係	係　長	吉　田　　幹	サブリーダー
	学童保育　学校教育	教育課学校教育係	係　長	岩　﨑　一　宜	サブリーダー
	男女共同参画	農政環境課生活環境係	主　査	中　岡　博　幸	
	ＤＶ等被害者支援	保険健康課健康増進係	保険主幹	内　村　博　子	
	人権・同和対策	福祉人権課児童人権係	主　査	吉　田　留　里	
	学校給食　　等	福祉人権課児童人権係	主　査	髙　津　幸　祐	
第4ＰＴ	生涯学習　スポーツ振興	教育課生涯学習係	係　長	広　瀬　真　一	リーダー
	家庭教育　青少年健全育成	教育課文化振興係	係　長	岩河内　一　浩	サブリーダー
	公民館　図書・読書推進	総務課庶務管財係	主　査	久保田　隆　一	
	文化・芸術の振興	教育課生涯学習係	主　査	渡　邊　智　文	
	文化財保存・普及・啓発	教育課文化振興係	主　幹	長谷川　富　恵	
	地域学習支援	上下水道課下水道係	主　査	中　西　友　則	
	人権・同和教育　　等	政策推進課財政係	主　査	後　藤　隆　宏	
		上下水道課下水道係	主　査	小　田　裕　子	
第5ＰＴ	母子保健　健康増進	保険健康課健康増進係	課長補佐	沼　野　葉　子	リーダー
	医療　食育　国保	福祉人権課福祉係	係　長	大　村　俊　夫	サブリーダー
	国民年金　保健事業	福祉人権課高齢者福祉係	係　長	福　井　　晃	サブリーダー
	福祉・障がい福祉	税務住民課住民係	主　査	一ノ瀬　重　次	
	高齢者福祉　介護サービス	農政環境課農業振興係	主　査	柴　田　美　穂	
	（自立支援・生活支援）	保険健康課健康増進係	主　査	只　松　貴　子	
	地域包括支援　　等	保険健康課国保年金係	主　査	宮　﨑　正　成	
第6ＰＴ	企業誘致　雇用対策	地域振興課地域振興係	課長補佐	柴　田　隆　臣	リーダー
	商工業	農政環境課農業振興係	係　長	中　　勇一郎	サブリーダー
	創業支援　観光	農政環境課農業振興係	主　幹	坂　田　あゆみ	
	農業基盤（農業・畜産）	保険健康課健康増進係	主　幹	寺　本　理　恵	
	農業の担い手	政策推進課政策係	主　査	北　村　美喜子	
	農地の有効活用	地域振興課地域振興係	主　査	加　藤　　優	
	森林　　等	政策推進課財政係	主　査	後　藤　隆　宏	
		税務住民課収納係	主任主事	美　濃　　豪	
第7ＰＴ	情報施策	保険健康課公費医療係	主　幹	本　田　加奈子	リーダー
	シティプロモーション	政策推進課財政係	主　査	小　田　佑　亮	サブリーダー
	町勢要覧	総務課庁舎等建設推進係	主　査	渡　邉　勇　史	サブリーダー
		税務住民課賦課係	主　査	細　川　佑　希	
		政策推進課政策係	主任主事	次　原　　嶺	
		教育課文化振興係	主任主事	田　中　　暁	
		税務住民課賦課係	主任主事	北　島　　透	
		地域振興課地域振興係	主　事	石　井　惇　基	
		福祉人権課福祉係	主　事	中　野　志　保	
		保険健康課健康増進係	主　事	江　﨑　舞　衣	
		福祉人権課児童人権係	主　事	花　岡　　桜	

31 鞍政政第 893 号
令和２年３月 30 日

鞍手町総合計画審議会
会　長　　後　藤　幸　雄　　様

鞍手町長　　岡　崎　邦　博

第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

第５次鞍手町総合計画後期基本計画の策定にあたり、鞍手町総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

記

１．諮問事項　　第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）

令和２年５月 26 日

鞍手町長　　岡　崎　邦　博　　様

鞍手町総合計画審議会

会　長　後藤幸雄

第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和２年３月 30 日付 31 鞍政政第 893 号で鞍手町長から鞍手町総合計画審議会に対し諮問された第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）に関する審議の結果及び意見について、下記のとおり答申いたします。

記

１．はじめに

第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）について、当審議会で審議した結果、第５次鞍手町総合計画基本構想に基づく基本施策については概ね妥当と判断します。

第５次鞍手町総合計画は、まちづくりの総合的な指針であり、人口減少が加速する中において非常に重要な意味を持ちます。このことから、後期基本計画の推進については、基本構想に掲げる「新たな力で躍動するまち くらて」が実現できるように、全力を挙げて取り組まれることを要望します。

また、審議の過程で出された下記の意見に留意し、まちづくりを推進していただくよう重ねて要望します。

２．付帯意見

（１）人口減少への対応

若い人が定着する取り組みを積極的に行い、移住定住を促進すること。

（２）教育環境の整備

教育環境の整備について、特に小学校のあり方に関する基本方針の策定は、人を育てるための最重要課題であるため、慎重かつ速やかに進めていくこと。

（３）防災・社会基盤・環境

災害に強く安心して暮らせるまちづくりや自然環境の保全に配慮した持続可能なまちづくりに努めること。

令和２年 11 月５日

鞍手町長　　岡　崎　邦　博　　様

鞍手町総合計画審議会
会　長　後藤幸雄

鞍手町国土強靭化地域計画（案）の審議について（報告）

令和２年 10 月 23 日付２鞍政政第 586 号で報告のあった鞍手町国土強靭化地域計画（案）については、福岡県の指導・助言等により、リスクシナリオごとの脆弱性を分析・評価し、備えるべき目標を当初の内容から整理しており、概ね妥当と判断します。

国土強靭化は、大規模自然災害等への備えであり、防災・減災、迅速な復旧・復興に資する施策について、まちづくり施策を含めた総合的な取組みとして計画的に実施し、強靭なまちづくり、地域づくりを推進するものです。

本町においても災害に強く安心して暮らせるまちづくりや自然環境の保全に配慮した持続可能なまちづくりに努めること、災害に対する情報を広く住民に周知すること、また、情報システムの脆弱性に対する施策についても検討することを付して審議の報告とします。

第５次鞍手町総合計画後期基本計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果について

１．意見募集の概要

・意見の募集期間	令和２年３月30日　～　令和２年４月18日
・意見の周知方法	町ホームページ、公共施設（役場、中央公民館、福祉センター）への掲示及び同施設での閲覧・配布及び広報
・意見の提出方法	電子メール、郵便、ＦＡＸ、持参

２．意見内容とその対応

第５次鞍手町総合計画後期基本計画(案)に対する意見の提出がなかったことから、記載内容の修正、文言の追加等は行わず原案のとおりとすることを報告いたします。

鞍手町国土強靭化地域計画（案)に対する
パブリック・コメントの実施結果について

１．意見募集の概要

・意見の募集期間	令和２年９月30日　～　令和２年10月19日
・意見の周知方法	町ホームページ、公共施設（役場、中央公民館、福祉センター）への掲示及び同施設での閲覧・配布
・意見の提出方法	電子メール、郵便、ＦＡＸ、持参

２．意見内容とその対応

鞍手町国土強靭化地域計画(案)に対する意見の提出がなかったことから、記載内容の修正、文言の追加等は行わず原案のとおりとすることを報告いたします。

第５次鞍手町総合計画後期基本計画策定までの経過

年　月	経過の説明（概要）	
６ 月 ３ 日	第１回総合計画策定委員会	次期計画策定の見直し方針 計画策定の体制
６月１日～ ６月 30 日	鞍手町まちづくりに関するアンケート実施	住民のまちづくり（住民･転出者･転入者）、出産・結婚・子育てに対する意向を把握するために、1,500 名（無作為抽出）を対象に「アンケート調査」を実施
７月８日	第２回総合計画策定委員会	総合計画・総合戦略・行財政改革プロジェクトチーム（ワーキングチーム）の設置 各種計画策定に伴う合同説明会
７ 月 11 日	各種計画策定に伴う合同説明会	総合計画策定方針 総合戦略第２期ビジョン 鞍手町の人口ビジョンと現状 第７次行財政改革 今後のスケジュール
７月 16 日～ 10 月 ４ 日	プロジェクトチームによる調査･研究	各行政分野ごとに基本施策等の課題・アイデアを抽出し、提案事業等の調査・研究を行う
７ 月 26 日 ７ 月 29 日 ８ 月 ５ 日 ８月 27 日	町長ヒアリング	後期基本計画の取り組みについてヒアリングを行う
９ 月 24 日 ９ 月 27 日	各種団体懇談会	町内 26 団体の懇談会を開催し、各団体としての現状の課題及び今後必要な取り組み等を聴取し、町の課題を整理する
11 月１日～ 11 月 30 日	中学生アンケート実施	鞍手中学校全生徒へのアンケートを実施
11 月 12 日	第３回総合計画策定委員会	前期基本計画の進捗状況及び評価 人口ビジョンの現状 財政シミュレーション 後期基本計画継続事業・新規事業の選別
11 月 13、14 日	後期基本計画事務事業の調整（主要事業ヒアリングにて）	
11 月 20 日	第４回総合計画策定委員会	前期基本計画の進捗状況報告 人口ビジョンの現状 次期計画策定の見直し方針
11 月 25 日	第１回総合計画審議会	前期基本計画の進捗状況報告 人口ビジョンの現状 次期計画策定の見直し方針
２ 月 18 日	第５回総合計画策定委員会	基本施策タイトル（案） 事務事業（案）

３月２日	第２回総合計画審議会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）	
３月４日	第５回総合計画策定委員会 （紙上開催）	第５次総合計画後期基本計画【素案】協議
３月 23 日	第６回総合計画策定委員会	第５次総合計画後期基本計画【素案】協議 鞍手町食育推進計画 鞍手町国土強靭化地域計画
３月 30 日～31 日	鞍手町食育推進計画について県と協議（３月 31 日承認）	
３月 30 日	第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）諮問	
３月 31 日 ～４月 15 日	第３回総合計画審議会（紙上審議）	後期基本計画（案）に関する意見・質問
３月 30 日 ～４月 18 日	第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）のパブリックコメント実施	
５月 14 日	令和２年度 第１回総合計画審議会（紙上審議）	パブリックコメントの実施結果 後期基本計画（案）に対する質問・意見に対しての回答 答申書（案）の確認 審議における計画の加除修正について報告
５月 22 日	第１回総合計画審議会紙上開催の結果について総合計画審議会委員へ報告	
５月 23 日	第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）のパブリックコメント実施結果の公表	
５月 26 日	第５次鞍手町総合計画後期基本計画（案）答申	
５月 26 日	第５次鞍手町総合計画後期基本計画策定	

国土強靭化地域計画策定までの経過

年　月	経過の説明（概要）	
４月３日～	鞍手町国土強靭化地域計画について県と協議（随時改訂）	
５月 26 日 ～８月 19 日	福岡県からの指導を受け、所管課である総務課と協議をしながら修正版（改訂）を作成	
８月 20 日 ～９月 28 日	福岡県防災企画課より担当部署に照会	
９月 29 日	福岡県からの修正・意見などに対する回答について報告	
９月 30 日 ～10 月 19 日	鞍手町国土強靭化地域計画（案）のパブリックコメント実施	
10 月 26 日 ～11 月４日	令和２年度 第２回総合計画審議会（紙上審議）	福岡県との協議等を経て修正（改訂）した国土強靭化地域計画の審議 パブリックコメントの実施結果
11 月５日	鞍手町国土強靭化地域計画（案）のパブリックコメント実施結果の公表	
11 月５日	鞍手町総合計画審議会会長より鞍手町長へ鞍手町国土強靭化地域計画（案）の審議結果を報告	
11 月５日	第２回総合計画審議会紙上開催の結果について総合計画審議会委員へ報告	
11 月９日	鞍手町国土強靭化地域計画策定	

第５次鞍手町総合計画後期基本計画
令和２年５月
第５章鞍手町国土強靭化地域計画
令和２年 11 月
編集・発行　鞍手町
〒807－1392
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地
TEL　0949－42－2111　FAX 0949－42－5693
町公式 HP　http://www.town.kurate.lg.jp
町公式 FB　http://ja-jp.facebook.com/town.kurate
町公式 LINE　@kurate

「ふっ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
ふっくらくらて。

【ふっくら くらて】［名詞］

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすることによって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。